

朱 雀										
天慶元年	5/22 改元	八年		(九三七) 七年	(九三六) 六年	(九三五) 五年	(九三四) 四年			
五月三日		正月七日	九月某日	某日	正月某日	正月七日	十二月三日 (五日イ)	十一月一日		十月廿四日
									観教(源信輔)誕生。 (僧 参照)	
(天慶元年)五月三日昇殿、		天慶元年正月七日、叙従四位下 (歌)	(承平七年)九月、任右(左カ)中弁、 (歌)	※承平三年二月十三日項参照 (九)(補)	【関連】正月廿二日、藤原仲平を左大臣と為す。 (公西2正2御2冷4)	藤原仲平任左大臣大饗に列席、歌を詠む。 (承平)七年正月、辞蔵人、以男信明補蔵人、即昇殿、	蔵人左衛門尉藤原親盛が唐物の使に下向するのに餞す。 (公西23正23御25冷ナシ)	(承平)六年正月七日、叙正五位下、(歌)	皇太后穩子五十賀の屏風歌を詠む。 (歌)	右大臣藤原仲平、権左中弁公忠朝臣を藤原忠平邸へ遣わし消息を奏さしむ。(九)蔵人左衛門尉藤原親盛が唐物の使に下向するのに餞す。 (公西23正23御25冷ナシ)

かんのとの(満子・大中臣頼臣集)、忠平(伊勢集)も御屏風を贈り、紀貫之もいずこかの屏風に歌を献じている(拾遺集)。

(承平三年)十月廿四日、任右中弁、山城守如元、

皇太后穩子五十賀の屏風歌を詠む。

右大臣藤原仲平、権左中弁公忠朝臣を藤原忠平邸へ遣わし消息を奏さしむ。(九)蔵人左衛門尉藤原親盛が唐物の使に下向するのに餞す。  
(公西23正23御25冷ナシ)

(承平)六年正月七日、叙正五位下、(歌)

(承平)七年正月、辞蔵人、以男信明補蔵人、即昇殿、

藤原仲平任左大臣大饗に列席、歌を詠む。  
(公西2正2御2冷4)

【関連】正月廿二日、藤原仲平を左大臣と為す。  
(九)(補)

※承平三年二月十三日項参照

(承平七年)九月、任右(左カ)中弁、  
(歌)

天慶元年正月七日、叙従四位下  
(歌)

(天慶元年)五月三日昇殿、  
(歌)

(九三八) 二年	(九三九)	三年	(九四〇)				(九四一) 四年
四月十五日	十六日	正月十六日	三月廿五日	四月十二日	五月六日	三月廿八日	未詳 正月以後 五月七日以前
<p>【関連】定殿上人（藤原在衡）・藏人、 (貞)</p> <p>早且使内舍人在舒奉聞齋王、夜来行事公 忠朝臣伝示齋王御報旨、又云、昨夜将来、 為告仰旨令求使等、不知其所在、今朝各 出来、参社頭了、 (貞)</p>	<p>一和師将来祈算卷数、請前施祿、去 五 六日番人可勘之事仰義方、庶明、敦忠、 在衡、公忠、兼忠等也、 (貞)</p>	<p>好古朝臣辰二尅發向、節会如例、但無音 樂、所々進兵士夾名、給公忠朝臣、為令 分配諸門也、觸左金吾每事可行之状仰了、 (貞)</p>	<p>天慶三年三月廿五日、任太宰大貳、不起、 (歌)</p>	<p>(天慶三年) 四月十二日昇殿、 (歌)</p>	<p>(天慶三年) 五月六日昇殿、 (歌)</p> <p>朱雀院別当公忠・貫之朝臣等如古可補、 宜奏之状、仰相弁、 <small>月念皆既、</small> (貞)</p>	<p>(天慶) 四年三月廿八日、任近江守、(歌)</p> <p>任国近江へ下向、貫之と贈答歌を交わす。 (公西 30 31 正 31 32 國 32 33) (貫 747 749)</p>	<p>公忠、好古が正月の補任で四位に昇進で きなかつたことを憂う歌を詠み好古に送 る。 (公西 27 正 27 御 29 冷 15) (大) (後)</p> <p>【関連】五月七日、小野好古、藤原純友</p>





崇 德		三 条		一	
(一一三六) 保延二年	長和二年 (一一三三)	長保元年 (九九九)	四年 (一〇〇二)	五年 (一〇〇三)	五年 (九九八)
十二月某日	二月二日		六月廿日	十二月十九日	十二月廿九日
貞主遣唐使之間。摸ニ漢朝慈恩寺ニ建ニ立之一。 (百 第六)	故觀教の譲により御願寺に懷壽が補される。 【関連】慈恩寺焼亡。此寺者。是滋野 (御)	長和元十一廿六卒、年七十九、號御願寺僧都、 (護)	觀教、崇福寺別当を替る。 (權)	觀教、法眼に叙される。 (僧)	觀教、長德五年十二月廿九日法眼に叙される。 (僧)
		法橋上人位 (大僧都) 觀教、十一月二十六日入滅 (卒、號御願寺僧都) (僧・丸括弧内は彰考館本)	觀教、長和元年任、 (護)	觀教、長和元年三月十四日任大僧都、 (僧)	
		奉護持僧賞云々、 (護)	觀教、長和元年任、 (積)	觀教、長和元年三月十四日任大僧都、 (僧)	
		自法眼任大僧都例 (七十九)	觀教、長和元年任、 (積)	觀教、長和元年三月十四日任大僧都、 (僧)	
		東宮時御持僧勞、 (護)	觀教、長和元年三月十四日任大僧都、 (僧)	觀教、長和元年三月十四日任大僧都、 (僧)	
		山法眼給 (ママ) 觀教權大僧都 觀曉弟子、 (僧)	觀教、長和元年三月十四日任大僧都、 (僧)	觀教、長和元年三月十四日任大僧都、 (僧)	
		權大僧都、元法眼、超越数輩、自東宮 (護)	觀教、長和元年三月十四日任大僧都、 (僧)	觀教、長和元年三月十四日任大僧都、 (僧)	
		護持賞、 (七十九)	觀教、長和元年任、 (積)	觀教、長和元年三月十四日任大僧都、 (僧)	
		法橋上人位 (大僧都) 觀教、十一月二十六日入滅 (卒、號御願寺僧都) (僧・丸括弧内は彰考館本)	觀教、長和元年任、 (護)	觀教、長和元年三月十四日任大僧都、 (僧)	
		長和元十一廿六卒、年七十九、號御願寺僧都、 (護)	觀教、長和元年任、 (積)	觀教、長和元年三月十四日任大僧都、 (僧)	
		故觀教の譲により御願寺に懷壽が補される。 (御)	觀教、長和元年任、 (護)	觀教、長和元年三月十四日任大僧都、 (僧)	
		貞主遣唐使之間。摸ニ漢朝慈恩寺ニ建ニ立之一。 (百 第六)	觀教、長和元年任、 (積)	觀教、長和元年三月十四日任大僧都、 (僧)	

〈参考文献略称一覧 ※略称の五十音順〉

宇 宇治拾遺物語	荏 荏柄天神社本北野天神御伝並御託宣等	河 河海抄
歌 三十六人歌仙伝	寛 寛平御遺戒	九 九条殿記、九曆
薰 薰集類抄	権 権記	鏡 大鏡
古 古本説話集	公 公忠朝臣集 <small>(西 西本願寺蔵三十六人集本 正 正保版本 御 宮内庁書陵部蔵御所本 冷 冷泉家時雨亭藏書本)</small>	護 護持僧補任
三 三代実録	积 积家初例抄	後 後撰和歌集
続後 続後拾遺和歌集	新 新古今和歌集	後 後撰和歌集
政 政治要略	僧 僧綱補任次第	小 小右記
談 古事談	勅 勅撰作者部類	新 新勅撰和歌集
平 平安朝歌合大成	補 公卿補任	尊 尊卑分脈
		貞 貞信公記抄
		日 日本紀略

一 公忠の出自と母方の家系

一 (1) 公忠母滋野朝臣直子の職歴

滋野直子は承和四年（八三七）に誕生し、延喜十五年（九一五）正月十九日、典侍正四位下の時七十九歳で亡くなっている。父母については明かでないが、直子は貞主が考案に携わったと考えられる薰物の処方に精通し、子息公忠は後に貞主の滋野井第を自邸としたことから、貞主との近親関係が推定されてきた。直子誕生時の貞主の年齢は五十二歳、長女繩子は既に仁明天皇の東宮時代に入内し、幼年の皇子を亡くしている。『文徳実録』仁寿二年（八五二）二月八日条の貞主卒時記に名前の挙がる貞主子女は、繩子とその妹で文徳天皇女御であった奥子のみであるが、当時十六歳で社会的な経歴の浅い少女が記載から漏れたとしても不思議ではない。また、直子と繩子、奥子との年齢には二十歳近い開きがあるはずだが、姉妹である可能性を否定するには足らない。

典侍として仕える以前、直子は光孝天皇后宮に更衣として入内していた。『三代実録』仁和二年（八八六）九月三十日条によれば、更衣滋野朝臣直子なる女性が、斎王繁子内親王の伊勢下向に供奉したところ、鈴鹿頓宮で火災が生じ、内親王は直子の車にお乗りになつて頓宮を出御せられたという。先行研究<sup>＊</sup>で云われるように、更衣滋野直子が後の典侍と同一人であれば、この時直子は五十歳であつた。

翌三年（八八七）、光孝天皇崩御により、斎王は退下なさつた。直子も斎王に随い帰京したものと考えられるが、翌四年公忠が誕生していることから、後宮を去つて程なくして光孝天皇第一源氏国紀の妻となつたらしい。直子は五十二歳の高齢で公忠を生んだものと考えられるので、実母としては疑わしいとの杉本寿郎氏の見解もある<sup>＊</sup>。いずれにしても直子は天皇の崩御とともに後宮を去つたが、数年後には宮中に戻つたらしい。公忠九歳の寛平九年（八九七）に宇多天皇の著された『寛平御遺戒』には、「東宮宣旨滋野」という、「寛緩和柔」にして「激励各身勤仕」する女官の名が挙げられている。『西宮抄』によれば、直子は晩年東宮宣旨の職掌にあつたとされ（前掲略年譜延喜十五年項参照）、御遺戒の東宮宣旨滋野も直子のことと考えられている<sup>＊</sup>。直子は、宮中に仕える女官の中で人柄、勤務態度とも随一の者として、宇多天皇に認められていたのである。

『日本紀略』『西宮記』によれば、直子は延喜十五年（九一五）正月十九日に卒し、翌廿日には授三位を贈られ、葬料として施卅疋、調布五百端、商布二百端を給わつてゐる。『三十六人歌仙伝』は、十九日に公忠が昇殿を許されたと記すが、事実であれば母の薨去と無関係ではあるまい。直子は老いてなお現役の女房として宮中に居住し、そこで亡くなつたので、息子公忠が急遽召されて後事をとりはからつたと考えるべきであろう。実の親

子であるか否かは別として、直子が公忠の母として公に認知されていたことは疑い無い。

一、(2) 貞主と女子の官歴

『文徳実録』所載の滋野貞主卒伝によれば、貞主は仁寿二年（八五二）二月八日、六十歳で薨去。尾張守滋野朝臣家沢の子で、大学頭兼博士正五位下楢原東人の曾孫にあたる。東人は九経に該通する儒者で名儒を号し、天平勝宝元年、駿河守の時黄金を献上する功を上げ、勤臣の義を取る伊蘇志臣の姓を授かり、父家沢は延暦十七年滋野宿祢の姓を賜った。

貞主は大同二年（八〇七）春に文章生試及第、同五年（八一〇）少内記となり、翌年内記に転じ、同十一年（八一六）には外従五位下に叙され、因幡介の任を受けた。翌年には従五位下に昇り図書頭を兼任、同十四年（八一九）四月正良親王、後の仁明天皇の東宮学士に遷された。天長八年（八三一）には朝廷から諸儒を興し古今文書を撰集せよとの勅を受け、一千巻からなる『秘府略』を撰集したとされる。翌年には下総守を兼任、親王が即位されると内蔵頭を兼任、数ヶ月後宮内大輔に遷され、承和元年（八三四）従四位下相模守を兼ね、翌年兵部大輔に遷り、同六年（八三九）大和守を兼任、翌年大蔵卿兼大和守、翌八年（八四一）大和守から讃岐守に転じ、翌九年、五十八歳の時式部大輔に遷り讃岐守を兼任、同年秋には参議に補され公卿に列した。

承和十一年（八四四）以後は城南の居宅を伽藍と為して慈恩寺と命名、西寺別院として座禅に親しみ、式部大輔辞任を願うが許されなかつた。翌十二年「便宜十四事」を陳し、嘉祥二年（八四九）春には尾張守を兼任、この時大宰帥と大貳の才覚、人徳の劣ることを憂慮し上表、外交の要所を預かるに相応しい人事が行われるべきことを説き、容れられた。貞主が外交通であったことを知らせるとともに、次項で触れる貞主渡海の可能性に関連す

る一件でもある。

同年秋には宮内卿に任ぜられ、翌三年（八五〇）夏には正四位下に昇り、相模守を兼任したが、仁寿二年（八五二）春唇吻に毒瘡を發し、朝廷から医薬を賜るも効驗無く、たちまち二月八日に慈恩寺西書院で卒した。その死を嘆き涙せぬ者は無かったという。

貞主は天性慈仁にして人を傷つけない物言いをこころがけ、士輩の牽引役であつて、各人を器に応じて適所に配した。長女繩子は心やわらかく従順な氣質で、仁明天皇は殊に恩幸を加えられ、本康親王、時子内親王、柔子内親王を生んだ。繩子の妹奥子は頗る風儀あり婦道の得を備え、仁明天皇の後宮で惟彦親王、濃子内親王、勝子内親王を儲けた。時の人は、皇子の外戚として滋野家が繁昌したのは祖たる貞主の慈仁の及ぶところであると称えたという。

『公卿補任』の貞主卒伝によれば、貞主は身長六尺二寸、雅量あり氣骨に富む人であつたとも伝えられる。貞主弟の従四位上摂津守滋野朝臣貞雄もまた身の丈六尺余りで雅に儀貌有り、娘岑子は文徳天皇後宮に入り二皇子二皇女（本有、載有、淵子、滋子）を生んだ。貞雄は国守を歴任し公卿とはならなかつたが、それを不服とせず、仁愛の人であり人と競うことは無かつたという。貞主撰集の『秘府略』は宮中の書庫に存する書籍（秘府）であつた先行の中国類書を材料に成つたと考えられ、東宮学士貞主の技量の高さと朝廷からの信任の篤さを裏付けるものであるが、弟の貞雄もまた幼くして大学に遊び、詞賦に長じた（『三代実録』清和天皇貞觀元年（八五九）十二月廿一日貞雄卒伝参照）。

貞主と貞雄の儒学の才は曾祖父以来受け継がれた学問の成果と父の薫陶によるところが大きかつたと考えられるが、兄弟揃つて優れた体軀と人徳に恵まれたのも、家系と家風の

賜物であつたのだろう。こうした人徳は、貞主の子女にも受け継がれたと見られ、貞主女の繩子と奥子は彼女ら自身と父の人徳により仁明天皇の寵愛を賜つたと伝えられる。公忠の母直子もまた、『寛平御遺戒』で「寛緩和柔」と評された。貞主貞雄兄弟が育つた滋野の家の氣風をまつすぐに受け継ぐ女性だったのであろう。

一、(3) 貞主と渡海

貞主が中年期から晩年までを過ごした慈恩寺は、二百年後の平安末期に焼亡している。前掲の略年譜末尾に付した『百鍊抄』保延二年(一一三六)十二月某日の記事によれば、この寺は貞主が遣唐使として渡海した間に唐土の同名の寺を模して建立されたものと伝えられていた。

貞主は儒学に長じた家系に生まれ、自身も優れた儒者として知られたが、遣唐使として洋行を経験したか否かは史実に明かにされていない。但し、その可能性を示唆する史料、伝承は、前述の『百鍊抄』記事の他にも残されている。『薰集類抄』諸本中、現存最古の写本である武田科学振興財団杏雨書屋蔵鎌倉期古鈔本や、平安末期の写本として名のみが伝わる寂連本の系統の諸本には、貞主の調合した薫物について記されたものとして、次の裏書記事が伝わる。

裏書云貞主渡唐習傳

和合雜香方等云、但見家

傳不任遣唐使可尋之

滋宰相

滋野貞主 参議宮内卿 正四下  
尾張守家譯子

(鎌倉期古鈔本

梅花

貞主処方の項

3丁ウ)

貞主渡唐習傳和合雜香方等云、但見家傳不任

遣唐使可尋之

(河村文庫本 上卷裏書勘物 上卷 36丁才)

『薰集類抄』が卷子本の形態にあり、裏書が残されたと推定される平安後期、貞主は遣唐使として唐に渡り、その地で合香を学んだとの伝承が存在したらしい。裏書筆者はこの点について、滋野氏の「家伝」、「滋野氏系図」であろうか、この中に貞主渡海を事実として裏付ける記事が存在しないことを指摘し、検討を要すべしとの私見を添えている。

但し、史実には不確かながらも貞主と遣唐使との関係を示唆する出来事が書き残されている。卒時伝によれば、貞主は嘉祥二年（八四九）尾張守の時、大宰府吏の無能振りを国家の危機をもたらすものとして糾弾し、次のように上表したという。

嘉祥二年春兼尾張守、于<sub>レ</sub>時大宰府吏多不<sub>レ</sub>良、衰弊日甚、貞主上<sub>レ</sub>表曰、夫大宰府者、西極之大壤、中国之領袖也、東以<sub>三</sub>長門<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>関、西以<sub>三</sub>新羅<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>拒、加以九国二嶋、群掛闊<sub>ヒロクトホシ</sub>、遠、自<sub>レ</sub>古于<sub>レ</sub>今、以為<sub>三</sub>重鎮<sub>一</sub>、夫謀<sub>レ</sub>事必就<sub>レ</sub>祖、発<sub>レ</sub>政占<sub>三</sub>古語<sub>一</sub>、因檢<sub>三</sub>旧記<sub>一</sub>、大唐高麗新羅百濟任那等、悉託<sub>三</sub>此境<sub>一</sub>、乃得<sub>三</sub>入朝<sub>一</sub>、或縁<sub>三</sub>貢獻之事<sub>一</sub>、或懷<sub>三</sub>帰化之心<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>謂<sub>三</sub>諸藩輻湊、中外之関門者<sub>一</sub>也、因<sub>レ</sub>茲有徳為<sub>三</sub>帥式<sub>一</sub>、才良為<sub>三</sub>監典<sub>一</sub>、若無<sub>三</sub>其人<sub>一</sub>、選<sub>三</sub>取弁官式部<sub>一</sub>、頃年以來耐而不<sub>レ</sub>行、近得<sub>三</sub>飛語<sub>一</sub>云、彼吏或擊<sub>レ</sub>目閉<sub>レ</sub>口、似<sub>三</sub>避<sub>レ</sub>時之人<sub>一</sub>、或忘<sub>レ</sub>恥貧<sub>レ</sub>財、為<sub>三</sub>聚斂之吏<sub>一</sub>、府司国宰、莫<sub>レ</sub>不<sub>三</sub>悲傷<sub>一</sub>、若如<sub>レ</sub>此不<sub>レ</sub>変、恐<sub>カムモノ</sub>、膾<sub>ホソ</sub>不<sub>レ</sub>及、臣聞<sub>三</sub>此語<sub>一</sub>、心身罔<sub>レ</sub>措、雖<sub>三</sub>此之飛語有<sub>三</sub>何信拠<sub>一</sub>、而臣子之理、何不<sub>三</sub>預憂<sub>一</sub>、又聞、少弐從五位下小野朝臣恒柯筑前守從五位下紀朝臣今守、有<sub>レ</sub>意<sub>三</sub>執



論一、無レ力ニ矯枉一、未レ審ニ虚実一、唯得ニ耳剽一、臣不レ勝ニ血誠一、伏蠲ニ逆鱗一、言詞切直、黙止不レ省、

古今に渡る国の重鎮として、有事には国の玄関口を守り敵国へ赴くこともある大宰府の官人について、相応しからざる飛語を得たという貞主は、適切な人選が行われることを求めるとともに、大宰府吏の腐敗を糾弾する下級貴族らの動きが封じられていることを訴えている。

この上表が行われた年の秋、貞主は宮内卿に昇任している。朝廷は、貞主の訴えを正統なものとして認めただけでなく、わが国の外交の歴史と対外活動の現状に対する精通振りに、臣下としての有能さを改めて認めたのであろう。貞主は古今の書物からわが国の対外政策に関する情報を得ていたと考えられるが、同時に大宰府吏の現状に関する「飛語」を得、また現地の少弐らが秘密裏に進めていたはずの改革的行動に精通するなど、文献からは得難い大宰府の内情にも通じている。貞主は、大宰府に近いところにも情報源を置いていたことが想像されるのである。

『百鍊抄』によれば、貞主の渡海は承和十年（八四三）ごろのことと推定されるが、七年前の承和三年（八三六）にも、貞主と遣唐使との関係を見出す上で関わりのありそうな叙位が行われている。

戊戌、授ニ遣唐判官外従五位下長岑宿祢高名従五位下、无位滋野朝臣繩子正五位下、无位菅野朝臣浄子従五位下一也、浄子は遣唐大使藤原朝臣常嗣母也、故准ニ旧例一叙レ之、遣唐録事高岑宿祢貞禰、改ニ宿祢一賜ニ朝臣一、其先高麗人也、

（『続日本後紀』卷第五 仁明天皇 承和三年四月二十九日条）

この日、貞主長女繩子は無位から正五位下に叙されているが、繩子に限ってその理由は明かでない。同じ日に位を授かったのは、いずれも遣唐使として功をあげた人物とその近親者ばかりである。繩子の昇進についても、遣唐使派遣との関連によるものである可能性が想定される。

以上の伝承や史実から、貞主には承和三年頃、或いは同十年頃に遣唐使として渡海していた可能性が考えられるが、どちらの年についても、貞主の国内に於ける動向の知られない時期は一両年程度であること、その頃貞主が既に五十歳を超えていたこと、並びに渡海の事実を明記する史実が存在しないことを考えると、渡海を事実として肯定することは難しい。『薰集類抄』裏書に云われる通り、検証の余地を残す問題点であるが、そうした逸話がまことしやかに語り伝えられるほど、貞主は渡来文化や唐の情勢に明るく、その方面で多大な業績を残した人物として理解されていたのである。

## 二 仁明朝の薰物文化と貞主の合香

### 二・(1) 薰物の国風化と貞主の処方

『薰集類抄』は、滋宰相貞主の薰物として、次の三種八方を掲載する。

#### 〈梅花〉

滋宰相

滋野貞主参議宮内卿正四下  
尾張守家譯子

沈八両二分

或本二分  
寸用心

占唐一分三朱

甲香三両一分

甘松一分 白檀二分三朱 丁子二兩二分

麝香二分 已上小十五兩三朱

沈四兩一分 占唐四朱餘 甲香一兩二分三朱

甘松三朱 白檀一分一朱餘 丁子一兩一分

麝香一分 薰陸三朱 已上小八兩

沈二兩二分二朱 占唐三朱 甲香一兩一朱

甘松二朱 白檀五朱 丁子三分二朱

麝香四朱 薰陸二朱 已上小五兩一分四朱

〈侍從〉

滋宰相 小一条皇后方同之  
又入道一品宮女房陸奥方同之

沈四兩二分 丁子二兩二分 甲香一兩二分 已上大

熟鬱金一兩 甘松一兩 已上小大九兩四朱小 廿七兩二分

或加占唐大一分又說停鬱金加麝香小二分  
又或用黃鬱金

沈六兩三分 或小六兩 丁子三兩三分 或小三分 甲香二兩一分 或小一兩二分

鬱金二分 甘松二分

若加占唐一分三朱 或小三朱 若用麝香一分  
縱雖頗減不可過入之

〈黒方〉

滋宰相

小一条皇后與此方無相連公住卿同用之  
小一条院方又同之入道一品宮女房陸奥方同之參議師成又同

之

沈四兩

丁子二兩

甲香一兩

或二分

薰陸一分

或二分

白檀一分

或二分

麝香二分

已上大八兩  
二分

沈六兩

丁子三兩

甲香二兩一分

薰陸一分三朱

白檀一分二朱

麝香三分

已上小十二  
兩三分

沈四兩

丁子二兩

甲香一兩二分

薰陸一分

白檀一分

麝香二分

已上小八  
兩二分

(以上 西園寺文庫本『薰集類抄』より)

貞主の処方は大凡直子、公忠へと受け継がれたと考えるべきであろうが、『薰集類抄』にそのことを明示する注は残されず、代わりに他家の後代の人々との関係について多くを知らせている。右の処方のうち、「侍従」「黒方」の二種四點の処方に付された注には、藤原摂関家出身者を父又は母に持つ、円融朝以降に活躍した人々が、貞主のものと同じ処

方を所有したことが記されている。「黒方」は藤原公任、同師成、その姉で小一条皇后と呼ばれた三条院皇后城子と城子腹の小一条院敦明親王、並びに藤原朝元女で入道一品宮脩子内親王に仕えた陸奥の五人、「侍従」はこのうちの二名、城子と陸奥が、貞主と同じ処方を所有したという。貞主の処方がどのような経緯で後世に伝わったかを検討する上で重要な記事である（人物研究篇59頁参照）。

貞主の二人の娘、繩子と奥子が仁明天皇後宮に入内し、複数の皇子を儲ける寵愛に恵まれたことは前述の通りである。その貞主が官職や家業の儒学のほかに、薫物の調合にも尽力したのは、後宮に娘を置く父として、必要に迫られた結果と考えるべきではないだろうか。繩子、奥子の入内により宮中との結びつきが強まり、宴などの行事における贈答品として、また娘たちの身支度の品として薫物が必要とされたことは疑い無い。後宮官女の装いや季節ごとに催される贈答品としての薫物の用意には、莫大な富が要求された。国主を歴任していた貞主に経済的な不自由は無かったものと思われるが、この頃の薫物について重要なのは材料の良し悪しだけでなく、処方の目新しさでもあったらしい。

渡来の調合法に学ぶことでわが国独自の薫物の処方や調合法を考案し、それをもとに合香を行うという試みは、嵯峨天朝を中心とする桓武天皇皇子達が成長された時代には、既に盛んに行われていたらしい。『薫集類抄』は、桓武皇子の淳和天皇ゆかりの処方を一点伝えるほか、桓武天皇皇子の賀陽宮や、嵯峨天皇の寵臣藤原冬嗣による数多くの処方も収める。嵯峨天皇の御世に至ると、絵画や彫刻、音楽がそうであったように、唐風の性質をそのまま再現するだけでなく、そこにわが国らしさ、日本人にとって親しみやすい趣を

添えて再生することにも力が注がれた。渡来の文化の一端であつた薫物も、そうした国風化の流れの中に置かれていたのであろう。

貞主が後宮と最も関わりを強めた仁明朝にも、国風の薫物の考案は依然として宮廷社会で行われていた。左記の「承和秘方」なる薫物の処方<sup>は</sup>仁明天皇ゆかりのもので、後に皇子の一品式部卿八条宮本康親王へ伝えられたと云われている。親王への相承については後節で本康親王の処方と滋野直子との関わりを論じる中で詳しく考察する。

坎方 或注黒方

承和秘方

沈四両

丁子二両

麝香二分

甲香一両二分

白檀一分

薰陸一分

已上大

(西園寺文庫本『薫集類抄』28丁ウ)

『源氏物語』古注釈書の『原中最秘抄』は、仁明天皇を薫物の名人の一人として帝の御名を記している。

薫物合高名人数

仁明帝 承和御門是也

朱雀院 白河院

八条式部卿宮

同孫子左大将保忠

四条大納言公任 右大辨宰相公忠

内蔵頭兼房朝臣 大江千里

故皇后宮 九条右大臣 典侍滋野直子朝臣  
女

蔵人所小舎人大和常生 寛教大僧都

(源氏物語大成所収『原中最秘抄』絵合巻 562 563 頁)

史実は仁明天皇と薫物との関わりをはつきりと伝えていない。この帝の御葬送が行われた嘉祥三年(八五〇)三月二十五日の『続日本後紀』記事によれば、帝は漢籍、書、管弦に長じたほか、医術については当時の名医も及ばぬほどの心得を持ったという。

帝叡慈聰明、苞<sub>ニ</sub>綜衆藝<sub>一</sub>、最耽<sub>ニ</sub>經史<sub>一</sub>、講誦不<sub>レ</sub>倦、能練<sub>ニ</sub>漢音<sub>一</sub>、弁<sub>ニ</sub>其清濁<sub>一</sub>、柱下漆園之説、群書治要之流、凡厥百家、莫<sub>レ</sub>不<sub>ニ</sub>通覽<sub>一</sub>、兼愛<sub>ニ</sub>文藻<sub>一</sub>、善<sub>ニ</sub>書法<sub>一</sub>、学<sub>ニ</sub>淳和天皇之草書<sub>一</sub>、人不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>別也、亦工<sub>ニ</sub>弓射<sub>一</sub>、屡御<sub>ニ</sub>射場<sub>一</sub>、至<sub>ニ</sub>鼓琴吹管<sub>一</sub>、古之虞舜、漢成兩帝不<sub>ニ</sub>之過<sub>一</sub>也、留<sub>ニ</sub>意醫術<sub>一</sub>、盡諳<sub>ニ</sub>方經<sub>一</sub>、当時名医、不<sub>ニ</sub>敢抗論<sub>一</sub>、帝嘗縱容謂<sub>ニ</sub>侍臣<sub>一</sub>曰、朕年甫七齡、得<sub>ニ</sub>腹結病<sub>一</sub>也、八歳得<sub>ニ</sub>下絞痛之痾<sub>一</sub>、尋患<sub>ニ</sub>頭風<sub>一</sub>、加<sub>ニ</sub>三元服<sub>一</sub>後三年、始得<sub>ニ</sub>胸病<sub>一</sub>、其病之為<sub>レ</sub>體也、初似<sub>ニ</sub>心痛<sub>一</sub>、稍如<sub>ニ</sub>錐刺<sub>一</sub>、終以增長、如<sub>ニ</sub>刀割<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>是服<sub>ニ</sub>七氣丸、紫苑、生薑等湯<sub>一</sub>、初如<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>効、而後雖<sub>レ</sub>重<sub>レ</sub>劑、不<sub>ニ</sub>曾効驗<sub>一</sub>、冷泉聖皇憂<sub>レ</sub>之、勅曰、予昔亦得<sub>ニ</sub>此病<sub>一</sub>、衆方不<sub>レ</sub>効、欲<sub>レ</sub>服<sub>ニ</sub>金液丹<sub>一</sub>、並白石英<sub>一</sub>、衆医禁<sub>レ</sub>之不<sub>レ</sub>許、予猶強服、遂得<sub>ニ</sub>疾愈<sub>一</sub>、今聞<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>患、非<sub>ニ</sub>草藥之可<sub>一</sub>治、可<sub>レ</sub>服<sub>ニ</sub>金液丹<sub>一</sub>、若<sub>トハ</sub>詢<sub>ニ</sub>諸俗醫等<sub>一</sub>、必駁論不<sub>レ</sub>肯、宜<sub>下</sub>喚<sub>ニ</sub>淡海海子<sub>一</sub>細論問、隨<sub>ニ</sub>其言説<sub>一</sub>服<sub>上</sub>之、虔奉<sub>ニ</sub>勅旨<sub>一</sub>、服

ニ茲丹藥一、果得ニ効驗一、兼為<sup>メニ</sup>救解<sup>センガ</sup>古癘一、設ニ自治之法一、世絶ニ良医一、倉卒之變、可<sup>レ</sup>畏故也、今至ニ晚一節、熱癘多變、救解有<sup>レ</sup>煩、世人未知ニ朕躬<sup>ガ</sup>之本病<sup>ト</sup>、上皇之勅旨<sup>ト</sup>、必<sup>ト</sup>謂<sup>下</sup>妄服ニ丹藥一、兼施ニ自治一而敗<sup>上</sup>焉、宜<sup>下</sup>記<sup>ニ</sup>由来一、令<sup>上</sup>免<sup>ニ</sup>此謗一、恭遵<sup>ニ</sup>詔旨一、記而載<sup>レ</sup>之、帝自<sup>ニ</sup>從少小一、聖體<sup>ニ</sup>疋羸、然而履<sup>ニ</sup>屨之年、既登<sup>ニ</sup>三十八一、仙齡之算、亦踰<sup>ニ</sup>四十一、求<sup>ニ</sup>諸<sup>中</sup>古一、応<sup>レ</sup>无<sup>レ</sup>慙<sup>レ</sup>德、蓋由<sup>ニ</sup>修善行<sup>レ</sup>仁、服食補養之力一者歟、

様々な方面の才覚を備え、中でも最も経史に熱中した仁明天皇は、講誦を倦まず、よく漢音を習練し、其の清濁までも弁じ、内外の説、群書治要の流については百家を知り尽くし、通覽せぬものは無かった。また、経史に加えて文藻も愛し、よく書法を行い、淳和天皇の草書に学ばれたので、仁明天皇と淳和天皇の書は見分けがつかなくかつたという。学問のみならず弓射にも長じたほか、渡来の音楽である鼓琴吹管も極め、古の舜王、成王にも劣らぬ腕前であつたという。

医术を極め方経をそらんじ尽くしたという仁明天皇は、時の名医も及ばぬ程の医道の論客であり、自ら侍臣に語つたところによれば、幼時から様々な病を得ては多種多様な薬を試し、成人以後は医師の判断に抗して効果の程の不確かな不老不死の薬までも服したという。

当時最新の医术を記した渡来の書籍から直接吸収されたはずの本草学方面の知識を生かし、自ら香薬を見定め、薬品調合の技を用いて行われる薫物調合に取り組むだけの素養は持ったはずである。秘方の考案については貞主の助力があつたことも想像されるが、この点については後述する。

天皇の関心に適うべく、後宮でも女性たちとその後見人である上卿は競って薫物を用い



たことが想像される。また、嵯峨天皇一世源氏で貞主と同時代の上卿であつた四条大納言源定は当時既にわが国でなじみのあつた薫物「梅花」や唐風の薫物「百歩香」を調整した「承和百歩香」（詳細は後述）を考案し、藤原摂関家の長者であつた藤原長良は父冬嗣の処方を継承していた。

〈梅花〉

四條大納言 源定 正二位大納言左近大將  
嵯峨天皇源氏

沈八両二分 甲香三両二分<sup>三</sup> 甘松一分<sup>五</sup>

白檀二分三朱<sup>四</sup> 丁子二両二分<sup>一</sup> 麝香二分

薰陸一分<sup>六</sup>

沈四両一分 甲香一両三分 甘松三朱

白檀一分一朱 丁子一両一分 麝香一分

薰陸三朱 合八両一朱

〈承和百歩香〉

承和百歩香 此方出自四条大納言家大江千古所上耳

甲香八両 蘇合一斤 占唐一斤

白檀八両 零陵八両 藿香四両

┌ 5 丁才

┌ 32 丁ウ

甘松花四兩  
乳頭香五兩  
白膠二兩二分

麝香四兩  
鬱金二兩二分 已上小

甲香一分  
蘇合二分  
占唐二分

白檀二分  
零陵一分  
藿香三朱

甘松三朱  
乳頭四朱半  
白膠二朱

麝香三朱  
鬱金二朱半 已上為試四分之一所分出也

右十一種搗篩蜜和之於瓷器中盛埋經  
三七日取燒百步之外聞香

〔黒方〕

閑院大臣 長良 清經 元名等同之

沈四兩  
丁子二兩  
白檀一分

甲香一兩二分  
麝香二分  
薰陸一分 已上大

藤原知章 正四位下春宮亮  
閑院贈太政大臣傳也分朱有後用心

沈四兩  
丁子二兩  
甲香一兩二分

麝香二分  
白檀二分  
薰陸二分 已上大

已上成粉員 蜜三合許可入

〔 33 丁才 〕

〔 21 丁ウ 〕

〔 27 丁才 〕

仁明朝以後、新しい処方は単に一過性の流行品ではなく、国の文化、家の財産として貴族社会に定着しはじめたのである。

一 (2) 八条宮本康親王の薰物と直子の薰物献上

本康親王の家系と閲歴、並びに薰物については、藤河家利昭氏「八条の式部卿について」所掲の年譜と考察に詳しい。ここではまず氏の業績に学び、そのうち主要な親王の事跡を確認することから始めたい。

『薰集類抄』、『類聚雜要抄』や『源氏物語』古注釈書が伝える仁明天皇皇子一品式部卿八条宮本康親王の薰物「黒方」「侍従」の処方には、宮の没後の延喜六年、直子が某貴人にこの二種の薰物を献上したとの伝えが残されている。

〈侍従〉

八條宮

沈四兩

丁子二兩

甲香一兩

甘松一分二朱

沈四兩

丁子二兩

甲香一兩

已上大

「 15 丁才

甘松一兩

熟鬱金一兩

已上小

一説入麝香一説黄鬱金 或加占唐小一分

合六種而此本無之和蜜合搗三千許杵

此二者者不傳男是承和仰事也延喜六年

二月三日典侍滋野直子朝臣所獻也

〈黒方〉

八條宮

沈四両

丁子二両

白檀一分

甲香一両二分

或大  
一両

麝香二分

或一  
両

薰陸一分

已上大

或云至要方也延喜六年二月三日典侍滋

野直子朝臣所獻也

仁明天皇第五親王で貞主の孫にあたる八条宮本康親王は、延喜元年（九〇一）十二月十日に薨去した。没年齢は定かでないが、『古今和歌集』所収の紀貫之による賀歌に、この宮の七十賀を祝い屏風に献じたものが見られる。學術文庫はこの年次を、兄弟御子の光孝天皇と人康親王の年齢から推して、「延喜元年（昌泰四年）またはその前年あたり」（『古今和歌集』二一 185頁）と比定し、これにより本康親王の生年は「淳和天皇の天長八年（八三一）または同七年（八三〇）の春」と推定される。

本康親王は、父帝在世中の嘉祥二年（八四九・十八、九歳）正月七日に無品から四品を授かり、翌三年正月十五日には上野太守に、同年五月十七日には上総太守に任じられた。清和天皇御世の貞観二年（八六〇・二十九、三十歳）二月十四日には禅正尹となり上総太守兼任、同五年（八六三・三十二、三歳）二月十日には上総太守のまま兵部卿に任じられ、

同十三年（八七一・四十、四十一歳）四月七日には三品を授かった。陽成天皇即位後の貞観十八年（八七六・四十五、六歳）十二月廿六日には兵部卿のまま太宰帥となり、元慶七年（八八三・五十二、三歳）正月七日、二品を叙され、光孝天皇御即位後の翌年三月九日に式部卿となった。

御生母は前述のように貞主長女の繩子と伝えられる。藤原定家自筆本『古今和歌集』勸物や『源氏物語』古注釈書には、紀名虎女種子とする伝が引かれるが、前者の説が史実を典拠とすることから、本康親王は繩子所生の皇子と見るのが一般的である。

『平安時代史辞典』『日本古代氏族人名辞典』によれば、繩子は『続日本後記』天長十年五月条で六歳の仁明天皇皇子を亡くした「侍女滋野氏」と考えられ、入内当時は官女として帝の身の周りの世話に勤しむ身の程であったが、承和三年（八三六）には無位から正五位下を賜っている。その後の繩子の動向については史実に明かでないが、『本朝皇胤紹運録』や『一代要記』『花鳥余情』等によれば、後に従四位上まで昇り、女御として後宮に列したという。

本康親王（一品式部卿。号ニ八条宮。母貞主女。従四上滋野繩子。）

（新校群書類従本『本朝皇胤紹運録』）

本康親王は、歌人として元慶二年（八七八・四十七、八歳）日本紀竟宴和歌に出詠したほか、音楽の方面に長じ、琴の名手であったことも知られる。親王と交友のあった菅原道真は、自作の詩の中で、親王の弾じる七弦琴の音色には百愁を忘れると讃えている（『菅家後集』）。<sup>100</sup> 琴の道では専門の樂人を師として迎えられたが、「管弦」に長じたと伝えられる父帝の薫育も授けられたことであろう。こうした父帝の影響が、合香の方面にも及

んでいたことは、前掲の本康親王の薫物「侍従」二方は仁明天皇から受け継がれたものであることが注の「承和仰事」から明かであるし、「黒方」の処方についても仁明天皇御方の影響が指摘されている。<sup>36</sup> 親王の方に割注として異伝が附されること、香薬の並び順が一部相違することを除き、仁明天皇の薫物と考えられている「承和秘方」の処方に相同するからである。

承和秘方

沈四両

丁子二両

麝香二分

甲香一両二分

白檀一分

薫陸一分

已上大

八條宮

沈四両

丁子二両

白檀一分

甲香一両二分

或大  
一両

麝香二分

或一  
両

薫陸一分

已上大

藤河家利昭氏<sup>37</sup>は、『薰集類抄』上巻裏書勘物に云う「公忠者傳典侍直子説稱雄」（河村文庫本三八丁オ）や『後伏見院宸翰薫物方』の「焼物よくあはせける人は。きんたゞの弁はないしのすけの伝へ也。ゆきときは八条の式部卿の宮のそん也。是ふたりなん承和のふかき風に匂へると。」（群書類従第十九輯569頁）といった記述から、仁明天皇ゆかりの「侍従」「黒方」の秘方は次の二方向へ伝承された可能性を指摘している。第一に、本康親王から廉子女王をへて藤原摂関家の八条大将藤原保忠へ、第二に仁明天皇から前述の本康親王の処方<sup>38</sup>を献じた滋野直子自身を経て公忠へ至るといふ流れである。

仁明天皇

—— 本康親王

—— 藤原保忠

「滋野直子——源公忠

氏は更に第三の経路として、本康親王から廉子女王の兄で親王一男の雅望王を経た平随時への伝承や、直子から公忠、公忠子息の觀教大僧都への伝承、保忠から保忠継子の頼忠とその子公任への伝承の可能性についても示唆している。随時や公任が伝承した処方のうち、承和秘方が含まれたことを裏付ける史料は無いが、公忠以下については後述する。

右の血脈のうち、直子への伝承の根拠とされた前掲の本康親王の方の献上には不明な点が多い。第一に献上の目的である。延喜六年二月三日との日付から、翌四日に予定されていた祈年祭に向け用意されたとも考えられるが、二日の春日祭が左近衛府に死人が出て中止されたことに続き、この祈年祭も延引されている（『日本紀略』）。直子が献上したお相手も明記されていないが、『源氏物語』古注釈書の『原中最秘抄』には、醍醐天皇の勅により献上したのではないかとの説が引かれている。

孫王の御いませめのふたつの方をいかてか御みゝにはつたへ給けむ

(中略)

両方の事一方は侍従方と見えたり(中略)

拾遺方

沈 四兩 丁子 甘松 熟鬱金 甲香 各一兩

藿香 二分 占唐 一分

一説には麝香を一分さす一説には黄芩を一分入る伝云蜜和すりて合春事三千杵甲香を例のこと

くして蜜を竿あまたしほぬれ黒くあふる事なか  
れ(ママ)なる秘香たるよし承和の勅なり若此方等孫

王御相伝シケノナヲコ敷又云延喜六年二月三日典侍

滋野直子朝臣の献する方と云々醍醐天皇御

事敷

(源氏物語大成所収『原中最秘抄』梅枝卷 570 571 頁)

延喜聖代は、公忠や小舎人大和常生なる人物が薫物調合を専門にしたと思しき「合香之役」なる役目を授かるほど、天皇が薫物に関心をお寄せになった時期であった(人物研究篇49頁参照)。合香役は正式な職掌として行われたものではなく、醍醐天皇のご希望に添って臨時に制定し、その道に優れた技能と豊富な知識を有す下級官人を選任したのであろう。合香役が存在した時期としては、醍醐、朱雀朝以外に伝えられない(人物研究篇57頁参照)。公的なお役として設けられたのは、公忠が殿上人として昇殿を許され、公忠の薫物の師にあたるとされる直子が亡くなった後のことであろう。

延喜六年、わが国に於ける薫物文化の「始発期」とも云うべき仁明朝まの香りは、皇統から徐々に失われつつあった。四年前の延喜二年(九〇二)に仁明天皇皇子本康親王は薨去し、宮の処方を継承したと思しき廉子女王も婚姻により既に臣籍に下っていた。後に「合香之役」なる職掌を設けなされるほど薫物をもてはやすことになる若き帝が、仁明朝の香りを皇統に取り戻し、その香りを当代に再現されることを望んだとしても不思議はない。

直子はその再現を命じられたのは、藤河家氏の考察に云われたように、直子が本康親王と同じ仁明天皇の秘方を受け継いでいた為であろう。秘方を元に調合された「黒方」は、注によれば、仁明天皇から本康親王を経て、延喜六年現在には八条宮家に伝来するやんごと



なき秘方であるという、正統な血脈の存在が強調された説明とともに披露されたようである。直子が本康親王の伝えた仁明天皇ゆかりの処方を知った経緯については全く記されておらず、よって直子への伝承は、故本康親王への場合のような正統なものではなかったことが想像される。

同じく藤河家氏は「直子が貞主の子孫であればその方を伝えている」とされ、暗に秘方の継承に貞主が関与した可能性を示唆されている。筆者は仁明天皇と貞主が同じ処方を所有した背景として、前項でも触れたように、貞主がこの秘方の考案に関わりを持っていないかと考える。天皇の考案された処方を貞主が何らかの目的で写し取り申し上げ、または貞主自身が考案した処方の写しを帝に献上し、後に「承和秘方」と呼ばれるようになった薫物の処方が増野井第に伝わったのではないだろうか。

優れた処方を考案し、よりよい薫物を調合する為には、渡来の本草書や医書にある香薬の性質や精製方を知ることにも必要であったのは、薫物指南書たる『薫集類抄』下巻に各種本草書を出典とした香薬の説明や調合法が引かれていることから明かである。帝が儒学、医学に長じたことは前述の通りであるが、その知識の幅を広げたのは、天賦の才に加え東宮時代から学士として帝の学問を支えた貞主の助力に依るところが大きかったはずである。帝は、渡来の本草書や医書に合香の為の知識や工夫を学ぶ折にも、貞主の助力を必要としたのではないか。また貞主も、帝ご自身の薫物の為に尽力する中で、合香の知識と技を蓄積すると同時に、帝の好みに合う香りを熟知し、後宮の娘達の為により良い薫物を用意することができたのではないか。仁明天皇と貞主が、薫物調合をめぐる以上のような相互的な協力関係にあったとすれば、貞主が帝の処方の正確な写しを手元に控えていたと

してもおかしくない。

滋野直子は、臣下の家に生まれた一官女でありながら、皇統の限られたところにしか伝わらない古く貴い薫物の秘方と同時に、調合の極意も父貞主から受け継ぎ、それによって帝の勅を受け合香を命ぜられるという榮譽に浴したのである。この献上は、滋野氏が薫物について並々ならぬ知識と伝統を積み重ねた家系、いわば〈薫物の家〉であることを朝廷に再認識させる結果に繋がったはずである。醍醐天皇が更に合香に力を注がれてゆくなかで、直子の子である源公忠が「合香之役」の一人に選ばれたところには、貞主と直子によって培われた史料と伝統の技、そしてそれらに裏打ちされた朝廷からの信頼が土台となつたに違いない。

(本稿注は続稿末に一括)

第二章 第二項

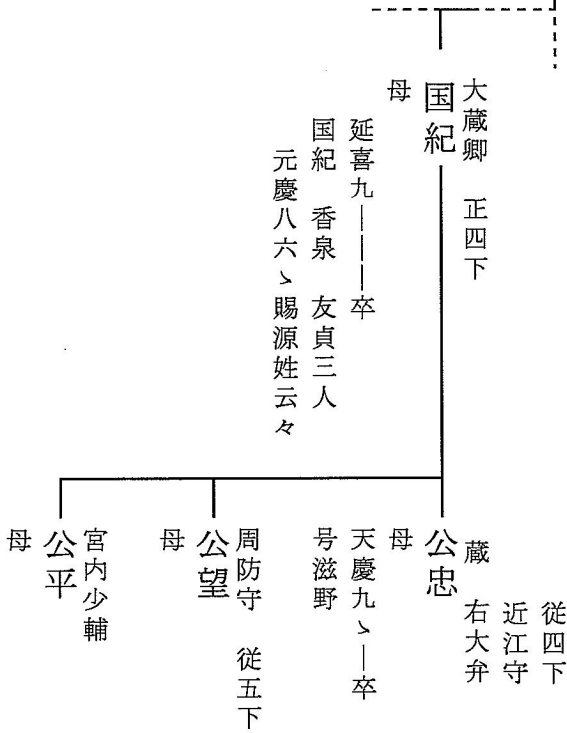
源公忠の家系と薫物（下） — 公忠から宜子、觀教らへ —

三 延喜聖代の薫物隆盛と公忠

三・(1) 公忠の職歴、業績と醍醐天皇

公忠が幼年時代から元服以後の時期をどこで過ごしたかは明かでない。『尊卑分脈』は公忠を国紀長子に位置づけるが、『三十六人歌仙伝』は公忠を「大藏卿国紀二男」と記す。

光孝天皇 —



（新編国史大系第六十卷上『尊卑分脈』第三篇 光孝源氏項）

従四位下源朝臣公忠、

大蔵卿国紀二  
男、光孝天皇孫、

(『大日本史料』村上天皇 天曆二年十月二十九日条)

前稿でも述べたように、公忠は「滋野井」或いは「滋野」と号したと云われるが、どちらも母の出身である滋野氏との関わりに由来するものと推定された。『寛平御遺戒』によれば、公忠母で宇多、醍醐朝に典侍として後宮に仕えた官女滋野朝臣直子は、公忠七歳の時既に東宮宣旨として宮仕えに復帰していた。直子が貞主女であれば、直子の里は貞主の滋野井第であったことになる。幼い公忠は国紀邸ならぬ滋野井第に預けられ、成長した後もそこを自邸をしたと見るべきであろうか。

また、仮に系図に随って公忠が国紀の家門を継承したとしても、国紀は延喜九年(九〇九)、公忠二十一歳の時に亡くなっており、光孝源氏の家門を維持するためには、母方からの経済的援助が必要とされたことであろう。父の没後、公忠は母方との結びつきを更に強めていったものと考えられる。

滋野直子が仁明天皇ゆかりの故本康親王の処方を調査した薫物を献上した延喜六年(九〇六)、十八歳の子息公忠は、既に若き歌人の一人として宮廷社会にその頭角を顕していた。記録の上では寛平御時歌合への出詠にはじまり、延喜四年(九〇四)に醍醐天皇中宮藤原穩子御屏風歌を献上、翌年八月には中秋の宴の席上であろうか、八月十五夜を詠じ、同八年三月二十日に催された藤壺の藤花宴、一説には菊花宴に歌を献上、翌六年(九〇六)三月廿二日の藤壺藤花宴でも一首献じている。醍醐天皇の従弟という出自の確かさに加え、

歌の才能にも恵まれたことが、公忠の身を立てる上で助力となったようである。

醍醐天皇御世の延喜十一年（九一一）正月廿二日、公忠は宮中への昇殿に適った。藤原忠平の『貞信公記』には、この年の叙位と補任について「源公忠等殿上人云々」と記され、忠平が新任者の中でも特に公忠の名に親しんでいたことを窺せる。前述のように、公忠は殿上人となる以前から後宮を中心とした場で歌人として活躍しており、忠平妹の醍醐天皇中宮穩子の為に作成された屏風にも歌を献じていた。こうした歌を交えての催し事を通じ、公忠は早い段階から忠平に記憶され、後々の重用<sup>3</sup>の土台となったはずの信用を培うことにも成功していたのであろう。

公忠は、延喜十三年（九一三）掃部助に任ぜられ、二年後の同十五年（九一五）正月十九日には前述のように母直子の死去にあたり昇殿している。十八年（九一八）三月から蔵人と掃部助を、二十年（九二〇）には更に近江大掾を兼ね、翌年近江権大掾に代えて修理亮を兼任した。延長三年（九二五）十月十四日には内蔵権助、同七年（九二九）正月二十九日右少弁、翌月二十五日には東大寺俗別当と職歴を重ねた。

延喜十八年（九一八）三十一歳の年から醍醐天皇崩御の延長八年（九三〇）四十二歳を迎える迄の十二年間、公忠は蔵人として醍醐天皇に傍近く仕えた。この頃の帝の寵愛ぶりについて、『大鏡』は次のように伝える。

公忠の弁をば、おほかたの世にとりても、やむごとなきものに思し召したりし中にも、鷹のかたぎまには、いみじう興ぜさせたまひしなり。日々に政を勤めたまひて、馬をいづこにぞや立てたまうて、こと果つるままにこそ、中山にはいませしか。官のつかさの弁の曹司の壁には、その殿の鷹のものはいまだ付きてはべらむ。久世の鷹、交野

の鷹の味ひ、まゐり知りたりき。「かたへはそらごとをのたまふぞ。こころみ(テキストたいまつらむ)たてまつらむ」とて、みそかに二所の鳥をつくりまぜて、しるしをつけて、人のまゐりたりければ、いささかとり違へず、「これは久世の、これは交野のなり」とこそまゐり知りたりけれ。かかれば、「ひたぶるの鷹飼にてさぶらふ者の、殿上にさぶらふこそ見ぐるしけれ」と、延喜に奏し申す人のおはしければ、「公事をおろそかにし、狩をのみせばこそは罪はあらめ。一度政をもかかで、公事をよろづ勤めて後に、ともかくもあらむは、なんでふことかあらむ」とこそ仰せられけれ。

(人 道長〈雑々物語〉 新編日本古典文学全集 375 376 頁)

醍醐天皇は公忠を政務一般につけて信頼したが、帝が熱中された鷹狩の方面でも、公忠の鷹匠としての腕を認めて大変な重用ぶりであった。鷹飼を専門にするような者を帝に近侍させることに難色を示し、その旨を注進する者もあつたが、醍醐天皇は、公忠はぬかりなく公務を勤めた上で鷹飼の方面に習練しているので差し支えないと、自ら弁護したという。政務から遊びに到るまで帝のご要望に適おうと努力し、官人としてだけでなく鷹匠としても力つけた公忠への、帝の信頼、寵愛の程を物語る逸話である。

同じく『大和物語』や『宇治拾遺物語』『古本説話集』所収の説話の中では、死期を察した藤原季繩が醍醐天皇に奉じた歌と文とを奏上する蔵人に公忠が充てられてゐる。

おなじ少将、病にいといたうわづらひて、すこしおこたりて内にまゐりたりけり。近江の守公忠の君、掃部の助にて蔵人なりけるころなりけり。その掃部の助にあひていひけるやう、「みだり心地はまだおこたりはてねど、いとむつかしう心もとなくはべればなむまゐりつる。のちは知らねど、かくまで侍ること。まかりいでて、あさてば

かりまゐり来む。よきに奏したまへ」などいひおきてまかでぬ。三日ばかりありて、少将のもとより文をなむおこせたりけるを見れば、

くやくぞのちにあはむと契りける今日をかぎりといはましものをとのみ書きたり。いとあさましくて、涙をこぼして使に問ふ。「いかがものしたまふ」と問へば、使も、「いと弱くなりたまひにたり」といひて泣くを聞くに、さらにえ聞こえず。「みづからただいままゐりて」といひて、里に車とりにやりて待つほど、いと心もとなし。近衛の御門にいでたちて、待ちつけて乗りてはせゆく。五条にぞ少将の家あるにいきつきて見れば、いといみじうさわぎののしりて、門さしつ。死ぬるなりけり。消息いひ入るれど、なにかひなし。いみじう悲しくて、泣く泣くかへりにけり。かくてありけることを、かむのくだり奏しければ、帝もかぎりなくあはれがりたまひける。

(百一段 新編日本古典文学大系 12 322 323 頁)

右の段は、今を盛りと咲き誇る大井川の山吹桜が散ってしまう前に、「帝」にぜひ御覧いただきたい、との願いを詠んだ歌に「帝」が感心し、急遽大井川の岸へ赴き、山吹を楽しんでたという内容の段に続けて収められる。

大井に季繩の少将すみけるころ、帝、のたまひける。「花おもしろくなりなば、かならず御覧ぜむ」とありけるを、おぼし忘れて、おはしまさざりけり。されば、少将、散りぬればくやしきものを大井川岸の山吹今日さかりなり

とありければ、いたうあはれがりたまうて、急ぎおはしましてなむ御覧じける。

(百段 同書 310 頁)

『大和物語』諸本、諸注の一部には、この「帝」を宇多上皇として伝える本文や勘物、

注釈も存在する<sup>30</sup>。近現代の諸注は「帝」を醍醐天皇と解するのが一般的であるが、九十九段<sup>31</sup>が「亭子の帝」の秋の小倉山を中心とした大井への「行幸」を主題とすることから、近年発行された今井源衛氏『大和物語評釈』は百一段の「帝」を引き続き宇多上皇ととり、上皇が「季繩の行動とその真情に感動された」ことで実現した「大井川のほとりの季繩邸に宇多上皇が花見にお越しになった出来事」と解されている（310、311頁）。九十九段との大井という共通点を以って見ればそうした解釈も可能になるが、百一段によれば、季繩は晩年までに歌によって醍醐天皇との接点を得ていたことが理解でき、百段の一件をそのきつかけとして読むこともまた可能であろう。

宇多上皇、或いはその皇子醍醐天皇の目になつたという百段の内容が、下級官人季繩の将来に明るさを感じさせる逸話であるだけに、右の百一段に収められる、病により急死する直前の辞世の歌と云うべき一首に、歌の才により帝との繋がりを得た臣下として時の帝醍醐天皇をお慕いする気持ちだけでなく、帝の恩寵を受けて好転するはずだった将来を待たずして、この世を去らなければならぬ事への無念さを感じずにはいられない。

ここに公忠が登場する理由としては、公忠が、醍醐天皇のお傍近くで奉仕する侍臣の中でも代表的な存在として人々に記憶され、語り伝えられていたことを第一に考えなければならぬであろう。しかしそれ以上に、季繩と対照的な存在として、季繩の悲運ぶりを際立たせる意味で登場していると見るべきではないかと思う。政務や歌、鷹飼等の才覚をもって帝の恩寵を受け、身を立てたことが知られる公忠の強運ぶりは、読者に当然思い起こされるものであつたはずだが、その公忠を傍らに置きながら季繩の最後を物語ることに、同じ帝の恩寵を授かりながら、それを生かしきれなかつた季繩の無念さ、運の乏しさがさ



らに浮き彫りにされているのである。

延長四年（九二六）九月二十二日、四十二歳の時、醍醐天皇讓位と崩御に際して公忠は蔵人を停めている。同年十一月十八日に朱雀朝の蔵人として改めて補されたが、その間の二ヶ月余りは蟄居して過ごしたらしい。

おりのぼりみるかひもなし白雪の山のたのみし君しなれば

この歌、延喜のみかど、かくれさせたまひて、殿上もせざりけるほどに、山に雪のかかりたりけるをみやりてよめる

（新編国歌大観校訂増補 宮内庁書寮部蔵本 『公忠集』 37 番歌）

白雲のかかる山のように大きな存在として頼りにし申し上げていた帝がおられなければ、殿上から下りまた上る甲斐も無い、というのであろう。醍醐天皇という大きな後ろ盾と忠義心の拠り所を失った光孝源氏公忠の、強い失望感と心細さとを読み取ることができ

### 三、(2) 公忠と藤原摂関家

失意の公忠は、しかしその翌年、新たな拠り所の獲得に成功している。時の右大臣藤原忠平の『貞信公記』には、延長九年（九三一）四月二十六日「承平」と改元）正月以降、公忠の名前が数多く登場する。官奏を職掌の一つとしていた公忠は忠平の許を度々訪れ、また忠平の側も頻繁に公忠を召し、文書や消息の授受を命じていたようである。

忠平との関係が強固なものとして築かれてゆく上で、醍醐天皇寵臣としての実績や出自の確かさだけでなく、前述の公忠自身の歌の才も力添えとなったことが考えられる。『公

『忠集』には、忠平兄仲平の「左大臣」任官を祝い催された大饗に公忠が参列を許され、次の一首を献じたことが記されている。左記に『公忠集』諸本として西本願寺蔵三十六人集所収本（以下西本願寺本と略す）、宮内庁書陵部蔵御所蔵本（以下御所本と略す）と冷泉家時雨亭叢書蔵本（以下冷泉本と略す）の本文をそれぞれ引用する。

枇杷のおとど左大臣になりたまへるおほんよろこびにおほき大殿わたりたまへる  
ひ、おほむあるじありて、あるじもまらびともうたよみたまへるに、  
いろもかも ことしのはるは むめのはな ふたへにゝほふ こゝちこそすれ

（西本願寺本 2 番歌）

枇杷のおとど、左大臣になりたまへるおほんよろこびに、おほき大殿わたり給へ  
るひ、おほんあるじ有りて、あるじもまたひと、歌よみたまひけるに  
色もかも今年のはるは梅の花ふたへににほふ心ちこそすれ

（御所本 2 番歌）

ひは殿の左大臣になりたまひて御よろこひにおほきおとどおは「しましたり  
ければ」御あるしになにつかう「まつりてかはらけあま」たゝひなりにけるほ  
とにこ中納言あつたゝの「きみ御前のむめをかさ」して  
おそくてもつひにさきぬる「むめの花たけうゑおき」したねにかあるらん

おほきおとど

をりてみるかひもあるか「なむめの花ふたゝひ春」にあふこゝちして  
あるしのおとど

むまれきに花さく春」のなかりせはまちかき」えたもたれかをらまし

つかうまつれる

いろもかもことしの春は」むめの花ふたへに、ほふ心地」こそすれ

(冷泉本 1、4 番歌)

右の二本のうち、冷泉本は公忠歌の前に関連の三首を掲げていた。1 番歌は、『大和物語』『新古今和歌集』『大鏡』が忠平歌として伝える。「おそくとく」の一首であるが、同本には忠平、仲平の甥で故時平子息の敦忠による詠歌とする詞書が付される。続けて時の太政大臣忠平詠歌として「をりてみる」の一首、並びに仲平詠歌として「むまれきに」の一首を掲げているが、これらの二首は他の私家集をはじめ勅撰、私撰集中にも見られないものである。西本願寺本、御所本の詞書は公忠以外の大饗の列席者も歌を詠んだことを伝えるのみで、彼らの名前や詠まれた歌については記されていない。

公忠歌が詠まれた大饗の開催年月日の特定に關しても問題がある。『公忠集』が諸本を通じ仲平の任「左大臣」の大饗と記し、承平七年正月某日に詠まれたものであることを示唆するのに対し、前述の『新古今集』『大鏡』には、「おそくとく」の歌は仲平の作であって、仲平の遅まきながらの「大臣」任官を祝しての大饗で詠まれたとあり、左大臣ならぬ右大臣任官時の承平三年（九三三）二月十三日の詠歌として理解されてきた<sup>210</sup>。いずれにしても、公忠は忠平という後ろ盾と歌の才により、仲平や敦忠らとも交渉を持ったことが理解できる。

その他、同年八月二十七日には、北宮康子内親王の裳着の際に屏風歌を一首献じている。

このみやのみくすげの御屏風に、やまをこゆるひとのほとゝぎすきゝたるところ

に

ゆきやらで やまぢくらしつ ほとゝぎす いまひとこゑの きかまほしさに

(西本願寺本 8 番歌)

北の宮のみくしあげの御屏風に山をこゆる人のほととぎすを聞きたる所に

行きやらで山路暮しつほとゝぎすいま一声の聞かまほしさに

(御所本 8 番歌)

きさのおほんはらにお(改行)はしますをんなみやこと本にはきたのみやとこそをははとう宮とそきこえ  
させけるそのみやの御もたてまつるにせわうの「みやすところにおはし」  
まいしないしのかみの「たてまつる御屏風に」ほとゝぎすなくきの「したに  
人のあるところ

拾 ゆきやらで山ちくらしつ「ほとゝぎすいまひとこゑ」のきかまほしさに

(冷泉本 8 番歌)

本屏風は、冷泉本の詞書によれば忠平子女で前坊保明親王に入内した前尚侍貴子を発起人として作成されたことが考えられ(略年譜・承平二年八月二十七日条参照)、ここでも忠平との繋がりが公忠に歌人としての活動の場を広げさせたことが知られる。

以上の二例は、歌の詠まれた時代的背景や諸本の成立に関しての考証上の課題を多く残してはいるが、醍醐天皇崩御後の公忠が、忠平との職掌上の繋がりに限らず、忠平を中心に行われていた藤原摂関家の社交的、文学的な活動の場にも居場所を得ていたことを知らせる史料であることだけは間違いない。

三、(3) 公忠と「合香之役」

公忠が幼時から滋野井第を生活の拠点としたならば、幼い頃から伝来の薫物の香りや調合の技に親しみ、老いて猶典侍として宮仕えに勤しむ母が里帰りをする折毎に、合香の技を習練したことだろう。前項で述べたように、直子の代の滋野家にとって貞主以来の合香の技や処方方は、家名を左右する家の財産に等しかつたはずである。公忠が直子の実子であることに疑問が持たれていることには前項でも触れたが、それほど高齢の新妻であつたから、国紀との間に公忠の弟である周防守従五位下公望や宮内少輔公平まで儲けたとは考えにくい。公忠は直子が国紀との間に授かつた唯一の子であつて、将来は国紀家の家督を継ぐだけでなく、母方の財産と伝統の技を守り伝える後見役も務めてほしいという期待のもとに養育されたのではないだろうか。

『薫集類抄』は、公忠が関わりを持った薫物の処方として、次の六種八点を挙げている。  
〈梅花〉

右大辨公忠 從四位下 大藏卿國紀男仁和源氏也  
母典 滋野直子也仍傳之

沈八両 或八両二分 占唐一分三朱 甲香二両二分 或三両一分

甘松一分 白檀二分三朱 丁子二両二分

麝香二分 薰陸一分

沈四両一分 占唐四朱半 甲香一両三朱

甘松三朱 白檀一分一朱半 丁子一両一分

麝香一分

薰陸三朱 已上小定

占唐代入麝香案之麝香本自在合種  
中而其代入之者又可加增麝香分歟

〈荷葉〉

公忠朝臣

天曆六年二月廿一日甲午進之

甘松花一分

沈七兩二分

甲香二兩二分

白檀二朱

或三朱

熟鬱金二分

代麝香

藿香四朱

丁子二兩二分

安息一分

或無

甲香一兩一分

甘松三朱

沈三兩二分

甲香一兩一分

白檀一朱

或本無

熟鬱金一分

藿香二朱

丁子一兩一分

┌  
12 丁ウ

〈侍從〉

公忠朝臣

沈六兩

丁子三兩

甲香一兩二分

甘松二分

熟鬱金二分

占唐三朱

皆小

〈黒方〉

(16 丁ウ)

公忠朝臣

沈四両

丁子二両 少輕

甲香二分 少輕

薰陸一分 少輕

白檀一分 少輕

麝香二分

上品香等頗輕可用意之若例香如兩數

〈薰衣香〉

洛陽薰衣香

出淳和院但公忠朝臣所献也

沈五両

甲香二両二分

丁子一両

白檀一分

已上大

麝香一分

占唐一分

蘇合一分

已上小

丁枝二両

大

(31 丁才)

(西園寺文庫本 上卷)

公忠は、当時の日本人に馴染みのあつた種類の薰物の殆どほとについて独自の処方せうを所有していたことになる。『薰集類抄』に限つて見れば、小一条皇后みよ嬪子侍女で因幡朝藤原致貞女の山田尼（後撰集作者山田中務）の他に例の無い多さである。ま

これらの薰物は、家に伝わる古い処方だけでなく、醍醐天皇、朱雀天皇の為に新しく考案され、或いは勅命により高貴な方の御前で処方を写し取ることを許された様々な処方をもとに調合されたと考えられる。同じく『薰集類抄』には、公忠が醍醐天皇御世に小舎人大和常生なる人物と共に「合香之役」を勤めたことが、次のように記されている。

大和常生

延喜御時藏小舎人也

(23 丁ウ)

沈四両一分

丁子一両一分三朱

占唐四朱半

「 7 丁才

甲香一両一分

甘松三朱

白檀一分一朱半

麝香一分

薰陸三朱

(西園寺文庫本 上卷)

前掲の『薫集類抄』下巻記事によれば、公忠は直子の合香の「説」、調合の技と処方を受け継ぎ、よつて皇統の本康親王を合香の道の祖とし、親王の孫にあたる平隨時が受け継ぐ「説」と源を同じくするという。公忠の合香の「説」が仁明天皇に遡ることにもなり、この点につき『後伏見院宸翰薫物方』中の指摘をもとに藤河家利昭氏が検討を加えておられることは既に確認した(人物研究篇34頁参照)。

一方、公忠と同時期に「合香之役」を勤めたという大和常生の出自や職歴、生没年等は明かでないが、大和氏は、後の長保年(九九九〜一〇〇四)中に施薬院史生大和諸行を輩出しており、医学、本草学の方面に関わりを持ったことも考えられる。公忠の場合に同じく、常生の処方や調合法も、古くから家系に伝来したのかもしれない。「合香之役」とは、先祖伝来の合香の技や天皇を祖とする貴重な処方を皇統に還元し、帝のご希望に添うべく、天皇家の薫物文化の発展に貢献する為に設置された職掌だったのでないだろうか。

仁明朝だけでなく、延喜聖代もまた合香が盛んに行われた時代であつたらしい。醍醐朝の官人で公忠と交流があり、勅撰歌人としても知られる大江千古は、「承和百歩香」なる薫物をいずこかに「上」、献上している。

承和百歩香

此方出自四條大納言家大江千古所上耳

「 32 丁ウ



甲香八兩 蘇合一斤 占唐一斤

白檀八兩 零陵八兩 藿香四兩

甘松花四兩 乳頭香五兩 白膠二兩二分

麝香四兩 鬱金二兩二分 已上小

甲香一分 蘇合二分 占唐二分

白檀二分 零陵一分 藿香三朱

甘松三朱 乳頭四朱半 白膠二朱

麝香三朱 鬱金二朱半 已上為試四分之一所分出也

右十一種搗篩蜜和之於瓷器中盛埋經

三七日取燒百步之外聞香

(西園寺文庫本『薰集類抄』上卷)

承和百步香方

甲香小八兩 蘇合小一斤 占唐小一斤 白檀小八兩

零陵香小八兩 藿香小四兩 甘松花小四兩 乳頭香小五兩

白膠小二兩二分 麝香小四兩 鬱金小二兩二分

右十一種搗蜜和之於瓷器盛埋經三七日取燒百步之

外聞香件方出自四條大納言家大江千古所上耳 (一条兼良自筆本『河海抄』梅枝卷注釈)

「承和百步香」は、嵯峨天皇一世源氏で四條大納言と号した源定ゆかりの処方と伝えら

れ、名称からは仁明朝に世に出たものと推定し得る。定は嵯峨天皇第六源氏で仁明天皇の異母弟にあたり、母は尚侍三位百濟慶命である。父帝没後は淳和天皇の猶子となり、清和天皇貞観五年（八六三）正月三日に四十九歳で薨じた。天安二年（八五八）から大納言、右大将を兼任し、没後は従二位を追贈された。定の処方「承和百歩香」の他にも「梅花」のそれが伝わっており、兄帝仁明天皇の御世を中心に帝や貞主らとともに合香に取り組んだことが想像される。

「百歩香」とは、百歩の先にも聞かれる程の力強さを備えた芬々たる香りの薫物という意味らしい。

一くさくのたき物とも（中略）百歩のほかをおほく過にほふまで

くさくのたき物とは沈丁字等一種つゝにいていまた合ぬ名也（中略）百歩のほかを過にほふとは教隆卿説云百歩をさすか但本文可<sub>レ</sub>勘<sub>レ</sub>之

一步は六尺歟然者六十丈にあたるか（下略）

（源氏物語大成『原中最秘抄』絵合巻 562頁）

百歩の方といふはおほよそ香氣遠く聞ゆるをもて百歩香とはいふべし、一かたにさだむべからざる心なり

（源氏物語古註釈叢刊所収『花鳥余情』240頁）

宋の薫物指南書にも「百歩香」の名称を持つ次の薫物を確認することができる。又の名を、普く広がる程の強い香りを意味する「（ばんこくこう）萬斛香」と云う薫物であつたらしい。

洪駒父百歩香又名萬斛香

沈香一両半 棧香 檀香以蜜酒湯少許別炒極乾 製甲香各半両別末 零陵葉同研篩羅過 龍  
腦 麝香各三分

右和勻熟蜜和劑留~~艾~~如常法 (四庫全書子部150『陳氏香譜』300頁)

宋の『陳氏香譜』やこれに先立つ『香譜』中に見る「百歩香」はこの一種のみである。わが国の薫物指南書である『薫集類抄』や『源氏物語』古注釈書が収める「百歩香」の名を持つ薫物も「承和百歩香」の一例のみであり、「百歩香」は洋の東西を問わず希少性の高い薫物であつたことが理解できる。源定は、前時代の桓武、嵯峨朝以来のわが国に於ける薫物の国風化の成果ではなく、渡来の希少な処方に直接学び、「承和百歩香」を考案したのではないか。定は学才に乏しい人であつたらしいが、定の母が渡来人の子孫だつたことは、渡来の文献を紐解く上で助力と成り得たはずである。嵯峨朝の寵臣で薫物をよくした藤原冬嗣も、百済系渡来人の子孫を母に持つ人であつた。この点についての考察は別の機会での課題としておきたい。

大江千古はどのような過程を経てこの定の「承和百歩香」を献上したのであろう。千古の家にこの処方<sup>せうわ</sup>が伝来した可能性も指摘されている。それが家系の繋がりによるか否かを系図等から比定することはできないが、千古の生きた延喜聖代に「合香之役」を勤めた公忠や大和常生が、後述のように各自の家系に秘伝の処方等を尊ばれてその役に任じられた可能性のあることを考え合せると、千古もまた大江家伝来の秘方を献じ、自身の面目躍如を期したことが想像されるが、千古が合香に長じたとすれば、たとえ「承和百歩香」の継承者でなかつたとしても、四条大納言家から処方の調合を要請されたことは考えられる。

また、醍醐天皇の臣下である千古が定の処方を見せて献上したことは、当代の後宮に定の孫で近江更衣と呼ばれた源周子が入内していたことと無関係ではあるまい。中宮穩子は貞信公藤原忠平の姉であり、次項で触れるが、忠平に重用された公忠はこの穩子に合香の面で助力した可能性がある（人物研究篇59頁く参照）。仁明朝の有名な処方が帝や中宮方を中心に後宮で再生され、もてはやされる中で、四条大納言家でも周子の面目躍如をはかるべく、仁明朝に由来する定の秘方を再び世に出すことが求められたのではないか。『源氏物語』梅枝巻で、光源氏と彼をめぐる女性達により、それぞれの家系に伝来のよりすぐりの薫物が調査され、香りの良し悪しが競い合われた、その場の緊張感に通じるものを感じる。

さて、前掲の公忠の処方のうち、「荷葉」の二点の処方について、公忠が天慶<sub>6</sub>六年（九四三）二月二十一日にこの処方を某貴人に差し上げたと注されている。既に醍醐天皇は薨去され、朱雀天皇朝のことである。

『源氏物語』梅枝巻には、公忠が「前の朱雀院」の処方をお写しになり献上したとされる「百歩の薫衣香」なる薫物が登場する。

冬の御方にも、ときときによれる匂ひの定まれるに、消たれんもあいなしとおぼして、薫衣香のほうのすぐれたるは、前の朱雀院のをうつさせ給て、公忠の朝臣の、ことに選ひつかうまつれりし百歩のほうなど思えて、世に似ずなまめかしさを取り集めたる、心をきてすぐれたり、といづれをも無徳ならず定め給ふを、「心ぎたなき判者なめり」と聞こえ給。

（新日本古典文学大系本『源氏物語』三 梅枝巻 156 157頁）  
これを受け、『源氏物語』古注釈書『河海抄』は、「前の朱雀院」を物語の朱雀院以前

に在位された実在の朱雀天皇と見る説を補う意味であろう、実在の朱雀天皇が合香を好んでなされたことを示す一環として、公忠と常生が「延喜天慶間」に「合香之役」を奉じたこと記している。  
さきの朱雀院

(中略)

承平御代合香をしめ

給よし古方等々みたり

公忠朝臣 号滋野井弁 右大弁 從四位下 天曆二年十月廿八日卒 光孝天皇御孫 大藏卿国紀子 六十

高名薰物合好手也云々 延喜天慶間右大弁公忠朝臣

藏人所小舎人大和常生相並奉合香之役

(前出同本 72〜82頁)

『薰集類抄』には、天慶年間もこの二人が「合香之役」を勤めたことを明記する史料は引かれておらず、この点は『類聚雜要抄』も同じである。

補闕方 沈大四両 丁子二両 甲大一両 鬱大一分 甘松大一両

同 沈小四両 丁子小二両 甲小二両 或一両 鬱小二分 若无以麝香代之耳

又 沈四両 丁二両 甲二分 甘二朱 麝二朱

右六方之是藏人所小舎人大和常生之秘方也件常生延木  
聖代与公忠朝臣同時相並奉合香之役

『河海抄』記事の典拠も明かでないが、『河海抄』をはじめ『源氏物語』古注釈書が引く薰物関係の史料は『薰集類抄』と類似するものが多いなかで、記事そのものにこうした異文が見られることは少なくなく、平安末期の勅撰集である『薰集類抄』所載の諸史料に対する異伝を原拠とした可能性も考えられる。

公忠は、醍醐天皇の御従弟であつて、帝を慕い頼り申し上げる気持ちに強かつたらしく、帝の讓位と崩御に伴い蔵人を停止して蟄居したが、朱雀天皇即位の二カ月後には蔵人に補され、以後は山城守や近江守などを歴任するとともに、歌人として帝主催の御遊や朝廷の歌会に列し、歌を献じている。『公忠集』によれば、公忠は朱雀院御幼少の折からお傍に伺候することを許されたという。朱雀天皇は、政務に限らず身の回りのお世話から文学的な活動に至るまで精力的に勤める公忠を、故父帝同様好ましく思われ、それ相應の恩寵を授けられたのであろう。

『河海抄』が指摘したように、朱雀院も合香をよくなさつた。『薰集類抄』や『源氏物語』古注釈書等には、朱雀院ゆかりの処方や調合法が収録されるほか、そうした『源氏物語』古注釈書の一つ『原中最秘抄』には、仁明天皇、本康親王等に続けて朱雀院の御名も記される。公忠が朱雀朝にあたる天慶六年（九四三）に「荷葉」をいずこかに献じたことや、淳和院ゆかりの薰物「洛陽薰衣香」の処方をもとに合香を行い、その薰物をいずこかに進めたことを考え併せると、醍醐天皇没後の朱雀朝にも公忠による合香献上は盛んに行われており、公忠の「合香之役」が朱雀朝にも職掌として継続されていた可能性は高い。

三、(4) 藤原撰関家の薫物と公忠

前稿で引用した貞主ゆかりの「黒方」について、注に同じ処方を持つ人物として名前の挙がる、藤原公任、小一条皇后藤原城子、小一条院敦明親王、入道一品宮脩子内親王女房陸奥、城子甥の参議藤原師成ら五名の父方の家系を遡ると、城子腹の三条天皇皇子小一条院を除くいずれの場合も貞信公藤原忠平に辿りつく。公任の祖父実頼と城子、師成姉弟の祖父師尹が忠平子息であることは云うまでも無いが、女房陸奥も濟時家と結びつきの強い家系に生またと伝えられる。

『薫集類抄』裏書は、一条天皇皇女で入道一品宮と呼ばれた脩子内親王の女房であったという陸奥と城子がいずれも貞主ゆかりの「侍従」を伝えているという点について、次のように記している。

裏書云

小一条皇后并陸奥只合種両数ノ同ノミナラス所註之

説亦同本誤敷又傳同説敷 件女房陸奥者朝元之

娘肥前前司定成之妹也

弃置上洛仍在鎮西安樂寺

邊云々

滋宰相

小一条皇后方同之  
又入道一品宮女房陸奥方同之

(古鈔本 滋宰相「侍従」)

裏書の云うところには、小一条皇后城子と陸奥の「侍従」の処方は、合せる香葉の両数だけでなく注の内容も同じである、「本」が誤っているのであるうか、またこの二人が同じ説を伝えたためであろうか、この女房陸奥は朝元の娘で、肥前前司定成の妹である、棄て置きて上洛したので、鎮西の安樂寺辺りに在住していた云々と伝えられるという。

口調から、この裏書は本書が現在の形に編纂される際に典拠として用いられた「本」、薫物の処方を書付けたものを傍らに置き、本書の記事に照らしながら書かれたものであることが理解できる。本書の成立からさほど遠くない時期に、編纂者が用いたものと同等の資料をもつて本書を検討した人物が、卷子本の状態にあった本書に裏書を付したのである。陸奥の兄とされる「定成」、藤原定成を「肥前前司」と記すところからも、『薫集類抄』中で比較的後代の人物である陸奥や定成と遠からぬ時代の人であったことが推定される。

陸奥の父とされる「肥前前司定成」の父「朝元」は、『尊卑分脈』に「従四下陸奥守」とされる藤原朝元である。朝元は歌人として著名な藤原実方の長子と目され、父実方は藤原濟時兄の定時と源雅信女との間に生まれたが、定時は実方の誕生前に亡くなっている。『実方集注釈』は、天徳元年（九五七）秋ごろの卒去であり、その後実方は雅信の一条邸で雅信北の方公忠女に養育された、また、公忠女が天徳三年濟信出産後に亡くなったので、実方は祖父師尹の小一条邸に引き取られたと推定する<sup>550</sup>。

朝元は、寛弘八年（一〇一一）六月十三日、右兵衛尉の時藏人に任ぜられ（『権記』）、翌年正月二十七日、従五位下に叙され殿上を下りた（『蔵人補任』）。陸奥守となったのはそれから十七年後の長元二年（一〇二九）正月二十四日のこと（『朝野群載』）、従四位上に叙された後の七月十四日、陸奥国へ赴任した（『朝野群載』）。二年後の長元四年十月十日に卒している（『尊卑分脈』）。

定成は、『尊卑分脈』に従五位下肥前守で母は常陸守通経女であり、応徳三年（一〇八六）七十三歳で出家したと伝えられる。血脈上は朝元四男と見え、小一条院判官代で中宮



大進を務めたという二男師経を含め六人の兄弟を持つほか、齊院長官豊前守従五位下藤原重兼母、土佐守正五位下源俊兼母、源俊房孫の僧勝覚母ら三人の姉妹の存在が知られるが、うち一人に脩子内親王の女房を勤めた姉妹が含まれるか否かは明かでない。

『薫集類抄』裏書の伝承に「棄置上洛」とあるくだけは、この定成が肥前守時代に陸奥を伴って任国へ赴いたが、国主の任期を終えて上洛する際、陸奥を肥前に残していったという意味に、「鎮西安楽寺辺」、今の大宰府天満宮に隣接した安楽寺辺りに在住していたという人物は、残された陸奥であつたと読める。陸奥が兄の赴任に同行したとすれば、それは「陸奥」の名で呼び慣らされた後、父朝元の没後のことだったのでないか。定成と陸奥が同年輩であつたとすれば、朝元卒時の陸奥の年齢は二十歳前後と推定される。また、定成の肥前守任官を三十代後半と仮定すると、既に宮家の女官としては古株に位置していたはずである。

同じ頃、陸奥は京での拠り所を失っている。修子内親王は万寿元年（一〇二四）病により御出家、入道一品宮と申し上げ、永承四年（一〇四九）五十三歳で薨去された。宮の没後、女房達はそれぞれに頼りとなる身内のもとへ去って行ったと考えられる。父の無い陸奥もまた、親類縁者の庇護を必要としたことであろう。定成の赴任に同行し、後年は安楽寺辺りに居住したとする伝承の信憑性を史実から検証するのは難しいが、陸奥の人生に生じた事情から想像される、様々な影響に矛盾するものでないことは確かである。

さて、以上の考察から、陸奥の家系には、陸奥への滋野貞主の処方の伝承を可能にする二つの血筋を見出すことができる。第一に、公忠から公忠女を介しての雅信女、実方、朝

元、陸奥への流れ、そして第二に、小一条皇后城子と陸奥の処方が寸分違わないという裏書の内容から推して、小一条家を軸として捉えた場合に想定される、公忠から忠平へ、師尹から孫の実方、朝元、陸奥に至る流れである。



第一の流れは、公忠から雅信室となった子女への滋野貞主の処方の伝承が事実として存在した場合に可能になるが、後述するように、貞主以来の家伝の秘方は宜子なる公忠子女に受け継がれており、雅信室への伝承の可能性は否定できない。また、雅信室が実方の母代わりを務めたとすれば、実方母の雅信女と公忠女との関係は、実の母子かそれに近い親密かつ友好的なものであつて、後に実方の孫陸奥が滋野貞主の薫物の処方を伝えたことと無関係とは思われないのである。

第二の流れは、公忠と藤原摂関家と間に想定される薫物の授受を前提とするため、小一条皇后城子をはじめとする摂関家出身の人々への貞主の処方の伝承と並行する。醍醐天皇崩御の後、公忠がより頻繁に忠平邸を訪れ、忠平の為に公私に渡って奉仕するようになったことは、前掲の年譜に示した通りである。青年期から蔵人を辞す直前まで、公忠は蔵人の務めを果たすべく忠平邸に日参したただけでなく、歌人として忠平の縁者の為に歌を詠むこともあつた。ある時は忠平兄の仲平の為に催された大饗に列席し、忠平や仲平、甥の敦

忠らとともに歌を詠じているし、またある時は、醍醐天皇后宮に伺候する忠平姉穩子や忠平子女で保明親王に入内していた貴子の為に作成された屏風の為に、公忠は歌を献上している。醍醐天皇生前からこうした努力を積み重ねたことにより、公忠は帝に代わる新たな抛り所として忠平を得ることができたのである。歌人としての撰関家との関わりと平行して、薫物の方面でも比較的早い段階から忠平を中心とした藤原撰関家の為に尽力していたのではないだろうか。

朝廷の「合香之役」を務めていた公忠が、皇統との繋がりを持つような重要な処方を経統への献上以外の目的で調合したり、処方を臣下の人間に開示したとは考えにくく、そのような事実を暗示する資料も見られない。こうした制約の中に守られていたと思しき「承和秘方」等の皇統と共通の処方に対し、貞主独自の処方にはそれほど重みは無く、継承者の判断で処方を皇統の貴人や他家の人々に開示できたのではないだろうか。合香を好みになる主上の御世に入内した穩子や貴子らの為に、或いは忠平を中心とする藤原撰関家の主要な人々の為に、家伝の薫物を提供することもあったであろう。『薫集類抄』所収の薫物「菊花」の項によれば、忠平兄の仲平は実際に薫物を某所から薫物「菊花」を習伝し、忠平子息実頼と孫の頼忠も同じく「菊花」の処方と効用を知っていたという。

菊花 菊香にたるにほひにやあらん

不知誰人

沈四両

丁子二両

甲香一両二分

薰陸一分

麝香二分

甘松一分

清槿公云菊花方者長生久視之香也聞之  
薰之者却老增壽枇杷左大臣習傳之亭子  
院前裁合左方用菊花方右方用落葉方云  
云我好此方常用之但麝香一分可令加進  
之菊花盛開其香芬馥時析花置傍和合  
之或人云舊干菊花一兩許加之云、水邊

菊下埋之經二七日許入瓷瓶  
堅封口取出又經二七日

許用之若有急用者不用此説而已

(西園寺文庫本 上卷)

右の処方を考案ないし所有した人物は明らかでないが、右の注に残る清槿公藤原実頼の説は次の通りである。「菊花」の処方は長生久視の香であつて、この香りを嗅ぎ、この薰物を薰ずれば老を却して寿を増す。枇杷左大臣仲平はこの処方を習伝し、「亭子院前裁合」で左方は「菊花」を、右方は「落葉」を用いた等と云われる。我はこの「不知誰人」の処方を好み、常にこれを用いる。但し麝香を一分上乘せして加えるべきである。菊花が満開となり、その香り芬馥たる時、その傍らに材料を置き和合を行う。以下には「或人」の云う調合時の注意事項が続く。

「亭子院前裁合」の名は『薰集類抄』にのみ出るもので、その際左方が用いたという「菊花」の処方と仲平が習伝したという「不知誰人」の「菊花」の処方との関係も明確に記されていないが、この注により、仲平と実頼が薰物をしたことや、宇多天皇の御

世には既に朝廷の競技的な催しの場で薫物が用いられていたことが分かる。左方から「崑崙方（「黒方」の異称）」が、右方からは「侍従」が用いられ、嗅覚面での優美さの競われた、村上朝のいわゆる天徳内裏御歌合に対し、「歌合の場における興趣の一つ」として薫香が用いられた、記録上唯一の先例と目されている。<sup>10)</sup>

実頼は仲平所有の薫物の処方を知っており、二人の間に授受関係が存在したと考えられ、実頼孫の公任へ至る薫物相承の血脈の存在が思いやられる。『薫集類抄』裏書勘物によれば、仲平、実頼だけでなく、実頼子息で公任父の頼忠もまた薫物に精し、子の公任や円融天皇皇后宮遵子もその道に秀でたと伝える。

小一條皇后

城子 三条院女御  
大納言公任用之

小一條大将濟時一女

（処方略）

裏書云 公任卿和合之傳不見但廉義公者八条大将養子也用之所傳歟亦清慎公殊和合薫物若其傳歟

台嶺有戒源法橋者談曰戒源母者故四條太后之侍女也仍成人

於彼宮中太后曰我和合薫物与誤入過薫陸之分數者于時

公任卿參入太后示給云所合之薫物無可被試者取火類薫

爐燒之被申云薫陸頗過太后殊褒美

然則納言長此道尤可至極歟

「九丁ウ

（古鈔本『薫集類抄』上卷「梅花」項）

小一条皇后城子の「梅花」の処方と同じものを公任も所有したという。この処方に對して付された裏書によれば、公任が薫物を合せたことの伝は見えないが、公任の父頼忠は八条大将保忠の養子である。保忠の処方を用い習伝したのであるうか。また、実頼は殊に薫物の和合をしたので、公任が伝えたというのほもしや実頼処方の伝ではないか、と推測する。

『薫集類抄』によれば、城子と敦明親王は前述の滋野貞主ゆかりの処方以外にも複数の処方を所有しており、薫物には相当力を入れていたことが窺える。『栄花物語』によれば、城子は敦明親王が藤原道長女寛子を迎える露頭の儀に際し、親王が身に付けられる御装束にたとえようも無く素晴らしい香りを薫き染めたといい、また、城子はその頃の宮廷社会で最も薫物の方面に精した人物と評されている。

四五日ありてぞ御露頭ありける。院、皇子宫に参り給て、「よさりいかに恥づかしうはべらんずらむ。かしこにまかれれば、二位中将、三位の中将など待ち迎ふるが、いとすずろはしきに、今宵の餅の夜とか聞きはべる。大臣もものせらるべきさまにこそ聞きはべりしか」と、聞えさせたまへば、げに、いかに、と思しめして、御装束どもにえならぬ香どもしめさせたまふ。さやうの方には、なべてならぬ宮の有様に、心ことに恥づかしう思しめして、したてさせたまふほど推しはかるべし。かくて御供に参る人々隨身など、少しも頑しきは選り捨てさせ給。

（『栄花物語』巻第十三「ゆふしで」 新編日本古典文学全集 32 119 頁）

敦明親王は、薫物の方面で並びなき定評を得ていた城子の影響を多大に受け、成長の後も薫物に力を注いだのであろう。

城子らに同じく貞主の「黒方」の処方伝えたという藤原師成は、城子の兄通任の子息である。通任もまた、父を介して貞主の処方を知り、それを子息に伝えたのであろうか。『薫集類抄』は、薫物の材料となる「甘葛」の煮方の項で師成の説を引き、祖父濟時に由来するものではないかと推測している。

師成卿云先以猛火煎後以微火煎謂之文武火也(ママ)仲卿小一条大將之孫也定有所聞歟

(下卷「煎甘葛」 43丁才)

小一条皇后城子の「梅花」に対する裏書勘物は次のように続ける。台嶺に戒源法橋なる僧侶があり、この戒源が談じて曰く、戒源母は故四条太后遵子の侍女であつたので、戒源は遵子のおられる宮中で養われ、成人した。遵子曰く、薫物を和合する際に薫陸の分数を誤つて入れすぎてしまったと。この時公任が遵子のもとへ参入した。遵子は公任に、薫物を調査したのですが、香りをお試しになつてはならないできばえであると云つた。公任は火類薫炉を取つてこの薫物を焼くと、薫陸が多すぎますねと申し上げた。遵子は公任に殊に褒美を加えられた。公任の和合の伝は見えないが、この伝承によれば、公任は薫物の道に長じた人で、極みに至つたのではないか、というのである。

前稿でも触れたが、貞主の処方を受け継ぐ藤原撰関家ゆかりの六名のうち、公任については、忠平の筋からだけでなく、皇統の血筋を経て貞主の秘方を受け継いだ可能性も指摘されてきた。公任の父頼忠は、実父八条大將保忠が若くしてこの世を去つた後、叔父にあたる実頼の養子となつた。保忠は本康親王の処方を受け継いだとされ、薫物の名人の一人にも数えられた人物である。

八條大將 宇治關白用此方

沈四兩一分 或二分 丁子二兩二分 甲香二兩 已上大

甘松一兩 熟鬱金一兩 已上小

大將者八条式部卿親王之孫也然則傳來方

可同承和方而有相誤甚可疑之

(西園寺文庫本『薰集類抄』上卷)

薰物合高名人數

仁明帝 承和御門是也 朱雀院 白河院

八条式部卿宮 同孫子左大將保忠

四条大納言公任 右大辨宰相公忠

内蔵頭兼房朝臣 大江千里

故皇后宮 九条右大臣女 典侍滋野直子朝臣

藏人所小舍人大和常生 寛教大僧都

(源氏物語大成所収『原中最秘抄』絵合卷 562 563頁)

歌人として優れた業績を残した公任は、彼が薰物の方面で父頼忠の影響を受けたことや、公任と姉妹が薰物を介して交流を持ったことを窺わせる歌を残している。



252

父おとどうせたまふてのころ、たきもの人のこひたる、つかはすとて  
花だにも散りたる宿のかきねには春のなごりもすくなかりけり

「春の名残」とは、梅の花の香りを模した薫物「梅花」の香りを指して言われたのであろうか。類歌に「梅が香を袖にうつしてとどめてば春はすぐともかたみならまし」（『古今和歌集』春 46 番歌）が見える。薫物の名手として知られた父頼忠は、毎年春になると、梅の香りを模した薫物「梅花」の調合に腕を振るつたのであろう。

428

宮に越後とてさぶらひける女房に、ひとりの灰を焼かせてとてあづけたまひたり  
けるを、たてまつるとて、赤き紙に書いて、火のやうにてうづみたりける  
数ならでうづもれたるが思ひにはあたりの灰を山とこそなれ  
返し

429

うづもるるけはひを見れば人しれず思ひや富士の煙ともたつ

贈歌の詞書にある「宮」は、円融院皇后で四条太后と呼ばれた藤原遵子のことである。遵子は公任の同母姉で、薫物の方面に於ける公任の能力を高く評価していた。詠み手の越後なる女房は未詳。頼忠、公任に親しく仕えた藤原仲文の詠歌を集めた『仲文集』に、三条家に仕える女房として同名の女性との間で詠まれた贈答歌が見える。頼忠の生前から三条家に仕える女房であったのだろうか。

たき物合せて、上に置きていでたまひにければ、すこしとどめたまふて、女御の御

464 残りなくなりぞしにけるたき物の我ひとりにしまかせてしかば

とありければ

465 くゆるべき人にかはりて夜もすがらこのわたりこそしたこがれつつ

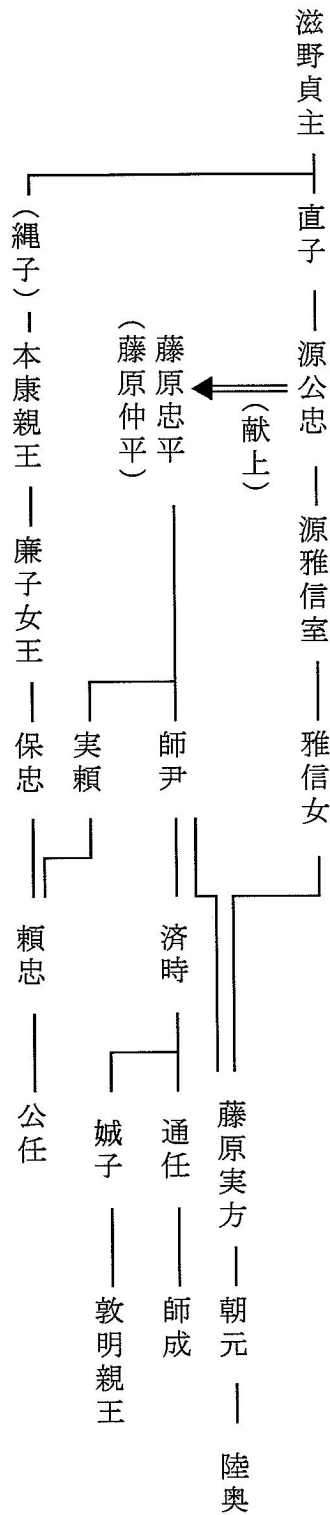
(以上 テキストは伊井春樹氏『公任集全釈』)

花山院女御の禊子は、公任ならびに前出の遵子の同母妹である。薫物は、頼忠を含む三条家に共通の趣味であつたらしい。返歌は「廉義公家の障子の絵に、なてしこおひたる家の心ほそけなるを／清原元輔／おもひしる人にみせはやよもすからわかとこなつにをきるたる露」(『拾遺和歌集』恋三 831番)という、父の生前から三条家にあつた障子絵の元輔歌を念頭に詠まれたのであろうか。禊子の子供じみた申し出を、兄として茶化す意が読み取られる。

頼忠、公任を中心とした藤原摂関家に於ける薫物の相承については、別の機会に詳しく考察したいと考えており、ここでは、第一に公任の薫物については藤原摂関家と八条宮家という二手の伝承経路が想定されてきたこと、第二に、貞主の処方八条宮家から保忠を経て公任に伝わったとすれば、それは貞主自身か長女繩子による貞主の処方の本康親王への献上を源とすることを確認するに止める。

以上で考察してきたように、貞主ゆかりの薫物に限って考えれば、藤原摂関家には、公

忠から忠平への薫物の献上にはじまり、忠平から忠平子息実頼へ、実頼から養子である頼忠へ、頼忠から公任、遵子へという伝承の一流が存在し、一方の小一条家についても、師尹から済時、実方へ、済時から城子、通任へ、城子から敦明親王へ、通任から師成へ、或いは前掲のように実方から朝元、陸奥へと、三方に分化する流れを確認することができた。藤原摂関家への貞主処方の流入は、忠平と公忠の強固な関係を土台として叶ったと考えられるので、「菊花」を習伝し実頼に伝えたとされる仲平ではなく、忠平を摂関家側の継承の実質的な源として理解すべきであろう。貞主ゆかりの薫物について想定された相承経路を血脈化すると次のようになる。



『源氏物語』梅枝巻に、「おなじうこそは、いづくにも散りつゝ広ごるべかめる」、同じ処方があちこちに散り、広がっているようだと云われたように、限られた人々の知るところであった貞主ゆかりのいにしえの処方も、血筋の交錯に随って家々に散らばり、一条、三条朝には藤原摂関家の人々に広く知られるようになっていたのである。

四 公忠子息子女と薫物

公忠以後、滋野貞主に発する合香の処方と技は、公忠から皇統や藤原摂関家に直接伝えられただけでなく、源雅信室となった公忠女を介して藤原実方、朝元、陸奥へと貞主の処方が伝承された可能性も考えられた。貞主に発する処方の正統な後継者たるべき公忠の子息、子女らに、家伝の薫物はどのように継承されていたのであろう。

四 (1) 宜子

前掲の公忠ゆかりの「荷葉」の処方は『薫集類抄』以外の抄類にも採録されるが、そのうちの一つ『類聚雜要抄』には、他書に無い注が次のように記されている。

皇后宮御方

(中略)

侍従

沈大四両一分或二分  
熟鬱金小一両

丁子大二両二分

甲香大二両

甘松小一両

右二方は八条大将家方也

彼大将

大納言保忠是也父時平  
大臣母本康親王女也

故八条式部

卿親王之孫也然則伝来方同承和方而有相誤甚可疑之

拾遺

沈大四両

丁子大二両

甲大一両

甘松小一両

熟鬱金小一両

占唐小一分

今尋一説入麝香一説用黄鬱金或本占唐十之又云

若无鬱金者其代

二

麝香小二分

ヲ加

或又占唐小三分

ヲ加

之

或口伝云蜜和研合搗三千杵炮甲香以和蜜塗之合黒黄  
不得過黒此兩種方不伝男兒是承和仰事也

延喜六年二月二日 故典侍典侍滋野口子朝臣所献方也  
或宜子是公忠朝臣女也

荷葉方 甘松一分 沈七兩二分 甲二兩二分 白檀二朱 或三朱 熟金二分 代麝香  
藿香四朱 或一分四朱 丁子二兩二分 或安息一分一説三兩二分

天慶六年二月廿一日甲午公忠朝臣所献 云々 (『類聚雜用抄指図卷』216 217頁)

『薰集類抄』や『河海抄』では本康親王や直子、公忠にゆかりのものとして伝わる処方が、『類聚雜要抄』では「皇后宮」や「宜子」の周辺を経た処方としても伝わる(『薰集類抄解説』参照)。

直子も献上した処方の末尾には、或いは宜子が献上したものであって、宜子は公忠朝臣の女であるとの割注が附されている。公忠女宜子の名は、右以外の史料には見えない。公忠女としては、前述の源雅信室と、同一人かは不明だが、左記の紀貫之歌に云われる、裳着の際貫之に腰紐を結つてもらつた女子の二人が知られる。

源公忠の子に裳着させ給ふ所にてよめる  
君をのみいはひがてらに百年を待たぬ人なく待たんとぞ思ふ

(陽明文庫蔵本 708 番歌)

宜子がこのいづれか、或いは両者に該当するののか、またはそれ以外の女子であるののかは不明だが、「皇后宮」なる方にお仕えした女房だったのでないか。宜子が真に公忠女であれば、「皇后宮」は朱雀朝以降の天皇の后と推定される。『原中最秘抄』に薰物の方面

に長じた后として名前の挙がる「故皇后宮 九条右大臣女」、藤原師輔女安子のことではないだろうか。安子は藤原忠平二男師輔の長女で、天慶九年（九四六）五月十日に東宮成明親王、後の村上天皇に入内し、天徳二年（九五八）十月二十七日、三十二歳で皇后となつた。「皇后宮」が村上天皇皇后安子であるとすれば、宜子は父とされる公忠の代からの藤原忠平家との縁故によつて安子に仕えたとも考えられる。

『原中最秘抄』「薰物合高名人数」に村上天皇の御名は見えないが、醍醐天皇を父に、朱雀天皇を同母兄にお持ちになつた村上天皇もまた、薰物に関心を持たれたようである。『栄花物語』は、この帝が「あはせたきものすこし」の一文を折り込んだ折句沓冠の歌一首を後宮の御方々に送られたという逸話を伝えている。

この御なかに、広幡の御息所ぞ、あやしう心ことに心ばせあるさまにも、帝も思しめいたりける。内よりかくなん、

逢坂もはては往来の関もゐず尋ねて訪ひこ来なば帰さじ

といふ歌を、同じやうに書かせたまひて、御方々に奉らせたまひけるに、この御返事を方々に奉らせたまひけるに、広幡の御息所は、薰物をぞまゐらせたまひたりける。さればこそ、なほ心ことに見ゆれと、思しめしけり。いとさこそなくとも、いづれの御方とかや、いみじくしたてて参りたまへりけるはしも、勿来の関もあらまほしくぞ思されける。御おぼえも日ごろに劣りにけりとぞ聞えはべりし。

（新編日本古典文学全集『栄花物語』一 卷第一「月の宴」 28 29 頁）

歌により期されたところを読み取り、帝に薰物をお届けになつたのは、宇多天皇曾孫であられた才女広幡御息所計子だけであつたという。村上天皇は歌に対するご関心が非常に

高く、梨壺の五人を擁す撰和歌所を設置られたほか、御自らも多くの御製を残されたが、前述の広幡御息所計子をはじめ、重明親王女で斎宮女御と呼ばれた徽子女王ら歌に長じた女性を多く後宮に随えていた。後宮で歌の贈答が活発に行われる中で、薫物を交えた様々な遊びも少なからず試みられたことであろう。そうした後宮の中にあつて、宜子は曾祖父貞主や祖母直子、父公忠が歴代の主君に薫物を献上してきたように、主である安子の実質的な意味での「合香之役」を務め、家に伝わる秘方を合せて差し上げたのではないだろうか。

#### 四 (2) 観教大僧都

公忠子息の一人、観教大僧都は朱雀天皇御世の承平四年（九三四）に誕生、俗名を信輔と云い、藏人所雑色を務めたとされる。『尊卑分脈』によれば、信輔は公忠四男、勅撰歌人として著名な信明、小松將軍信孝ら三人の兄、同じく歌人として知られる勝観、寛裕ら四人の弟が見え、その他前述の九条右大臣女皇后宮安子の女房宜子や、源重信室となった姉ないし妹の存在も確認される。

天曆二年（九四八）九月二十日、十四歳の時、信輔は得度受戒するが、翌月の二十八日には父公忠が六十歳で亡くなっている。公忠は二年前の天慶九年（九四六）某月某日に病により右大弁を辞したと伝えられ、以後は病と闘いながら日進月歩の日々を晩年まで過ごしたのである。『貫之集』によれば、貫之晩年の天慶八年に公忠は貫之から歌を送られるが、返歌をしたためる間もなく貫之が無くなったことを憂い、返歌を詠みその書付を川原で焼かせ読経させたと云われている。

世の中心細く常の心地もせざりければ、源公忠朝臣のもとにこの歌をやりける、このあひだ病ひ重くなりける

手に結ぶ水に宿れる月影のあるかなきかの世にこそありけれ

後の人の言ふを聞けば、この歌は返しせんと思へど、いそぎもせぬ程に亡せにければ、驚きあはれがりて、かの歌に返しよみて、愛宕にて、誦経して、川原にてなむ焼かせける

(前出『貫之集』888番歌)

友人の死に際して真摯な供養を果たしたというこの逸話からは、自らもまた病を抱えて死に対峙する公忠の、知友を失ったことによる悲しみと、真摯な追悼の意とが感じられる。信輔の出家は、父公忠の病との関係で行われたのであろうか。危篤状態に陥った父の回復を仏に願ひ、或いは父亡き後のわが身の行く末を憂いてのことだったかもしれない。

観教の仏道の師について、宇多天皇第八皇子で醍醐天皇弟皇子にあたられる敦実親王、法名覚真法親王と見るのが一般的なようだが、実は史伝には観教の師として法親王を含む三名の僧侶の名が挙げられている。『僧綱補任』は観教が弟勝観と同名の「勝観阿闍梨」弟子と記し、一方で覚真法親王(敦実親王)弟子とも伝える<sup>50)</sup>。更に『護持僧補任』によれば、観教は観暁なる僧侶の弟子であったという。

勝観が観教の弟であるとすれば、たとえ弟のほうが先に出家していたとしても、実の弟から弟子として迎えられたとは考えにくい。敦実親王のご出家は天曆四年(九五〇)二月三日であり、観教の出家の二年後のことであったが、こちらは法親王として位の高い僧侶であり、観教父公忠とほぼ同年代でもあったので、観教が出家後二年を経て何らかの理由で法親王に師事したとしても、弟に師事するよりは自然である。観教の師とされる第三の



僧觀曉の出自や業績については史実等に明らかでなく、検討の余地が無いが、覺真法親王没後に師事した僧であった可能性は否定できない。法親王が康保四年（九六七）三月に七十五歳で入滅された（『日本紀略』）時、觀教は三十三歳であった。修行途中の青年僧として、法親王に代わる師を新たに必要としたことであろう。觀教は、勝觀を除く覺真法親王と觀曉に、時期を同じくせず師事したものと考えることもできるのではないだろうか。

法親王への師事は、觀教の父公忠の代からの縁を通じて実現したのである。醍醐天皇に同じく光孝源氏の公忠とは従兄弟にあたるほか、公忠子息、子女の中には、敦実親王家と関わりを持った者も見られる。公忠に源雅信室となった子女のあったことは前項で確認したが、その夫雅信は敦実親王が藤原時平女との間に儲けた子息である。

觀教兄で公忠長子の信明も親王家と親密であった。親王ご出家の際小野宮藤原実頼邸で催された饗宴に列し、皇子のご出家を憂いた次のような歌を詠出している。

式部卿宮、出家し給ひける時、御訪ひに小野宮殿参り給へるに、御饗応などある  
ついでに

うれしきもあはれもふかき春なれば別れがたくも見ゆる春かな

（テキスト 平野由紀子氏『信明集注釈』 48 番歌）

また、『僧綱補任』や『勅撰作者部類』のような史伝では「觀教」と表記されていることに対し、『薰集類抄』や『源氏物語』古注釈書には「寛教」とも著されるが、このことから法親王との浅からぬ関係が想像される。覺真法親王には源寛信や僧寛朝ら「寛」の字を名前に用いた子息がおられた。觀教の弟で觀教、勝觀らに同じく『拾遺和歌集』に入集する寛祐法師も、後述の『俊頼髓腦』所載の伝承に「觀祐沙弥」と著され、こちらは

兄の名に引かれて生じた誤りと見るべきかと思われる。観教の「観」が「寛」の時と交代した表記で一部に伝えられた所以として、法親王と師弟関係にあったことを想定すべきか否か、この点については更に多くの史伝諸本の本文と照らし合わせて検討する必要がある。

観教が僧侶として成熟し、記録に残る業績を上げるのは、出家から四十一年を経た永祿元年（九八九）九月十八日、五十五歳の時のことである。東宮、後の三条天皇に奉じた何がかの努力の功による任官であった。『薫集類抄』には観教が「三条院護持僧」であったと注されており、事実であれば、東宮の即位後も御持僧として重用されたことになる。

寛弘九年（一〇一二）三月十四日、既に七十八歳の老僧であった観教は、三条天皇皇子で時の東宮敦明親王、後の小一条院に奉じた護持で功をあげ、その賞として権大僧都に任ぜられた。この時既に法眼であったが、「数輩」を超越する異例の出世であったという。観教は同年十一月二十六日、七十九歳で入滅しているので、老い先短いことを推し量つての名誉の任官であった可能性も否定できないが、いずれにしても、三条天皇が東宮時代から培われた観教へのご信頼は、皇子の小一条院敦明親王にも受け継がれたのであろう。以上のような業績を経た観教ゆかりの薫物として、『薫集類抄』は次の黒方の処方一点を挙げる。

〈黒方〉

観教大僧都 延暦寺 公忠弁息 三条院御持僧

沈四両

丁子二両

甲香三分

― 26 丁ウ

白檀三分

薰陸二分

麝香一分

(西園寺文庫本 上巻)

小一条院が母の三条院皇后で小一条皇后と呼ばれた藤原成子とともに、前述の滋野貞主ゆかりの処方をはじめとする多くの処方を所有し、史伝にも薰物に精した人物として知られていることについては既に確認した(人物研究篇65〜67頁参照)。次稿でも考察するが、医師丹波忠明は、本草学方面の知識を生かしてこの小一条院周辺の合香活動に関わりを持ったことが考えられる。小一条院は、醍醐朱雀朝の「合香之役」公忠子息観教に対しても、浅からぬご関心を寄せただろうが、観教と院や皇后の処方に関連性があることを示すような注は諸本に残されていない。また、観教の薰物と父や滋野氏、或いは妹と目される宜子のそれとの関連性についても未詳である。同種の薰物であっても観教の処方は公忠らのそれには似ず、彼独自の工夫が加えられたものと考えられる。観教は宜子と違って父の処方を他家に献上するような権限を持たなかつたのであろうか。

勅撰歌人としても知られる観教は、弟の寛祐沙弥とともに、父公忠を歌の道の師と仰いだことが伝えられる。

みづうみと思はざりせばみちのくのまがきの島とみてやすぎまし

これは公忠の弁の子に、観教僧都と観祐沙弥といひける人と、兄弟ふたり具して竹生島と云へる所へまかりけるに、其年殊のほか雨ふりて大水のいでたりければ、大津のへんの小家ども皆海にひたりてわづかに垣根の末ばかりみえける中をわけゆきけるを見て、観祐がみて僧都に語りけるなり。此歌かへしすべけれど、大きな難あり。さればえすまじと申しけるに、更に難覚えすといひて、ふたりろんじけるを、おの

く親の弁に申して一定はせむと申して京に帰りけるまゝに、いきてかゝる事なむ侍りしと語りければ、弁きゝて、歌をよくく案じてとみにもいはざりければ、おのくいぶかり思ひてのびあがりつゝ、とう聞かまほしげにてゐたりけるに、よくく思ほしめして、とばかりありてぞ、なかさもよまざらむ。又難もいはれたりとぞ判じける。難はまがきの島とみてすぎぬといふはまがきの島にはぢをみするなりとぞ難じける。是又させる事なけれど、かやうの事どもにて此比は歌を沙汰すべき料にかけらるなり。

(日本歌学体系一所収 214-215頁)

右によれば、観教と寛祐が竹生島なる所を訪れた際、大水で大津あたりの小家が皆琵琶湖の水に漬かる様を見て、寛祐が「みづうみと」の一首を観教に詠みかけたところ、観教は、この歌には大きな難があり返歌など詠めないと答えた。寛祐は難など無いと主張し、二人は論じあつたが、それぞれが親の公忠に説明し、是非を判定してもらおうということと一致し、京に帰るとその足で父の許を訪れ、事の次第を話した。公忠はこの歌を慎重に思索し、しばらくして、そのように詠んではならないということはないが、確かに難もあり、難は「まがきの島」と見て過ぎるといふ箇所があり、これでは「まがきの島」に恥を見せってしまう意になる、と評したという。

観教は、歌の面でこうした伝承が生まれるほどに父の才と薫陶を尊んでいた人だったのであろう。薫物の方面でも父の教えを基礎として自身の技や処方を読み出していたのかも知れない。

觀教以外にも、公忠の処方を知り伝えたと見られる子息とその子孫が存在する。『薰集類抄』下卷「煎甘葛」項は、公忠孫の源経信と薰物との関わりについて、次のように記す。

煎甘葛

「 41 丁ウ

(中略)

公忠朝臣

以文武火煎記去沫整寒温和雜香又曰

蜜能程煎テ未固程ニ以綿テ絞テ可合之

「 42 丁オ

白石英方云煮以陰陽鼎煎以文武火出於

草木為文火於金石為武火春夏鑄為陽

鼎秋冬鑄為陰鼎

或書云下猛火上以灰埋也下猛則武也

上埋則文也謂之文武火也

經信卿云非蚤非微(マ)以之為文武火也以

火為文以猛火為武也仲卿公忠之末流也

「 43 丁ウ

若有所聞歟但非微者已離文非猛者亦

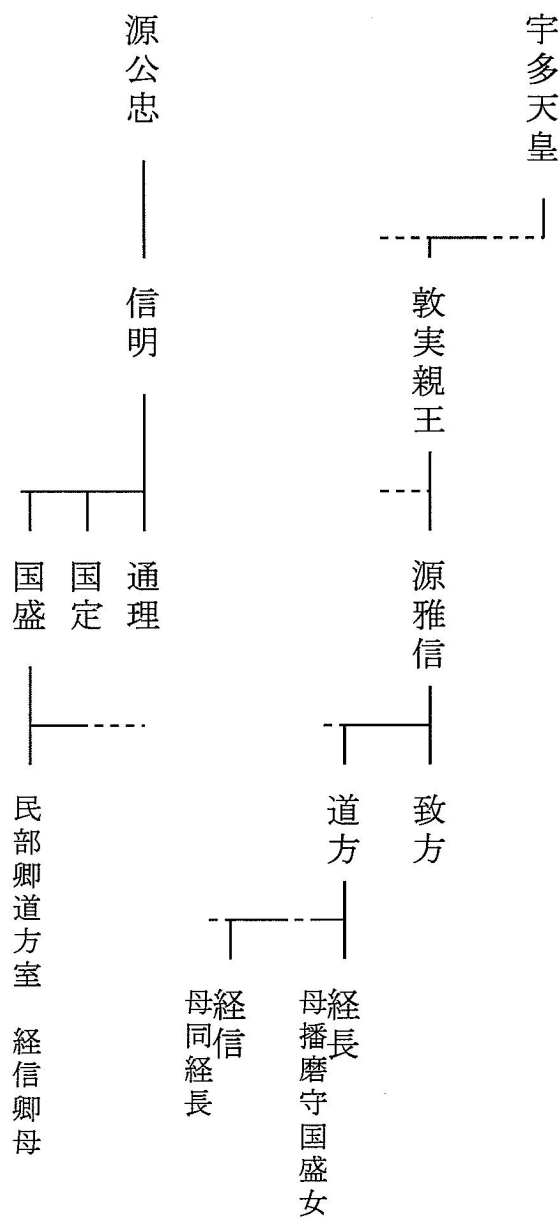
離武何以中火稱文武乎

右によれば、数種の香薬を和合するのに用いられる「甘葛」を煎じる方法として、公忠は「文武火」なる火炎を用いて煎ずることを説いているが、この「文武火」の理解とその

処術は『薰集類抄』編纂当時難解なものであつたらしく、「文武火」の概説として、『白石英方』なる本草書や「或書」の説に続き、経信の説も引用されている。

経信卿の云うところには、~~火~~に非ず微に非ず、此れを以つて文武火と為也、火を以つて文と為し、猛火を以つて武と為す也、とある。火加減によつてその効果と呼称とを分けたのであろうか。本文に欠脱のあることも考えられるので、解釈は諸本に照らし本文を校訂した上で行く必要がある。本文には、編者の推測と思しき次の一文が続く。経信卿は公忠の末流也、若しや聞く所有るか、と。

宇多源氏の家系に生まれた経信は、観教の師の一人でもあつた敦実親王子息で、公忠女の嫁した源雅信の孫に当たる人物である。雅信と藤原師輔女との間に生まれた道方を父とし、母は公忠長子信明三男国盛の子女と伝えられる。



女子

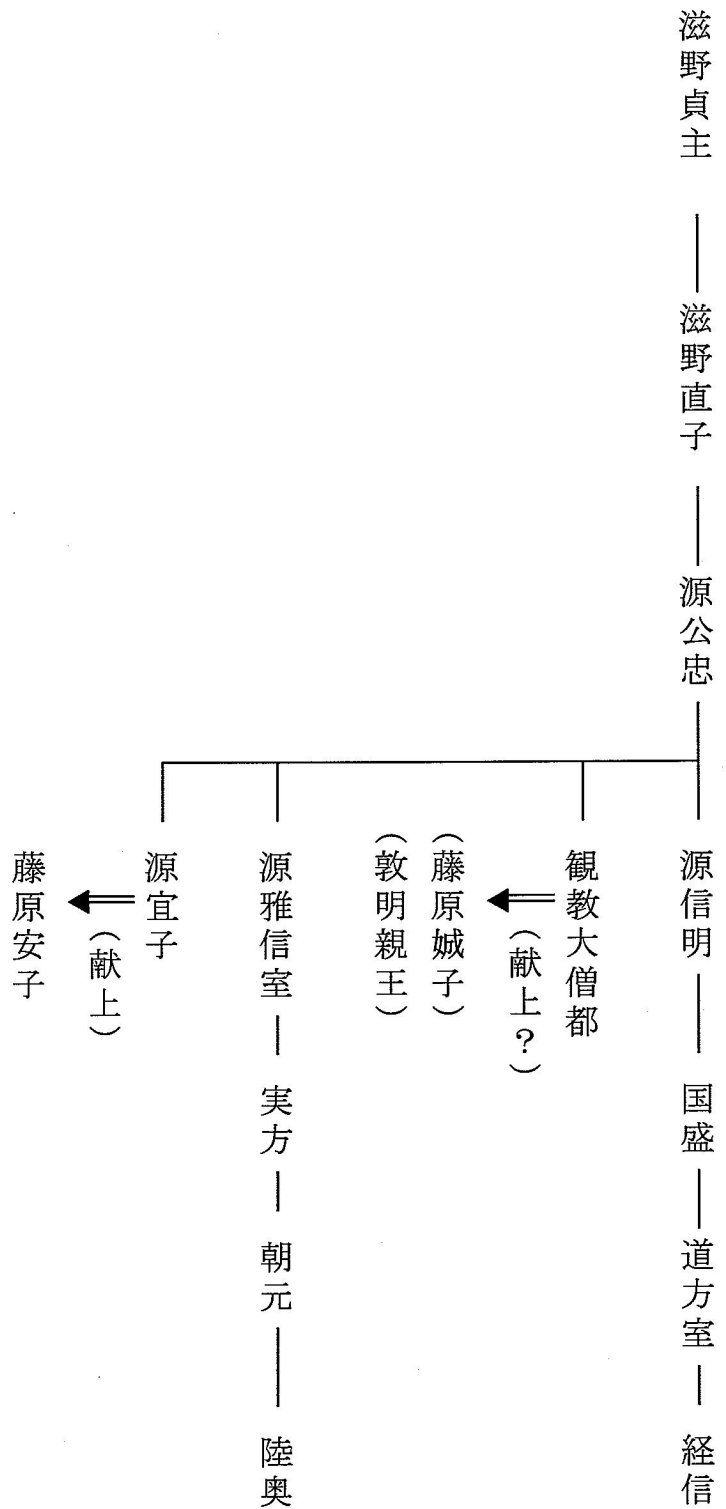
後拾続古等作者

(新編増補国史大系第六十上『尊卑分脈』第三篇 宇多源氏、光孝源氏項より集成)

経信は民部卿、皇后宮大夫等を経て正二位大納言に至り、承德元年(一〇九七)正月六日、太宰権帥のまま任地である西府で薨じた。八十二歳であった。

経信が薫物に関わり、その説が母方の祖である公忠に由来する可能性を伝える資料は前掲の一文のみである。経信の家系には、合香にまつわる公忠説の継承を可能にする公忠との姻戚関係が確かに存在する。公忠孫の源国盛とその子女である経信母、或いは前項で確認した源雅信家との繋がりという二つの流れである。『薫集類抄』はこの二流のうち、血縁関係の存在する前者をもって経信を「公忠末流」と称したのであるが、「甘葛」は香薬の丸薬化に用いられたので、長寿を誇り、高齢の身でありながら大宰府に赴いた経信の壮健ぶりからは、彼が不老長寿の秘薬を求めて本草学、医学の方面に関心を寄せていた可能性も窺える。経信が薫物への関心から「甘葛」の精製に必要とされる「文武火」に精通したことを裏付ける為には、経信自信の薫物の処方など、より具体的な資料を発掘することが必要である。

以上、前項と本項とで確認してきた宜子、観教をはじめとする公忠子息子女とその周辺に於ける薫物を媒体とした影響関係を、薫物との関わりが不確かな経信に至る流れも含め図示すると、次のようになる。





結

滋野貞主と直子の姻戚関係は史実、史伝に明かでないが、直子の子息で光孝天皇一世源氏国紀の二男と云われる公忠への貞主ゆかりの滋野井第の伝領、並びに貞主が関与した可能性もある仁明天皇ゆかりの薫物の処方を知っていたことや、公忠を含む三人がともに合香に秀でていたと考えられること等から、貞主と直子とは親子であったと推定された。

貞主の曾祖父以来の伝統ある儒家として知られる滋野氏であるが、貞主が東宮学士として後の仁明天皇にお仕えしたことをきっかけに、〈薫物の家〉とも云うべき新たな特技をもつて知られるようになったと考えられた。東宮時代から仁明天皇の信任が篤かったと見られる貞主は、薫物の名人とも伝えられる帝の為に儒家として助力しもうしあげる中で、その道の知識と技を培ったのであろう。後に繩子、奥子という二人の女子をこの帝の後宮へ入内させるといふ幸いに恵まれ、娘達の繁栄を期し、薫物の処方と考案とその調合を頻繁に行う必要に迫られたはずであるが、帝との関わりの中で得た特技により、後の世まで伝えられる名品とも云うべき薫物の処方を多く生み出している。

後に八条宮本康親王が伝える仁明天皇ゆかりの薫物の処方「承和秘方」を、貞主の子女である可能性の高い直子が知り伝えていたことから、貞主は、仁明天皇ご自身の薫物について処方考案する段階から関わりをもつていたと考えられた。延喜年間典侍として宮仕えに勤しんでいた直子は、醍醐天皇の勅によりこの秘方を合せて献上したとも伝えられる。仁明朝の貞主の薫物の方面に於ける業績をもつて実現したこの献上は、貞主家が合香の面

で他家に秀でた技を伝える、いわば「薫物の家」とも云うべき家系であることを朝廷と宮廷社会に知らしめ、後に公忠が醍醐天皇から「合香之役」を賜る土台となったはずである。

光孝源氏で醍醐天皇と従兄弟の關係にあつた公忠は、皇族のご信頼と自身の歌の才等侍臣としての適性に恵まれた為であろう、殿上人となる以前から宮廷社会の文学、文化的な催しに参加し、天皇家のみならず藤原摂関家の人々からも記憶されていた。滋野の家の後見役となることを期待されて育つた可能性もある公忠は、薫物についても母の正統な後継者として指導を受けたのであろう。こうした家伝の処方自由にする権利が与えられたのは、母の没後、公忠が滋野家に伝わる処方の全てに責任を持つようになった時期と見るべきであり、「合香之役」に任ぜられたのもこの頃と考えられる。勅命を帯びたことにより、家伝の処方だけでなく、失われかけた前代の帝にゆかりの処方を学ぶことを許され、多くの薫物の処方を後世に伝えた。

公忠が、醍醐天皇没後も朱雀天皇の「合香之役」を務めたとする伝もあるが、公忠の献上の記録からは、村上朝にもそうした方面で帝に奉仕したことが考えられた。また、藤原忠平との公務と歌を通じた強い繋がり、子女とおぼしき宜子による忠平子息師輔の子女で村上天皇皇后安子への薫物献上が行われたとする記録が存在した。

公忠の合香の説は、子息の観教大僧都、子女とおぼしき女房宜子に伝えられたが、観教の処方には前代からのゆかりを示す注が見られず、「薫物の家」に伝わる合香の説の正統な後継者としてより有力な人物は、女子である宜子のほうであろう。祖母直子が延喜年間に献上した仁明天皇ゆかりの薫物の秘方、父が天慶年間に献上した薫物の処方は、宜子により安子に献じられている。父公忠以来の摂関家との繋がりの上に、家伝の薫物の処方と

技を求められて、宜子は安子に仕えることができたのであろう。

観教は十四歳の時出家し、直後に父を亡くして後ろ盾の無い身の上であったが、二年後に宇多天皇第八皇子にして醍醐天皇弟皇子であられた敦実親王、法名覚真法親王に師事し、申し分の無い後見役に恵まれた。法親王は数年後に入滅したが、法親王との師弟関係を僧侶としての経歴に加えたことにより、観教の法師としての立場はそれまで以上に安定したことが考えられる。それから二十数年後、時の東宮、後の三条天皇の護持僧として世に出た観教は、功により東宮の信頼を得ることができ、東宮の即位後も護持僧として仕え、皇子小一条院にも院の東宮時代から護持僧に召されるといふ信頼の篤さであった。

小一条院とそこご生母で三条天皇皇后であった藤原城子とは、薫物の調合や処方の方考案に力を注がれ、時の侍医丹波忠明も出家後に院の御前で処方をお写し申し上げるなど、合香の方面に有用と思われる人物とも関わりを持たれていた。院の父帝の東宮時代から重用された観教が〈薫物の家〉の出であることは、小一条院や小一条皇后城子にとって注目に値すべきことであり、合香の方面で観教の力を頼みにされた可能性も考えられた。

貞主から宜子、観教に到るまで、〈薫物の家〉の人々は、学問や臣下としての政治的な才覚、人徳により築き上げた皇統との繋がりをもつてより強固なものとし、家門の維持と家名の存続に力を尽くしてきた。薫物は、貞主に発して宜子、観教に至る歴代の努力の程を我々に知らせている。

\*「公忠の号は『尊卑分脈』に「滋野」、『三十六人歌仙伝』に「滋野井」とある。盧愛子

氏「源公忠小考」（「女子大國文」第三十八号）は、「滋野井」を号したのは『尊卑分脈』に藤原公季流のみであることを主たる根拠に、母方の「滋野」姓を公忠の号と見るのが妥当であるとし（27頁）、杉本寿郎氏「歌人源公忠」（「りてらえやぼにかえ」第五号）は、いずれにしても公忠と滋野氏との深い関係に由来したと見る（13頁）。

④『雍州府志』によれば、北京にあった九井の一つ。『拾芥抄』諸名所部には「中御門北西洞院西 滋野貞主卿家」と記す。滋野井第は、後に権中納言藤原公成から子女である後三条天皇女御藤原茂子に伝えられ、茂子は「滋野井女御」と称した。

⑤ 盧愛子氏「源公忠小考」（「女子大國文」第三十八号）、杉本寿郎氏「歌人源公忠」（「りてらえやぼにかえ第五号」）、山口博氏『王朝歌壇の研究 宇多醍醐朱雀朝篇』第五章「専門歌人たち」参照。

⑥ 角田文衛氏『日本の後宮』、同氏監修『平安時代史辞典』参照。

⑦ 注2所掲の杉本氏論文参照。

⑧ 『大日本史料』延喜十九年正月十五日条、注4の角田文衛氏編著参照。

⑨ 小島憲之氏「類書『秘府略』（『国風暗黒時代の文学』中上）

飯田瑞穂氏「『秘府略の錯謬』（中央大学文学部紀要 史学科 第二十号）

氏「秘府略 解説」（尊経閣善本影印集成13『秘府略』）

⑩ 神宮文庫本「公住<sup>任職</sup>」、他本「公任」

⑪ 本康の親王の七十の賀のうしろの屏風によりてかきける

紀貫之

春くれば屋戸にまづ咲く梅の花君が千年のかざしとぞ見る

(新編日本古典文学全集『古今和歌集』卷第七 賀歌 151、152頁)

片桐洋一氏『古今和歌集全注釈』は、本賀は親王が薨去された延喜元年(九〇一)十二月十四日の直前に催されたと推察され、右記テキストの頭注もそれに随う。

\*10 藤河家利昭氏「八条の式部卿について」

(広島女学院大学国語国文学誌 27 平 9 4頁)

\*11

八条式部卿親王 本康 仁明第七皇子母名虎女

(源氏物語大成『原中最秘抄』梅枝卷 571頁)

\*12

感吏部王彈琴、応制一絶、

榮啓後身吏部王、七條絲上百愁忘、酒酣莫奏簫々曲、峽水松風惣断腸、

(大日本史料延喜元年十二月二十一日条)

内閣文庫本『菅家後集』「感吏部王彈琴、応制一絶」

\*13 二月戊午朔。二月己未。從五位下行越後介高橋朝臣文室麻呂卒。(中略)文室麻呂。年

九歲事<sub>ニ</sub>嵯峨太政天皇<sub>一</sub>。天皇自教<sub>ニ</sub>鼓琴<sub>一</sub>。其伎日長。他教習者無<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>相及<sub>一</sub>。仍賜<sub>ニ</sub>文室

麻呂号<sub>一</sub>。曰<sub>ニ</sub>琴師<sub>一</sub>。十六歲。始加<sub>ニ</sub>元服<sub>一</sub>。便為<sub>ニ</sub>藏人<sub>一</sub>。太上天皇崩後。仁明天皇徵為<sub>ニ</sub>

藏人<sub>一</sub>。尋拜<sub>ニ</sub>常陸大掾<sub>一</sub>。迂<sub>ニ</sub>右兵衛大尉<sub>一</sub>。有<sub>レ</sub>勅奏<sub>レ</sub>教<sub>ニ</sub>鼓諱<sub>一</sub>光孝天皇親王。本康親王<sub>一</sub>。

(下略)

(新編增補国史大系 4 『日本三代実録』貞觀六年二月二日条)

\*14 藤河家利昭氏「梅枝の卷の薰物合わせと仁明帝」

(広島女学院大学大学院言語文化論叢第二号)

\*15 注 13 参照。

\*16 注13 参照。

\*17 杉本寿郎氏は、公忠の蔵人時代から弁官時代にかけて、忠平と公忠が密接な関係にあったことを指摘される（前掲注と同論）。

\*18 今井源衛氏『大和物語評釈』上巻 310、311頁

\*19 亭子の帝の御もとに、おほきおとど、大井に仕うまつりたまへるに、紅葉、小倉の山にいろいろいとおもしろかりけるを、かぎりなくめでたまひて、「行幸もあらむに、いと興ある所になむありける。かならず奏してせさせたてまつらん」など申したまひて、ついでに、

小倉山峰のもみぢ葉心あらばいまひとたびのみゆき待たなむ

となんありける。かくてかへりたまうて奏したまひければ、「いと興あることなり」とてなむ、大井の行幸といふことはじめたまひける。

（九十九段 新編日本古典文学大系12 320 321頁）

\*20 本稿（上）所掲の年表 延長九年（九三一）正月二十一日以降参照。

\*21 枇杷左大臣の大臣になりて侍りけるよろこび申すとて、梅を折りて、

貞信公

おそくとくつつひに咲きぬる梅の花たが植ゑ置きし種にかあるらん

（新編日本古典文学全集43『新古今和歌集』1443 番歌）

おほきおとどは、大臣になりたまひて年ごとおはするに、枇杷の大臣はえなりたまはでありたりけるを、つひに大臣にえなりたまはでありわたりけるを、つひに大臣になりたまひにける御よろこびに、おほきおとど梅を折りてかざしたまひて、

おそくとくつひに咲きける梅の花たが植ゑおきし種にかあるらむ  
とありけり。(下略)

(新編日本古典文学全集に所収「大和物語」百二十段)

貞信公は御兄なれども、卅年まで大臣になりをくれたまへりしを、つゐになりたまへれば、おほきおほいどの、御よろこびの歌、

おそくとくつゐにさきぬるむめの花たがうへをきしたねにかあるらむ

(保坂弘司氏『大鏡全評釈』第二卷「左大臣仲平」条)

\*22 『大和物語』『新古今和歌集』『大鏡』本文は仲平初の「大臣」任官と伝えることから、諸注はいずれも本歌を承平三年(九三二)二月の仲平侍敷下文ニアル右大臣時の詠とする。

\*23 『薰集類抄』**古****鶴****杏****岩****羣** 「典侍」 **神** 「典〇……」

\*24 第一章「薰集類抄解題」参照

\*25 第一章「薰集類抄解題」参照

\*26 『皇国名医伝』上(『平安時代人名辞典』345頁参照)

\*27 前掲藤河家利昭氏論文参照

\*28 源定の薨去を伝える貞観五年(八六三)正月三日条は、嵯峨太政天皇は定を以つて親王と為して曰く、「被<sub>レ</sub>賜以来。稍淹<sub>ニ</sub>年序<sub>一</sub>。偏<sub>ニ</sub>忸<sub>ニ</sub>鐘愛<sub>一</sub>。未<sub>レ</sub>閑<sub>ニ</sub>才学<sub>一</sub>。所<sub>レ</sub>恨<sub>ニ</sub>荊山之璞<sub>一</sub>。遂混<sub>ニ</sub>瓦礫<sub>一</sub>。」(新訂増補国史大系4『日本三代実録』卷第七 清和天皇条 101頁)云々と  
して、定が弘仁五年(八一四)五月八日に源朝臣の姓を賜つた理由として、音楽を偏愛する才学の浅い親王であつたことを伝えている。

\*29 前掲藤河家利昭氏論文参照

\*30 『薫集類抄』**西****神****杏****羣**「天曆」**古****鶴****岩**「天曆」或慶。『類聚雜要抄』に「天慶」とあり、公忠は天曆六年には既に没していたため、仮に「天慶」と改めて引用する。

\*31 本研究資料編「『薫集類抄』の同文一覧」参照

\*32 朱雀院のみかど、わらはにはおはしましけるととき、ひぎのうへにおはしまして、おほんてづからこうばいをかうぶりにささせ給ひて、かしらも他下座らんにうたよめとおほせられければ

もゝしきの梅のはながさゝす時は天のしたこそうしろやすけれ

(新編国家大観所収御所本『公忠集』4 番歌)

\*33 本研究資料編「『薫集類抄』の同文一覧」参照。

\*34 注29 参照。

\*35 平野由紀子氏『実方集注釈』「解説」521〜523 頁

\*36 萩谷朴氏『平安朝歌合大成〔増補新訂〕』五 3213 3214 頁

\*37 第一章「薫集類抄解題」参照。

\*38 三条の大臣殿にて、ゑちごに物いひて、あくるまであるに、なでしこのつゆなどをきたるあふぎを、「これみたまへ」とてさしいでたれば

おもひしる人にみせばやよもすがらわがとこなつにおきゐたるつゆ

(テキストは

片桐洋一  
小倉嘉夫  
金任淑  
中葉若子

氏『藤原仲文集全釈』16 番歌)



藤川晶子

\*39 一説に男子。本テキスト詞書「源公忠朝臣の子に」を「みなもときんたゝの三郎の」或いは「みなもとゆきさたの二郎の」と、「裳着せさせ給ふ所」を「元服せさするところにて」「かふりするよ」「かうるするよ」と伝える諸本も存在する。

(田中喜美春・田中恭子両氏『貫之集全釈』参照)

\*40 観教を覚真法親王弟子と伝える『僧綱補任』記事については原典に拠らず『平安時代人名辞典』観教条を参照。

\*41 『薫集類抄』翻刻、「『薫集類抄』の同文一覧」参照。

第二章 第二節

丹波忠明、雅忠父子と薫物

序

丹波氏は、平安中期に針博士として朝廷に仕えた丹波康頼を祖とし、針博士や施薬院使、典薬頭を代々輩出した家系である。康頼の孫忠明、その子雅忠（一〇二一〜一〇八八）もまた名医として名高く、その活躍ぶりは、史実や説話に多く伝わる。

平安初期から中期にかけ、貴族社会で用いられた様々な薫物の処方について記した、わが国に現存する最古の薫物指南書『薫集類抄』には、「忠覚入道」なる人物が小一条院の二種の薫物の処方を書し取り、それを子の「典薬頭雅忠朝臣」に伝えたことが、次のように記されている。

件方承保三年三月晦日典薬頭雅忠朝臣

注送之父忠覚入道於小一條院所寫取也

即忠覚自筆也

右方雅忠朝臣注送之委見梅花方

（拙稿「西園寺文庫所蔵『薫集類抄』翻刻と校異（上）」

『広島女学院大学大学院言語文化論叢』6）

（小一條院「梅花」 上巻9丁ウ）

（小一條院「侍従」 上巻19丁オ）

「承保三年三月」という記述から、「雅忠朝臣」は前述の丹波雅忠と考えられ、よって

父「忠覚入道」も丹波忠明と考えられるが、先行する人物、説話資料研究において、忠明の法名を伝える資料も他に明らかでなく、忠明雅忠父子と薫物との関わりが報告されたことも無い。

本稿では、忠明雅忠父子の薫物の方面に於ける右の活動が意味するところについて、忠明雅忠親子の職歴や業績との比較から明かにする。

一 丹波忠明、雅忠の家系と職歴、業績

丹波忠明は、丹波矢田郡出身の祖父康頼の代に丹波宿祢の姓を賜った名医の家系に生まれ、一条天皇朝に典薬頭として朝廷に仕えた父重雅に同じく、後一条、後朱雀朝に典薬頭を勤め、天皇をはじめ上卿に重用された医師である。長久五年（一〇四四）四月に出家し、その後も朝廷の医事に携わったことが『一代要記』に伝えられる。忠明の子雅忠もまた、唐の名医扁鵲に喩えられるほどの名医として知られた。長元七年（一〇三四）わずか九歳で医博士の課試を突破、翌年権医師博士に任ぜられ、以後施薬院使、典薬頭、丹波権守等の職掌を歴任し、曾祖父、祖父、父を越える正四位下に叙された。

康頼

医博士針博士左衛門佐従五位下

丹波矢田郡人。始賜丹波宿祢姓。

重雅

薬院

侍従。丹波権守。権針博士。典薬頭。左近医師。正五位下。穀倉院別当。  
主税頭。大舍人頭。兵庫頭。掃部頭。典薬頭。従四位上。

忠明

典薬頭権針博士医博士従四位下

改宿祢賜朝臣

雅忠

昇殿。丹波守。施薬院使。典薬頭。主税頭。聴禁色雜袍。右衛門佐。侍従。  
三位正四位下。日本扁鵲。医博士。権侍医。正四位下。掃部頭。典薬頭。  
主税頭。施薬院使。穀倉院別当。

重経

肥後入道云々

忠康

医博士。侍医。典薬頭。主税頭。正四位下。穀倉院別当。

重康

従四位下。施薬院使。図書頭。権医博士。侍医。

(以下子孫略)

(続群書類従卷第百八十四『丹波氏系図』 342頁)

史実に残る忠明の医道の業績、職歴については、前掲の『丹波氏系図』や『平安時代人名辞典』に、雅忠のそれらについては同系図や雅忠編纂の『医略抄』の冒頭に残る多紀元簡による序文に大略が示されている。本項では、序で述べた忠明と雅忠の薫物との関わりについて考察してゆく前に、以上の諸資料に学び、かつ補いながら作成した略年譜とともに、両者の業績を詳しく見てゆく。

〈忠明、雅忠略年譜〉

天皇	年月日	忠明略年譜	雅忠略年譜
三条天皇 長和四年 (1033)	二月十九日	三条天皇「紅雪」を服用。為信、忠明ら御薬を供ず。	
		(御)	

後 一 条

		寛仁元年 (1017)	二年 (1018)	三年 (1019)	四年 (1020)	治安元年 (1021)	三年 (1023)
		九月十二日	十一月十五日	十二月三十日	九月二十七日	九月二十八日	十月五日
		忠明宿祢、実資宅の蜂蜜を見る。二合採集。 (小)	但波忠明、権医博士兼任。 (小)	実資、侍医忠明宿祢に桑糸二疋を与える。 (小)	侍医忠明、道長入道受戒のため南京に下向するに供をす。 (左)	道長、忠明宿祢の灸治を受ける。灸治殊に苦痛無し。 (小)	忠明宿祢、道綱の痢病を診る。飲食不通、更無為術。 (小)
						忠明宿祢。道綱の痢病を診る。一切不食、痢病更發。 (小)	
						誕生。	
							【関連】実資転倒し顔面負傷。侍医和氣相成に療治せしむ。面上疵為歎。 (小)
九日							【関連】実資、日に地菘、桑、蓮葉等の三種の湯を以って面疵を洗い、また地菘の葉を着ける。今日は柳湯を以って交えて洗う。一寸余の疵が、今日は

	<p>七分許に見える程度に愈合したか。 (小)</p>
<p>十一日</p>	<p>忠明宿衿来訪。頬疵を問うと申して云う、更に疵有るべからず、只柳と蓮の葉の湯等を以って洗うべしと。 (小)</p>
<p>十四日</p>	<p>【関連】実資、頬に腫物を生ず。和氣相成、蓮葉湯を用いて療治。又支子汁を用いよとの夢告を得る。恒盛に夢占いをさせた勘申によれば、蓮葉等の湯が疵に熱気を発させたのであり、支子を用い、また蓮葉汁を冷ましたもので面を洗えば験が有るとの夢告であると云う。 (小)</p>
<p>十六日</p>	<p>【関連】実資、夢告に随い面疵を治療、面腫の赤色が減ず。 (小)</p>
<p>二十日</p>	<p>【関連】実資の面疵、三・四分許未満、蓮葉湯冷を以って毎日兩度洗う。侍医和氣相成朝臣、付きつきりで丁寧に療治。まことに家人と雖も深竭勤節たる者なり。 (小)</p>
<p>閏九月一日</p>	<p>実資、「大夫」が来訪し、面疵は忠明に問えば平癒す、柘榴皮を焼いて用い、</p>

後 一 条

二 目	六 目
<p>次に桃核汁を用いるべし、と告げる夢を見る。薬師如来に帰依したのでお告げを下さったのであろう。 (小)</p> <p>実資、忠明宿祢を召して夢告の二種の薬の事を問う。忠明の云うところは、桃核汁の使用は極めて良い事で、疵を元のように還復させる効果がある、柘榴の効用については知りませんが、疵に良いものに違いないのでは。文書を引き注進申します、と。</p> <p>忠明宿祢勘文に云う、桃核は皮をむいて肉を炒め、鉄臼でよく舂き、泥状にして用います。柘榴は仏法には効用のあるものとして知られるものかもしれませんが、今は御疵には用いてはならないものです、と。</p> <p>実資、忠明の勘文に桃核が疵に良いとあつたため夢告を信じる。 (小)</p>	<p>【関連】実資、夢告の二種の薬について入道侍従藤原相任に問いに遣る。相任によれば、柘榴皮は古血を散するのではないか、古伝にそのように聞くが</p>

後 一 条

	<p>調剤方は知らない、桃核も同じく悪血を散し、顔の皮に塗ると肉を満たすのではないか、二葉を共に用いるのが最も良かるべし、云々と。 (小)</p>	九百	<p>【関連】昨日、面疵見苦しからずと彼は申す。鏡で見ると人々の申した通りである。夢告の両種の薬、極めて驗有り。神異と謂うべき。 (小)</p>	十一月四日	<p>和氣相成と忠明宿衾、宮道式光の頬腫を診る。相成は無殊、忠明は尤可慎と診断、連日の治療を主張。実資、薬として雄黄、巴豆、麝香、沈香を与う。 (小)</p>	五百	<p>式光の頬腫につき、相成は如今不及巨害歟、忠明は猶似可慎、唯瘡氣頗伏と診断。 (小)</p>	六百	<p>式光の頬腫につき、忠明は猶可慎、相成は更無事恐と診断。両医所案不同。 (小)</p>	七百	<p>【関連】相成と男ら、式光の頬腫につき今日有平減氣と診断。 (小)</p>	八百	<p>【関連】相成朝臣、式光の頬腫は似平</p>
--	---	----	--	-------	---	----	--	----	---	----	---	----	--------------------------



(1027) 四年	二月五日	頼宗、背中に腫物。権医博士相成、所 勞無減、猶頗増敷、雖可灸治所有憚、	(1026) 三年	十一月二十六日	典葉頭に任ぜられる。  (典)		八月二十八日	藤原長家室(斉信女)早産、産児死亡 の後危篤。侍医忠明宿祢、医療無術、 可祈申仏神と判断。 産婦の叔父公信、僧尋光の腫物を治療。  (小)	(1025)	七月二十六日	藤原泰道、左手大指に腫を病む。侍医 相成によれば、忠明の灸治は灸すべき 所に灸せず驗無し。  (小)	万寿二年	二月十日	実資、忠明宿祢に従者の雨衣料用とし て手作布十端を給う。  (小)		十六日	惟宗貴重、右方頬に腫物でき麝香、沈 香等を請う。忠明、中原師重を使者と して可慎由を貴重に伝え、師重にも可 慎と云う。  (小)		十二日	忠明宿祢、式光の頬腫は至今可無事危、 但聊有面疵敷と診断。  (小)		癒と診断。実資、相成の言語、進退は 如例と記す。  (小)
--------------	------	--	--------------	---------	-----------------------	--	--------	--	--------	--------	--	------	------	--	--	-----	---	--	-----	---	--	--

<p>雀 長久元年 (1039) 三年 正月</p>	<p>正月 日</p>	<p>長曆元年 (1037) 十月二十二日</p>	<p>(1035) 八年 正月</p>	<p>(1034) 七年 十二月二日</p>	<p>長元五年 (1032) 十二月二十九日</p>	<p>十二月一日</p>	<p>三月二十二日</p>
	<p>用いる。 (平)</p>	<p>八省で仁王会、忠明、時親（安部。晴明孫、吉平子カ）らを例の如く夕座に用いる。 (平)</p>	<p>父安康（康頼）の時にあつて以降、長らく絶えていた。 (左)</p>	<p>頼通、念頭の束帯の可否について忠明宿祢に問う（背中に腫物を煩うため）。 (小)</p>	<p>也 (小・二日)</p>	<p>忠明宿祢、道長の背中の腫物に針を施す。膿汁・血等少々出、吟給声極苦気也 (小・二日)</p>	<p>忠明宿祢、頼宗の腫物の病状を藤原章信に伝える。更発、可経煩敷。 (小・二十三日)</p>
<p>権医博士兼備後介 (除)</p>	<p>忠明宿祢子（雅忠カ）、供御薬にて宮内輔の代わりを努める。 (春)</p>	<p>任権医博士 (除)</p>	<p>課試は忠明の祖</p>				<p>不申一定と診断。忠明宿祢も同意見で、事懼尤多、今一兩日可見定と診断。 (小)</p>

後 冷 泉				後 朱			
			(1092) 七年	(1147) 永承二年	寛徳元年 1124 院	(1154) 五年	(1140)
		七月一日	四月二十七日	正月	十二月二十七日	四月 十一月十四日 (十一)	
					後朱雀天皇、左肩に御熱。典薬頭忠明入道 去四月出家、典薬頭相成、権医博士 雅忠等、竜顔に近く候う、	【関連】和氣相成、典薬頭に任せられる。	出家。 (一・十二月二十七日)
					権医博士権丹波介	(ママ) (ママ)	
					斎院の背間に熱物。医家、蛭食の治療を提案、医師雅忠、斎院は前々蛭食の治療を経験、先例有り、と。		
					相成と雅忠、後冷泉院を治療。		
					後冷泉院の御悩、平御の如し。医師雅忠、重服により赤衣を着るが、宮中は赤物を忌む為、鶴喰の袍を着て参内すべきとの宣旨が下される。雲上客の如し。		
					後冷泉天皇に奉じた療治と御薬が効を上げ、典薬頭和氣相成は従四位上に、掃部頭丹波雅忠は従四位下に叙される。		
	十五日						

※『百鍊抄』に「六月」。

(扶)

(春)

(春)

(除)

(一)

(典)

					後 冷 泉							
天喜元年 (1033)	五年 (1037)	康平二年 (1059)	五年 (1062)	承保三年 (1076)	四年 (1077)	八月四日	九日	閏十二月一日	11/17 改元 承暦元年			
正月	二月三十日	三月二十日		三月晦日	四月二十七日							
丹波権介 (除)	典薬頭 (典)	施薬院使 (施)	丹波権守 (除)	典薬頭雅忠朝臣注送之父忠覚入道於小一条院所写取也即忠覚自筆也 (薰)		左大将藤原師通、所勞。雅忠、猶外出を許さず。 (帥)		源俊房、下痢を発症。典薬頭雅忠朝臣 入来、小豆粥と干鯛を食すべきと言う。 白河天皇御惱にて雅忠参内。 (水)	源俊房の下痢の治療に葦を用いること を禁じるが、葦を服用し効果有り (水)	雅忠朝臣、俊房の左臂腫、心身乖例を 診療、柳蓮葉などを処方。 (水)	俊房の左臂腫、改善せず。晩に典薬頭 雅忠朝臣来診。 (水)	【関連】俊房の病状快方。晩に雅忠子

白 河			
承暦二年 (1078)	三年 (1079)	四年 (1080)	
十二月三十日	正月二十七日	閏八月四日	
十四日	五日		
<p>で施薬院使の忠康来診。 (水)</p>	<p>正四位下行頭兼典薬頭侍医丹波権守丹波朝臣雅忠、正税返却帳に連名。(遺)</p> <p>【関連】丹波忠康、典薬頭に任ぜられる。 (典)</p>	<p>本朝商客王則貞に託された高麗国牒状が依頼するところの風疾療治に長じた医師の派遣につき、候補として雅忠朝臣の名前が挙がる。 (帥)</p>	<p>高麗国への医師派遣について討議。候補として雅忠は「道之宗匠、朝之簡要」であり遠く異郷に派遣するには尤も憚られる。雅忠の子忠康朝臣は「累代名家門業相伝」、俊通朝臣は「道已為宿老」とされ、この兩人を候補とする。 (水)</p>
<p>高麗国への医師派遣、前向きな方向で検討。派遣すべきは雅忠朝臣。「道之棟梁」であるため異郷へ遣るには憚られるが、雅忠以外の医師を派遣し治療に失敗すれば本朝の恥辱となる。俊通、忠康のいずれか一人を選び派遣すると</p>			

白河

永保元年 (1801)	三月七日	二十五日	二十三日	二十二日
<p>                     の案について再検討（※「采女正俊通久携其道、頗当此仁」（帥）。人選について雅忠朝臣に問はるべし。春宮大夫藤原能長は、俊通一人を派遣するなから問題無いと意見。（帥）（水）                 </p> <p>                     雅忠朝臣回答「高麗への医師派遣には先例が無く、商客の牒状に付随して派遣されるべきではない。それでも派遣するというなら俊通一人を送るべき。二人一組で派遣することになれば、俊通は相手と仲たがいするかもしれない。これは衆人の知る所である」（帥）                 </p> <p>                     雅忠朝臣の意見が検討される。関白藤原実、高麗国に医師を派遣すべからずとの故宇治殿藤原頼通の夢告を受ける。（水）                 </p> <p>                     派遣を断る方向で議論。大江匡房、高麗国への返牒執筆を命ぜらる。（帥）                 </p> <p>                     【関連】扁鵲何得レ入ニ鷄林之雲一。                      （朝・「日本国大宰府牒」大江匡房作）                      救急処置専書『医略抄』を撰す。（医）                 </p>				

堀河	寛治二年 二月十八日	四月二十七日	左大将藤原師通、日来聊か所勞有り。 雅忠、外出を許さず。 六十八歳で没する。
(1088)			(帥) (中)

※表中の(一)内は以下出典の略称。(略称の五十音順に列举)

- |         |          |        |          |
|---------|----------|--------|----------|
| 医 医略抄   | 一 一代要記   | 遺 平安遺文 | 薰 薰集類抄   |
| 小 小右記   | 御 御堂関白記  | 左 左経記  | 春 春記脱漏補遺 |
| 除 除目大成抄 | 施 施薬院使補任 | 帥 帥記   | 中 中右記    |
| 朝 朝野群載  | 典 典薬頭補任  | 百 百鍊抄  | 扶 扶桑略記   |
| 平 平行親記  |          |        |          |

一、(1) 侍医忠明と藤原撰関家

忠明の生没年は明かでないが、史実には三条天皇から後朱雀天皇まで御世に於ける活躍が確認される。長和四年(一〇一五)に三条天皇の為奉仕し、以後は侍医として朝廷の信任篤く、『小右記』著者藤原実資や藤原道長とその子息道綱、頼宗、頼通など、藤原撰関家の人々に重用されたことが、実資との関わりや彼の家人、並びに道長とその子息、親族らの治療の経緯から窺える。

たとえば寛仁元年(一〇一七)九月十二日のこと、実資家の「西にしのたいのからびさしのれんじのした対唐庇連子下(唐破風造りの屋根の軒先にあった窓格子の下)」に蜂の巣が見つかり、そこから蜂蜜が採取されるといふ「希有之事」が起こり、その検分の為に忠明が招かれている。実資は、翌年九月忠明に「桑糸二疋」を、また後年の万寿二年(一〇二五)二月には「手作布十于

端」を与えており、長きに渡り後見役となっていたことが分かる。

こうした厚遇は、実資自身の薬事方面への関心の高さ、並びに忠明の医師としての技量に対する信頼によるのであろうが、忠明への信頼感が他の医師へのそれに優るようになるのは、治安年間以後のことと考えられる。

実資は、忠明以外にも侍医で後の典薬頭和氣相成を頻繁に召し、主治医として家の医事を任せていた時期があった。治安三年（一〇二二）九月三日、実資が顔に一寸の疵を負い、これが進行して腫物となったことがあった。初診には相成が召され、地菘、桑、蓮葉等の三種の湯を以って顔の疵を洗い、また地菘の葉を着けるといふ治療法が示されたらしい。六日後の九日から更に柳湯を交えて疵を洗い、七分程度に癒えたと云うが、一進一退の状態であったのだろう、二日後の十一日には忠明を召し、疵の診療を行わせている。忠明は、これ以上傷口を作ってはならないこと、今後は柳と蓮葉の湯等で疵を洗うだけにすべきであることを伝えたという。実資の疵を癒すには傷口をふさぐのが第一であって、地菘の葉を着けるといふ治療法については、疵を負って八日を経た現段階では効果が期待できないというのであろう。

三日後の十四日、実資の頬に腫物が生じた。和氣相成は蓮葉湯を用いて療治を行うが、同日実資は支子汁を治療に用いよとの夢告を得たという。夢占いをさせたところ、蓮葉等の湯が疵に熱気を発させたのであり、支子を用い、また蓮葉汁を冷ましたもので面を洗えば験が有るとの夢告であるとの結果が伝えられた。二日後の十六日、実資が夢告に随い支子と冷却した薬湯で腫物を洗ったところ、赤みが引いたという。前回の忠明による異見に続き、今度は夢告とその験により、主治医相成による治療とその効果の絶対性に疑問が投



げかけられたと云えるが、両説が驗を得ても猶、実資は相成に信頼を寄せ続けていたらしい。蓮葉湯冷を以つて毎日兩度洗うという、忠明と夢告の指示を取り混ぜた治療を続け、疵は三・四分程度を残し癒えていたようだが、四日後の二十日に往診した相成が付きつきりて丁寧な療治したことに對し、家人であるから忠義を尽くすのは当然だが、それにしても深竭勤節たる者だと褒め称えている。

実資の相成、忠明それぞれに対する信頼の度合いに変化が生じるのは、それからおよそ十日後の閏九月一日のことである。実資は「大夫」が来訪し、面疵は忠明に問えば平癒するであろう、柘榴皮を焼いて用い、次に桃核汁を用いなさい、と夢に告げられたという。実資は薬師如来の御告げと考へ、翌日忠明を召し夢告の二種の薬について尋ねた。忠明は、桃核汁の使用は極めて良い事で、疵を元のように還復させる効果がある、柘榴の効用については知りませんが、疵に良いものに違いないでしょう、文書を引き注進申します、と答えるに留め、しばらく後に勘文を届けてきた。勘文の中で忠明は、驗有るものと即答した桃核についてはその調剤法と使用法を示した。柘榴についてはやはり医書にその驗等が認められなかったらしく、治療への使用は認めなかったが、実資の心情に配慮し、薬師如来の夢告と信じる実資の見解には賛同の意を示している。夢告の説を否定することは、忠明に問えば疵が癒えるとのくだりにまで疑問を投げかけることになり、夢告を支えにした実資の期待を損なうことに繋がりかねないと考えたのだろうか。或いは、実資の信頼が、驗の有無以上に、心証によつて左右され得ることを、忠明は知っていたのかもしれない。

実資は、忠明という医師により夢告の薬の一方の効果が認められたことを受け、夢告の説を信じるに至った。更に、四日後の六日には入道侍従藤原相任にも二種の薬について尋

ね、二種ともに用いるのが最も効果があるという返答を受けている。

この相任は、『尊卑分脈』に小一条大将藤原濟時二男に位置づけられる正五位下侍従相任であろう。相任は寛和二年（九八六）二月、十六歳で出家しており、治安三年（一〇二七）現在は五十七歳であった。同年七十一歳の実資にとつてははるかに年少の人であるが、本草学の故実に精し、その方面で実資はじめ宮廷社会の人々から信頼を集めていたのである。相任の父濟時は、相任の姉妹兄弟にあたる小一条皇后城子と通任に薫物の処方を変えたと考えられる人物であり、小一条家は薫物調査に必要であったはずの本草学方面の文献も少なからず所蔵したことであろう。相任の知識の源はこうした家蔵の文献でもあったかもしれない。

実資は、相任の見解に従い即日二種の薬とも用いた療治を始め、二日後には驗を得、翌九日には鏡で見ても効果の程が著しかったと云い、この驗を「神異」と称している。ここに至つて疵の治療に侍医相成の影は見えず、一方の忠明は、藤原相任に対する程の信頼を得るには至らなかつたようだが、薬師如来の認めた医師として実資に記憶されたのである。

二カ月後の十一月、忠明は実資の家人と思しき二人の人物の治療に携わっている。宮道式光の頬腫について、重い病と感知した為であろうか、実資は和氣相成と忠明の二人に治療させている。式光の症状に対する二人の診断は相反するものであった。相成が事無きとの樂觀論を唱え続けたのに対し、忠明は蟄居と連日の治療を主張した。これを受けてか実資は頬腫に効果のあるとされる香薬数種を式光に与えている。相成は連日診療に招かれたが、忠明のように慎重な発言も手厚い治療も行わず、事無きとの当初の診断を曲げなかつ

た。実資は、相成の言語、進退は例の如し、と書き残している。

式光の頬腫は初診から八日の後にやっと治まったが、同じく実資家に仕えていたと思しき惟宗貴重も右方頬に腫物ができ、実資に式光の頬腫に投じた麝香、沈香等を求めてきた。忠明は、中原師重を使者として貴重に蟄居すべき旨を伝え、貴重家に赴いた師重にも蟄居を勧める。忠明は貴重頬腫が式光のものと同じくただならぬ病であると考え、また、感染症であることを察知したのであろう。実資の家人と思しき二人が連続して同様の腫物を患ったことから推して、忠明の見立てには信憑性が感じられる。

実資だけでなく、藤原道長とその子息らもまた忠明を重用した。忠明は寛仁三年（一〇一九）九月二十七日の道長の南京下向に侍医として同行している。翌年九月二十八日には灸治を施し、手際の良さが評価された。道長は慢性的に背中に腫物を患っており、その治療として灸治が頻繁に行われた。道長の灸治を行った医師として忠明の名が明記されるのは寛仁三年（一〇一九）と万寿四年（一〇二七）十二月一日の二件だけであるが、寛仁四年（一〇二〇）には道綱の痲病、万寿二年（一〇二五）には長家室の早産とその叔父二人の腫物、同四年（一〇二七）には頼宗の背中の腫物、長元五年（一〇三二）には頼通の背中の腫物と、度々道長家の子息、親族の治療に招かれており、道長の為にも平素から細やかに奉仕していたことが想像される。

忠明によるこれらの治療のあらまは、実資の『小右記』に詳しく書き残されている。忠明は、医師として道長家の人々の治療の為に頻繁に招かれたが、道長への日常的な灸治を除く重症患者の治療の場合、彼らの病状や経過について、一両日中にはことごとく実資

の知るところとなつていた。恐らく忠明本人が実資に報告していたのであろう。実資は、忠明が権医博士となる前後のかなり早い段階から彼に目をかけ、援助をしていた。実資と忠明の間には、主従関係に近い影響関係が出来上がつていたことが想像される。忠明は、道長の側には優れた手腕を持つ医師として、またそれゆえに実資の側では薬師如来もお認めになつた名医としてだけでなく、上卿の生死や朝廷での進退に関わる大事を知るための情報源としても認識され、重用されていたことが窺えるのである。

一 (2) 雅忠の業績と名声

忠明宿祢が朝廷と藤原摂関家からの信頼を不動のものとし、後一条天皇朝に朝臣の称を賜つた後、子の雅忠は課試を突破し権医博士として朝廷への出仕を果たし、備後介を経て丹波介となり、永正七年（一〇五二）に掃部頭に任ぜられている。この年、父ほどに年長の相成とともに後冷泉天皇の治療にあつた雅忠は、療治と御薬の効により、時の典薬頭相成とともに一階上の位を賜り、従四位下に叙されている。

『続古事談』は、この時の療治で雅忠と相成の診断が相反し、結果として若輩の雅忠の説に正当性があつたとする話を伝えている。

後朱雀院、カサヲヤミ給ケルニ、典薬頭相成、「ヨロシク成給ヘリ。水トヅムベキヨシ」申ケルヲ、雅忠、イマダワカヽリケルガ、ミタテマツリテ、「コノ御瘡、イツ水トヅムベシトモ見エズ」ト申ケリ。

其後、嵯峨ノ滝殿ノ阿闍梨重源ト云モノハ滋秀ガ孫也、ソレヲ召テミセ給ケレバ、

雅忠ガ申ヤウニ申テ、マカリイヅトテ、故資仲、帥ノ五位藏人ナリケルニアヒテ、「コ  
ノ御瘡、イツ愈ベシト云事ミエズ。雅忠心エタル医師也。明日、御胸ヤミ給ハバ、大  
事ナルベシ」ト申ケリ。マコトニ御胸ヤミテ、ウセ給ヒニケリ。カサヤム人胸ヤムヲ  
バ、ヲハリノ事ナン。

(神戸説話研究会編『続古事談注解』第五 諸道 第七話 519頁)

後朱雀天皇療治の一連の経過を記す『春記』には、両者が揃って一つの診断結果を申し立てたことは記されているが、診断の是非をめぐって対立したとする記事は残されず、その他原拠とみるべき史実も確認できない。前述の父忠明と相成との医師としての対立が、このような説話の誕生に影響を与えたのかもしれない。

後冷泉天皇の療治により朝廷からの信任を深めた雅忠は、天喜元年(一〇五三)には丹波権介に昇格、同五年(一〇五七)典薬頭に任ぜられ、二年後の康平二年(一〇五九)施薬院使を兼任、同五年(一〇六二)、丹波権守に昇格している。天喜年間から承暦年間まで二十年の雅忠の診療、治療の大半は史実に明かでないが、『水左記』承保四年(一〇七七・十一月十七日「承暦」と改元)八月の条には、雅忠が源俊房の痲病治療に努めたことが記されている。雅忠は、俊房が葎を食すことの効について尋ねた時、熱のある間は決して食すべきでなく、熱が下がってからなら効果があるかと進言し、その他の薬を処方していたが、なかなか効果が現れない。俊房は、同じ病に苦しむ知人が熱のある時葎を食し効果があつたことを聞き、雅忠の戒めに配慮しながら食してみると病状は緩和したという。

この一連の日記を原拠とした説話が『続古事談』に収められる。

モガサト云病ハ、新羅国ヨリヲコリタリ。筑紫ノ人ウヲカヒケル船、ハナレテ彼国ニツキテ、ソノ人、ウツリヤミテキタレリケルトゾ。

天平九年官符ニ、「コノ病、痢ニナラン時、ニラキヲセムジテ多ククフベシ」トアリ。後ノ人、カクシテシルシアリ。ソレヲ雅忠、「熱氣ノホドクヒソメズハ、熱サメテ後、ナヲイムベシ」トイヒケリ。サレド、クヒテヲホクシルシアリトゾ。

(前出同テキスト 第五 諸道 第六話 516 頁)

右の説話には、雅忠の診断が民間療法に劣つたとする書き方が為されているが、史実によれば雅忠は葦の効果を否定したわけではなく、俊房も「熱が下がってから食すべき」という雅忠から教えられた条件に従って葦を食したのであつて、説話とは真意を異にする。本件以後も俊房が雅忠の治療を求めていることから考えても、俊房の痢病が治まったのは、雅忠の進言の手柄でもあつたと理解されていたようである。

また、承暦年間、高麗国からの要請を受け、彼の国で流行していたとされる病の治療のために、日本を代表する名医として雅忠の派遣が検討されたこともあつた。朝議の際、わが国の医道の「棟梁」「肝要」と称された雅忠をはじめ、惟宗俊通や雅忠子忠康を候補とした派遣案は最終的には却下された。大江匡房により派遣を断る返牒が著され、その中で雅忠は「日本扁鵲」、日本を代表する名医であつて、その大切な彼をどうして他国へ遣はれようか、とも記されている。

このように、本朝随一の名医としての雅忠の地位と名声は、父忠明により築き上げられ

た信用と自らの医道の技によって不動のものとなったが、彼が先例にした診療を行うことのできる、医道の有職であったことも、雅忠が朝廷、上卿の支持を集めた理由の一つであろう。永承七年（一〇五二）、齋院の御背中みせに熱物が生じた時、複数の「医家」が治療の為に招じられ、雅忠のその一人であった。治療方法として「蛭喰」の治療が提案され、雅忠は齋院が以前にもこの療治を経験されており、先例のある旨を奏上している。「蛭喰」とは蛭に悪い血を吸い取らせるといふ方法らしく、雅忠編纂の救急処置の專書『医略抄』にも記載がある。心身を清め神前に奉仕する齋院の身の穢れとなることを恐れる側に配慮しての奏上であろう。『医略抄』は雅忠の曾祖父康頼撰の『医心方』の略抄であると考えられており、雅忠の父忠明も、自家の「文書」によって藤原実資が夢告に知り得た二種の薬の驗と処方くわを説いたことがあった。齋院への「蛭喰」療治の先例もまた、康頼依頼の家伝の書付に残されていたことが想像される。齋院への「蛭喰」療治の先例も、以来代々蓄積された医道の実績の記録に尋ね、見出されたのではないだろうか。

前述の承暦四年（一〇八〇）のいわゆる医師要請事件においては、その人選について朝廷から意見を求められた雅忠は、高麗への医師派遣には先例が無く、また商客に付随しての牒状であることの信頼性も疑問であることから、医師を派遣すべきでない、等の回答している。ここで雅忠は先例の有無を自己の見解の正当性を主張する上で第一の根拠として捉えるという、先例を抛り所とした主張を行っている。翌日、同日関白藤原師実が故宇治殿藤原頼通が派遣に反対する夢告を得、この話しが広まった翌日には派遣を断る方向に議論が進んでいるので、『続古事談』でもこの夢告により派遣が中止されたと伝えられているが、医道の有職雅忠の主張が同じ日の朝議で検討されていたことも、派遣中止に少な

らず影響を与えていたのではないだろうか。

二 忠覚入道、雅忠と小一条院の薫物

『薫集類抄』には、以上のような忠明雅忠父子と朝廷、上卿との関係の中で、忠明が道長を通じ小一条院との本草学的、文化的な繋がりを持つてたこと、また、そうした経験を通じ父が譲り受けた前代の遺産が、子の雅忠に受け継がれ、彼が貴族社会の文化的な面にも名を馳せ、貢献することを可能にしたと想像させる、二種の薫物の処方が収められる。

小一條院

讓敦明 三條院太子 母皇后城子

沈八両二分

占唐一分三朱

甲香三両一分

甘松一分

白檀二分三朱

丁子二両二分

麝香二分

薰陸一分

件方承保三年三月晦日典藥頭雅忠朝臣

注送之父忠覚入道於小一條院所寫取也

即忠覚自筆也

〔梅花〕

上卷9丁才)

小一條院

沈四両二分

丁子二両二分

甲香一両二分

已上大

熟麝金二両

甘松一両

已上小

右方雅忠朝臣注送之委見梅花方

〔侍従〕

上卷18丁ウ、19丁才)



雅忠朝臣勘文云文仗武之道也 政理

和則武道不興故煎練之處以焦為

文武火

(中略)

又云陰陽釜秋冬鑄為陰春夏鑄為

陽或隨所出定陰陽以北方為陰以南方

為陽歟凡煮藥其釜覆蓋謂之陰

如本

陽鼎居瓶并覆蓋以之陰陽鼎

(煎甘葛 下卷43丁才、ウ)

忠明は、三条天皇、後一条天皇、後冷泉天皇の治療には傍近く召されたことが明かであったが、侍医としての小一条院との関わりを示す史料は見当たらない。院が東宮を排斥され、院の尊号を与えられた経緯には、道長が中心的に関与しており、互いに反目し合ったとも伝えられるが、道長女寛子を女御に迎えて以後は道長の厚遇に甘んじた。忠明が小一条院の薫物の処方を書写した時期については明かでないが、注に忠明はその出家後の法名と思しき「忠覚入道」と呼ばれ、また、小一条院の「御前」で書写を果たしたと記されていることから、忠明出家後から小一条院薨去以前の時期にあたる長久五年から永承六年の間に書写されたものと考えられる。この時期、院は既に高松殿藤原原子腹の道長女寛子を迎え、道長をはじめとする藤原摂関家の栄華の恩恵を受けておられた。出家後の忠明、忠覚入道が院の薫物の方を書写し得たのも、摂関家を介して院との接点を賜った為ではな

ろうか。

忠覚入道が小一条院の方を書写した経緯には、忠覚個人の知的好奇心や嗜好が動機として働いたためと見るよりは、院による要請があったと考えるべきであろう。院が母后城子とともに薫物調査に熱心であったことは、史伝をはじめ『薫集類抄』にも明かである（前稿参照）。忠明は、後朱雀天皇崩御に際し医師として第一線を退いた、その本草学方面に於ける博識を買われ、院のいわば合香役的な役割を担い、公忠が醍醐天皇と朱雀院の為に行ったように、天皇所有の調査法を「写」し、より良い香りとなるよう調整してから改めて献上したのではないか。院の方が丹波家に伝わったのは、忠覚がその写しを手元に残しておいたためであって、それが雅忠に伝えられ、承保三年（一〇七六）の「注送」を可能にしたのであろう。

雅忠は、先例に通じた点で医師としての発言に説得力を持ち、有職を重んじる上卿から注目されていたのだろう、重要な局面で意見を求められたこともあった。永承七年の斎院の腫物治療、承暦四年（一〇八〇）閏八月前後に朝廷を揺るがした高麗国からのいわゆる医師要請事件において、わが国に於ける先例の有無やそれに対する独自の分析を根拠とした主張を行っている。雅忠が承保三年（一〇七六）三月晦日にこの調査法を「注送」した目的と相手は明かでないが、献上の日付から見て、雅忠が関わりを持った藤原摂関家や村上源氏俊房家に縁のある人物からの、歌会等の行事や宴のためにこの薫物を調査したいという求めに応じて「注送」されたのではないだろうか。また、小一条院の薫物の方を「注送」したことで、医道の有職としての彼の知識の幅が文化的な面にも及んでいることを世に知らしめるとともに、丹波氏が皇族の薫物の処方方を伝え得る程の上臈医師の家系である

ことを、宮廷社会の人々に再認識させる結果にも繋がったと考えられる。

結

忠明、雅忠父子は、丹波氏という地方出身の医師の家系に生まれながら、家の伝えと自身の才覚、時に迷信的な偶然をも生かして身を立て、奈良朝以来の伝統的な家系に生まれ、た医師達を追い抜いて社会的な成功を収めた。父忠明は医師としての腕の確かさとそれゆえに情報通であつたことを買われて撰閲家を中心に宮廷社会で重用され、子の雅忠は、療治の腕前の確かさだけでなく、医道の有職家として説得力のある診断を行い、政治や宮廷社会の慣例に配慮ある治療を行うことのできる医師として、宮廷社会の信頼を集めていたと考えられた。彼らが伝えた皇族の薫物の処方、そうした彼らの成功が撰閲家との繋がりを土台とするものであつたこと、また、丹波家が遂に上臈の医師の家系に上り詰めたことを暗示している。

\*<sup>1</sup> 続群書類従第三十一輯上所収。

\*<sup>2</sup> 治癰疽方一

(中略)

本草拾遺云。水蛭。人患癰疽毒腫。取十余枚令**噉**(割注略)病處。無不差者〔原注〕  
今案。經心方云。以水蛭食。去惡血。(下略)(続群書類従31上所収『医略抄』115頁)

\*<sup>3</sup> 『群書解題』第二十卷 雜部(二) 115 116 頁

参考文献目錄

全書・叢書	2
學術雜誌	5
書誌学	6
国語学	12
国語史	13
古典文学総論	15
和歌・歌謡	16
上代文学	34
中古文学	35
中世文学	58
漢文学	59
日本史	60
東洋史	63
地方誌	同頁
古典復刻	同頁
和本	65

# 全書・叢書

国文学解釈と教材の研究	和書之部	38	卷	学燈社	昭	46
天理図書館善本叢書		81	冊	八木書店	昭	55
神宮古典籍影印叢刊		11	冊	八木書店	昭	55
尊経閣善本影印集成		12	冊	八木書店	平	5
古典文庫		65	冊	古典文庫		
未刊国文資料		62	冊	未刊国文資料刊行会		
貴重古典籍叢刊		13	冊	角川書店	昭	43
日本古典文学影印叢刊	第一期	16	冊	日本古典文学会貴重本刊行会	昭	53
新編貴重書複製会叢書		47	冊	臨川書店	平	1
陽明叢書	国書編	16	冊	臨川書店	昭	50
徳川黎明会叢書		11	冊	思文閣出版	昭	60
細川家永青文庫叢刊		16	冊	思文閣出版	昭	58
新典社善本叢書	第一期	11	冊	汲古書院	昭	52
松平文庫影印叢書		10	冊	新典社	平	5
松平文庫影印叢書	第二期	10	冊	新典社	平	7
図書寮蔵桂宮本叢書		23	冊	松平黎明会編 新典社 宮内庁書陵部編	昭	37
養徳社		53	冊	臨川書店	昭	52
京都大学国語国文学資料叢書		17	冊	其刊行会	昭	37
西日本国語国文学会翻刻叢書						

在九州国文資料影印叢書  
 校註日本文学大系 21冊  
 日本文学大系 25冊  
 日本古典文学大系 102冊  
 日本古典文学全集 51冊  
 新編日本古典文学全集 82冊  
 新潮日本古典文学集成  
 新日本古典文学大系  
 新編日本古典文学全集  
 鑑賞日本古典文学  
 岩波講座 日本文学と仏教 10冊  
 室町時代物語大成 15冊  
 未刊国文古註釈大系 18冊  
 国文註釈全書 20冊  
 増補国語国文学研究史大成 15冊  
 研究資料日本古典文学 12冊  
 改訂増補日本文学大辞典 8冊  
 新注校定国訳本草綱目 15冊  
 福井久蔵著作選集 7冊  
 築瀬一雄著作集 9冊  
 山岸徳平著作集 5冊  
 本居宣長全集 23冊  
 契沖全集 16冊  
 窪田空穂全集 29冊  
 日本思想体系 67冊  
 仏教語大事典 3冊

3冊 67冊 29冊 16冊 23冊 5冊 9冊 7冊 15冊 8冊 12冊 15冊 20冊 18冊 15冊 10冊 36冊 82冊 51冊 102冊 25冊 21冊

其刊行会  
 国民図書  
 岩波書店  
 小学館  
 小学館  
 新潮社  
 岩波書店  
 小学館  
 角川書店  
 岩波書店  
 角川書店  
 清水堂出版  
 すみや書房  
 三省堂  
 明治書院  
 藤村作編 新潮社  
 春陽堂  
 国書刊行会  
 加藤中道館  
 有精堂  
 筑摩書房  
 岩波書店  
 角川書店  
 岩波書店  
 中村元

昭  
 51 45 32 2 54  
 平 昭 昭 昭 平 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭  
 3 45 40 48 1 47 50 56 54 25 58 52 42 43 48 5 50  
 平 4

大正新修大藏經	100冊	昭37	東京書籍
国訳大藏經	31冊	昭49	大藏出版
高山寺資料叢書	18冊	昭46	第一書房復刻 高山寺典籍文書綜合調査團編
大日本古記録	107冊	昭56	東京大学出版会
内閣文庫所藏史籍叢刊	100冊	昭56	岩波書店
歴代殘闕日記	35冊	平1	汲古書院
改訂増補故実叢書	40冊	平5	臨川書店
茶道全集	17冊	昭52	創元社
日本国語大辞典	20冊	昭47	小学館
日本国語大辞典	10冊	昭54	小学館
日本国語大辞典	14冊	平15	小学館
角川古語大辞典	5冊	昭57	中村幸彦他編 角川書店
大漢和辞典	14冊	平1	大修館書店
大漢和辞典	13冊	昭41	大修館書店
古事類苑	51冊	昭44	神宮司序藏版
群書解題	30冊	昭37	吉川弘文館
群書類従	116冊	昭4	群書類従完成会
続々群書類従	16冊	明39	群書類従完成会 国書刊行会
既刊分			
復刻版			
縮刷版			
第二版			
修訂第二版			
縮刷版			
正・続			

# 學術雜誌

金澤文庫研究

復刻版

8冊

書陵部紀要

國書逸文研究

正倉院年報

聖德太子研究

國語と國文學

國語國文

國文學研究

日本文學

解釈

平安文學研究

平安文學資料稿

中古文學

中古文學論考

和歌文學研究

広島女學院大學大學院言語文化論叢

國華

鎌倉國寶館図録

金沢文庫

臨川書店復刻

宮内庁書陵部

國書逸文研究会

宮内庁正倉院事務所

聖德太子研究会

東京大學國語國文學會

至文堂

京都大學國文學會

中央図書

早稲田大學國文學會

日本文學協會

解釈學會

平安文學研究会

広島平安文學研究会

中古文學會

早稲田大學大學院中古文學研究会

和歌文學會

広島女學院大學大學院言語文化研究科

國華社

鎌倉市教育委員會

鎌倉國寶館

昭61

昭53〜平9

昭24〜63



書誌学

寓永先生華甲記念古版書誌論叢

上製本

1冊

天理大学図書館編

昭37

日本古典籍書誌学辞典

1冊

天理大学出版部  
井上宗雄他編

平11

図書館学・書誌学辞典

1冊

岩波書店  
植村長三郎  
有隣堂印刷

昭42

日本書誌学用語辞典

1冊

川瀬一馬  
雄松堂書店

平13

日本出版文化史

1冊

小林善八  
青裳堂書店

昭53

書誌学の話

1冊

幸田成友  
青裳堂書店

昭54

考証学論攷江戸の古書と蔵書家の調査

1冊

森順三郎  
青裳堂書店

昭54

日本印書考

1冊

中根肅治  
青裳堂書店

昭57

日本書誌学概説

補訂版

1冊

川瀬一馬  
講談社

昭47

日本書誌学之研究

1冊

川瀬一馬

昭46

国文学複製翻刻書目総覧	1冊	吉市貞次編	昭57
日本人物文献目録	1冊	平凡社	平55
国書人名辞典	5冊	法大史学部研究室編	平55
古典籍総合目録	3冊	岩波書店	平2
国書総目録	9冊	岩波書店	平1
国書総目録	9冊	岩波書店	昭38
新編日本蔵書印譜	1冊	青裳堂書店	平13
日本蔵書印考	1冊	渡辺守邦・後藤憲二編 文友堂書店	昭18
古書のはなし書誌学入門	1冊	小野則秋	平12
図解和漢印刷史	2冊	長沢規矩也 汲古書院	昭51
蔵書書目・書誌学史	1冊	汲古書院	昭58
日本における書籍蒐蔵の歴史	1冊	長沢規矩也著作集 ぺりかん社	平11
書誌学入門	1冊	川瀬一馬 雄松堂書店	平13
古写古版物語文学書解説	1冊	川瀬一馬 雄松堂書店	昭49
続日本書誌学之研究	1冊	川瀬一馬 雄松堂書店	昭55
		講談社	
補訂版			

続国文学複製翻刻書目総覧	1冊	日本古典文学会	平
日本書目大成	4冊	古市貞次他編 日本古典文学会	1
書目集覧	1冊	長沢規矩也著作集 汲古書院	昭
本朝書籍目録考證	1冊	禿氏祐祥編 東林書房	昭
日本国見在書目録	1冊	和田英松 明治書院	昭
群書索引	3冊	名著刊行会 物集高見他	平
増補群書一覽	1冊	名著普及会 西村兼文他校訂	昭
内閣文庫書誌の研究	1冊	日用書房 福井 保	昭
内閣文庫未刊史料細目	2冊	青裳堂書店	昭
内閣文庫蔵書印譜	1冊	国立公文書館内閣文庫 国立公文書館	昭
図書寮典籍解題	5冊	富内庁書陵部編	昭
金沢文庫本之研究	1冊	関 靖 他	昭
金沢文庫資料の研究	1冊	青裳堂書店	昭
稀覯資料篇	1冊	納富常夫	平
足利学校善本図録	1冊	法蔵館 長沢規矩也編 汲古書院	昭

訂補 足利学校 遺跡図書館古書分類目録

王朝の紙	1冊	飯島太千雄	平6
粘葉考	2冊	毎日新聞社	昭7
嵯峨本図考	1冊	田中敬	昭7
嵯峨本考	1冊	巖松堂書店	昭7
近世活字版図録	1冊	川瀬一馬	昭7
江戸時代書林出版書籍目録集成	4冊	一誠堂書店	昭7
徳川時代出版社出版物集覧	2冊	和田雄四郎	大5
江戸本屋出版記録	3冊	審美書院	大5
近世書林板元総覧	1冊	後藤憲二編	平2
寛文十年書籍目録	1冊	青裳堂書店	昭2
享保以後江戸出版書目	1冊	斯道文庫	昭37
明治初期三都新刻書目	1冊	矢島玄亮	昭51
		万葉堂	昭55
		ゆまに書房	昭55
		井上隆明	昭56
		青裳堂書店	昭56
		横山重解説	昭28
		古典文庫	昭28
		朝倉治彦他編	平12
		臨川書店	平12
		朝倉治彦他編	昭46
		日本古書通信社	昭46

古典文庫未刊文芸資料3-1-2

長沢規矩也他編

足利学校遺跡図書館講演会

名古屋市蓬左文庫 国書分類目録	第七	陽明文庫 図録	江戸幕府 刊行物	江戸幕府 編纂物	紅葉山 文庫と書物奉行	江戸の 蔵書家たち	索引篇	大忽蔵書 目録と研究	尾張の 書林と出版	近世地方 出版の研究	享保以後 大阪出版書籍目録	近世京都 出版資料	近世京都 出版文化の研究	葛屋出版 書目										
		第一輯					本文篇				復刻版													
		1冊	7冊	1冊	2冊	1冊	1冊	2冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊										
名古屋市蓬左文庫		陽明文庫	雄松堂書店	福井 保	雄松堂書店	福井 保	臨川書店	森潤三郎	講談社	岡村敬二	青裳堂書店	柴田光彦	青裳堂出版	岸 雅裕	東京堂出版	朝倉治彦他編	龍溪書舎	大阪図書出版業組合編	日本古書通信社	宗政五十緒他編	同朋舎	宗政五十緒	青裳堂書店	鈴木俊幸
		昭51	昭15	昭60	昭58	昭63	平8	昭58	平11	平5	平10	昭40	昭57	平11										

蓬左文庫図録	1冊	昭58	名古屋市蓬左文庫
高山寺善本図録	1冊	昭63	高山寺典籍文書綜合調査 団編 東京大学出版会
杏雨書屋蔵書目録	1冊	昭57	武田科学振興財団杏雨書 屋編 臨川書店
富岡文庫善本書影	1冊	昭11	大阪府立図書館 小林写真製版出版部
大阪天満宮御文庫和漢書目録	2冊	昭52	大阪天満宮
神宮文庫図書目録	1冊	昭57	神宮司序編
静嘉堂文庫蔵書印譜	1冊	昭57	丸山季夫
龍門文庫善本書目	1冊	昭57	青裳堂書店 川瀬一馬編
秘籍図録	1冊	昭47	坂本龍門文庫 天理図書館
逸翁美術館蔵国文学関係資料解題	1冊	平1	国文学研究資料館編
市立名古屋図書館別置図書目録	1冊	昭51	明治書院 名古屋市立 鶴舞図書館
関西大学所蔵岩崎美隆文庫五号雪窓文庫目録	1冊	昭51	関西大学図書館
立命館大学蔵西園寺文庫目録	1冊	平2	立命館大学図書館
増訂国書解題	2冊	昭43	佐村八郎 臨川書店
花押大集成	1冊	平6	常石英明

国語学

蔵書票の話

日本の古蔵票

富岡文庫御蔵書入札目録

富岡文庫御蔵書第二回入札目録

1冊

1冊

1冊

1冊

金園社

斉藤昌三

文芸市場社

斉藤昌三

書物展望社

ヨハネ堂

ヨハネ堂

昭4

昭21

昭13

昭13

杉本つとむ日本語講座

時枝誠記博士論文集

日本語百科辞典

国語学大辞典

新版日本語学辞典

桜楓社

岩波書店

金田一春彦他編

大修館書店

国語学会編

東京堂

杉本つとむ他編

おうふう

昭53

昭48

昭63

平11

平6

# 国語史

平安時代文学語彙の研究	正・続	2冊	原田芳起 風間書房	昭37
仮名遣及仮名字体沿革史料		1冊	大矢透編	昭44
韻鏡の研究		1冊	三沢諄治郎 勉誠社	昭35
韻鏡校本と廣韻索引	新訂版	1冊	馬淵和夫 巖南堂書店	昭45
訓点語辞典		1冊	言彦徳編	平13
異体字研究資料集成	第一期第二期別巻共	20冊	東京堂出版 杉本つとむ	昭48
古辞書概説		1冊	編 雄山閣 川瀬一馬	昭52
増訂古辞書の研究		1冊	雄松堂書店 川瀬一馬	昭61
金光明最勝王経音義	古辞書音義集成	2冊	雄松堂書店 築島裕解題	昭56
新撰字鏡	増訂版	1冊	汲古書院	平11
新撰字鏡	国語索引	1冊	研究室編 臨川書店 京都大学国語国文学研 京都大学国語国文学研	平11



諸本集成倭名類聚抄	3冊	究室編 京都大学国語国文学研 究室編 臨川書店	平 5
倭名類聚抄十卷本廿卷本所引書名索引	1冊	藏中進他編 勉誠出版	平 11
和名類聚抄 三宝類字集	1冊	八木書店	昭 46
中世古辞書四種研究並びに総合索引	2冊	中田祝夫他編 風間書房	昭 56
圖書寮本類聚名義抄	2冊	勉誠社	昭 51
類聚名義抄 觀智院本	3冊	八木書店	昭 51
尊経閣藏三卷本色葉字類抄	1冊	前田育徳会 勉誠社	昭 59
色葉字類抄研究並びに索引	1冊	中田祝夫他編 風間書房	昭 39
黒川本	1冊	中田祝夫他	昭 52
字鏡集	2冊	中田祝夫他 勉誠社	昭 52
字鏡鈔	1冊	中田祝夫他 勉誠社	昭 57
新訂新版古本節用集六種研究並びに総合索引	2冊	中田祝夫 勉誠社	昭 54
改訂新版文明本節用集研究並びに索引	2冊	中田祝夫 勉誠社	昭 54
索引篇	1冊	木村 晟 翰林書房	平 5
宮内庁書陵部蔵韻字之書	1冊	影印篇	
		天文本影印篇	
		白河本影印編 寛元本影印編	
		前田本	
		本文編解説 索引編	
		天理大学善本叢書	
		天理大学善本叢書	
		天理大学善本叢書	

香要抄 葉種抄

天理大学善本叢書

1冊

八木書店

昭52

# 古典文学総論

研究資料 日本古典文学

日本古典文学大辞典

12冊  
6冊

明治書院  
其編集委員会編

昭58  
昭58

日本古典文学大事典

1冊

岩波書店  
大曾根章介他編

平10

日本古代文学人名索引

5冊

明治書院  
加納重文他編

平1

国文学年次別論文集

中古 I II

1冊

望稜舎  
學術文獻刊行会

昭48

久曾神昇博士遷曆記念研究資料集

愛知大学国文学会編

昭48

日本古文書学提要

1冊

風間書房  
伊地知鉄男

昭37

日本古文書学

3冊

岩波書店  
中村直勝

昭57

尊卑分脈

新訂増補国史大系

5冊

角川書店  
吉川弘文館

昭55

系譜と伝記 国史と系譜

復刻版

系譜学会

昭63

日本日曆便覧

付 西曆宿曜表

3冊

近藤出版社  
湯浅吉美編

平2

汲古書院

諸国図会年中行事大成	1冊	儀礼花研究所編	昭53
有職故実大辞典	1冊	桜風社	平8
有職故実図典 <small>服装と故実</small>	1冊	鈴木敬三編	平7
公家と儀式	1冊	吉川弘文館	平7
古筆手鑑大成	16冊	吉川弘文館	平3
日本書道大字典	2冊	京都大学文学部博物館	昭58
行書大字典	2冊	角川書店	昭58
書体大字典	12冊	角川書店	昭58
古筆大辞典	1冊	赤井清美編	昭57
古筆	1冊	東京堂出版	昭56
くずし字解説辞典	1冊	平凡社	昭56
	普及版	春名好重編	昭58
		淡交社	昭58
		小松茂美	昭53
		講談社	昭53
		児玉幸多編	昭53
		東京堂出版	昭53
国歌大観	4冊	鈴木三郎他編 角川書店	昭51

和歌・歌謡

新編国歌大観	20冊	角川書店	平3
校注国歌大系	28冊	国民図書	昭2
女人和歌大系	6冊	長沢美津編	昭47
日本歌学大系	20冊	風間書房	昭58
別卷		風間書房	
私家集大成	8冊	和歌研究会編	昭48
大日本歌書綜覧	3冊	明治書院	昭49
和歌文学大辞典	1冊	福井久蔵	昭37
和歌大辞典	1冊	国書刊行会	昭37
歌ことば歌枕大辞典	1冊	伊藤嘉夫編	昭37
勅撰歌歌枕集成	1冊	明治書院	昭61
袋草紙注釈	1冊	井上素雄他編	昭61
袋草紙考証	1冊	明治書院	昭61
雑談篇	1冊	久保田淳他編	平11
頭昭歌学書歌句索引	1冊	角川書店	平11
勅撰集付新葉集作者索引	1冊	吉原栄徳	平7
		小沢正夫他	昭59
		埴書房	昭59
		藤岡忠美他	平3
		和泉書院	平3
		中村康夫	昭62
		望稜舎	昭62
		名古屋和歌文学研究会	平12
			平12

平安朝歌合大成			編 和泉書院	昭
平安朝歌合大成	新訂増補	5冊	萩谷 朴	昭
平安朝歌合大成	増補新訂	24冊	同朋舎	平
日本歌学全書		1冊	博文堂	平
寛平后宮歌合に関する研究		4冊	高野 平	昭
古今和歌集成立論	資料編・研究篇	1冊	風間書房	昭
古今集の伝本の研究		1冊	久曾神昇	昭
古今集の伝本の研究		1冊	風間書房	昭
古今序注曼殊院蔵	京都大学国語国文資料双書	1冊	西下経一	平
古今集総索引		1冊	パルトス社	平
勅撰集(-)古今和歌集(俊成本)		1冊	新井栄蔵解説	昭
勅撰集(-)古今和歌集(俊成本)	国立歴史民族博物館蔵貴重典籍双書	1冊	臨川書店	昭
王朝歌人伝の研究		1冊	西下経一・滝沢貞夫	昭
勅撰集歌人伝の研究		1冊	明治書院	昭
平安私家集研究		1冊	浅田徹解説	昭
平安朝歌人の研究		1冊	臨川書店	平
平安朝歌人の研究		1冊	杉崎重遠	昭
平安朝歌人の研究		1冊	新典社	昭
平安朝歌人の研究		1冊	杉崎重遠	昭
平安朝歌人の研究		1冊	東都書籍	昭
平安朝歌人の研究		1冊	杉谷寿郎	平
平安朝歌人の研究		1冊	新典社	平
平安朝歌人の研究		1冊	村瀬敏夫	平

												私家集論	一、二	2冊	新典社		
												平安朝女流作家の研究		1冊	目加田さくを		平 3
												平安前期私家集の研究		1冊	笠間書院		平 3
												増補版			岡崎知子		
												平安後期歌人伝の研究	増補版	1冊	パルトス社		
												王朝歌壇の研究		1冊	島田良二		昭 43
												王朝歌壇の研究		1冊	桜楓社		
												王朝歌壇の研究		1冊	井上宗雄		昭 63
												王朝歌壇の研究		1冊	笠間叢書		
												王朝歌壇の研究		1冊	山口博		平 5
												王朝歌壇の研究		1冊	山口博		昭 57
												王朝歌壇の研究		1冊	桜楓社		
												王朝歌壇の研究		1冊	山口博		昭 48
												別巻蔵人補任		1冊	山口博		昭 42
												平安中期歌壇の研究		1冊	桜楓社		昭 54
												院政期の歌壇史研究		1冊	杉崎重遠		昭 52
												歌合の研究		1冊	桜楓社		
														1冊	橋本不美男		昭 41
														1冊	武蔵野書院		
														1冊	峯岸義秋		平 7
														1冊	パルトス社		

屏風絵と歌合	和歌文学論集	1冊	風間書房	平7
八代集全註	索引・勅撰作者部類・二十一代集才子伝共	1冊	山岸徳平	昭35
古今和歌集綜覧		1冊	有精堂	昭12
藤原定家筆古今和歌集			久曾神昇編	昭3
古今和歌集	陽明双書国書篇	1冊	汲古書院	平3
古今和歌集全註釈	古注七種集成		久曾神昇解説	昭52
古今和歌集成立論	資料編 研究編		思文閣	昭51
古今序注曼殊院蔵	京都大学国語国	1冊	竹岡正夫	昭51
文資料双書			右文書院	昭35
後撰和歌集総索引		1冊	久曾神昇	昭54
後撰和歌集諸本の研究		1冊	風間書房	昭40
藤原定家筆後撰和歌集	本文影印・釈文・解説	2冊	新井栄蔵解説	昭54
後拾遺和歌集総索引	本文・校異・索引・研究	1冊	臨川書店	昭35
後拾遺和歌集新釈		2冊	大阪大学国文研究室	昭40
			大阪女子大学	昭46
			杉本寿郎	昭46
			笠間書院	昭2
			久曾神昇編	平2
			汲古書院	昭51
			糸井通浩・渡辺輝道	昭51
			清文堂	平8
			犬養廉・平野由紀子・いさら会	平8

神宮文庫蔵後拾遺和歌集・正広詠歌	1冊	笠間書院	昭49
天曆歌人の資料と研究	3冊	橋本不美男解題 古典研究会	昭59
賀茂氏の歌人群	1冊	佐藤高明 ひたく書房	昭59
平安諸家集	1冊	保坂都	平5
私家集	3冊	武蔵野書院	昭47
榊原本私家集	3冊	八木書店	昭44
中古私家集の研究 伊勢経信俊頼の集	1冊	伊地知鉄男解題	昭56
伊勢集全釈	1冊	古典研究会	昭56
敦忠集注釈	1冊	日本古典文学会	昭56
紀貫之全歌集総索引	1冊	貴重本刊行会	昭56
校訂貫之集	1冊	関根慶子	平5
貫之集全釈	1冊	関根慶子・山下道代	平8
檜垣姫集全釈	1冊	風間書房	昭5
		風間重昭	昭61
		木船重昭	昭61
		大学堂書店	昭61
		ひめまつの会	昭43
		大学堂書店	昭43
		田中登編	昭62
		和泉書院	昭62
		甲斐書院	昭62
		風間書房	平9
		西丸妙子	平2



大中臣頼基集全积	1 册	風間書房	平 3
師輔集清慎公集全积	1 册	山崎正伸編	平 3
本院侍従集全积	1 册	新典社	平 2
一条摂政御集注积	1 册	木船重昭	平 3
齋宮女御集注积	1 册	大学堂書店	昭 42
中務集 相如集注积	1 册	目加田さくを他	昭 56
清原元輔集全积	1 册	風間書房	昭 42
兼盛集注积	1 册	平安文学輪読会	昭 56
馬内侍集注积	1 册	埴書房	昭 42
能宣集注积	1 册	平安文学輪読会	昭 42
藤原仲文集集全积	1 册	埴書房	昭 42
仲文集全积	1 册	大学堂書店	昭 42
		埴書房	昭 42
		木船重昭	昭 42
		大学堂書店	昭 42
		目加田さくを他	昭 42
		風間書房	昭 42
		平安文学輪読会	昭 42
		埴書房	昭 42
		平安文学輪読会	昭 42
		埴書房	昭 42
		木船重昭	昭 42
		大学堂書店	昭 42
		藤本一恵	昭 42
		風間書房	昭 42
		高橋正治	昭 42
		貴重本刊行会	昭 42
		竹鼻 績	昭 42
		貴重本刊行会	昭 42
		増田繁夫	昭 42
		貴重本刊行会	昭 42
		片桐洋一他	昭 42
		風間書房	昭 42
		木船重昭	昭 42
		笠間書院	昭 42

実方集注釈		1冊	竹鼻 績	平5
実方中将集小馬命婦集注釈		1冊	貴重本刊行会 木船重昭	平5
深養父集小馬命婦集全釈		1冊	大学堂書店 藤本一恵・木村初恵	平11
為頼集全釈		1冊	風間書房 筑紫平安文学会	平6
源重之集子の僧の集重之女集全釈		1冊	風間書房 目加田さくを	昭63
小大君全釈		1冊	風間書房 平塚トシ子他	昭12
花山院の生涯	改訂版	1冊	翰林書房 今井源衛	昭46
長能集注釈		1冊	桜楓社 平安文学輪読会	平1
源兼澄集全釈		1冊	塙書房 春秋会	平3
紫式部集評釈	改訂版	1冊	風間書房 竹内美千代	昭51
紫式部集全評釈		1冊	桜楓社 南波 浩	昭58
紫式部集・紫式部日記の研究		1冊	笠間書院 河内山清彦	昭55
清少納言全歌集 解釈と評論		1冊	桜楓社 萩谷 朴	昭61

源道濟集全積	1冊	笠間叢書	昭62
道命阿闍梨集	1冊	桑原博史 風間書房	昭55
和泉式部全集	1冊	三保サト子編 和泉書院	昭55
和泉式部集総索引	1冊	伊藤博久・保木哲夫編 貴重本刊行会	平6
校正和泉式部集	1冊	清水文雄編 笠間書院	平5
和泉式部集定家考	2冊	清水文雄 笠間書院	平6
和泉式部の研究	1冊	吉田幸一 笠間書院	平2
和泉式部歌集の研究	1冊	古典文庫 小松登美	平7
和泉式部和歌研究連作を中心として	1冊	笠間書院 清水文雄	平14
和泉式部伝の研究	1冊	笠間書院 南二淑	平13
匡衡集全積	1冊	大橋清秀 和泉書院	平6
赤染衛門集全積	1冊	林マリヤ 風間書房	平12
		関根慶子他 風間書房	昭61

公任家集赤染衛門集索引  
 公任集全釈  
 道信集注釈  
 能因集注釈  
 経衡集全釈  
 伊勢大輔集注釈  
 相模集全釈  
 四条宮下野集全釈  
 四条宮下野集全釈  
 定頼集全釈  
 歌論歌学集成  
 歌論歌学集成  
 歌論歌学集成  
 檠八雲御抄とその研究

第二卷 為兼卿和歌抄他  
 第二卷 耕雲口伝他  
 第五卷 薩木鈔他

1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊

貴重本刊行会  
 伊井春樹他  
 風間書房  
 平田喜信・徳植俊之  
 貴重本刊行会  
 川村晃生  
 貴重本刊行会  
 吉田茂  
 風間書房  
 久保木哲夫  
 貴重本刊行会  
 武内はる恵他  
 風間書房  
 清水彰  
 笠間書院  
 安田徳子・平野美樹  
 風間書房  
 森本元子  
 風間書房  
 三弥井書店  
 三弥井書店  
 三弥井書店  
 久曾神昇  
 パルトス社  
 昭63  
 平1  
 平13  
 平4  
 平4  
 平14  
 平4  
 平4  
 昭50  
 平12  
 平1  
 平11  
 平13  
 平11  
 平9

秘儀としての和歌行爲と場  
曼殊院藏古今伝授資料

古今伝授の史的研究

新古今和歌集覺丸本

完本新古今和歌集評釈

新古今集古注集成

新古今集古注集成

新勅撰集総索引

新勅撰和歌集全釈一

新勅撰和歌集全釈二

新勅撰和歌集全釈三

続後撰集総索引

続後撰和歌集

続後撰和歌集全註釈

天理図書館善本叢書

中世古注編 1~3

近世旧注編 1~3

1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	3冊	3冊	3冊	1冊	1冊	7冊	1冊											
木船重昭編	和泉書院	國枝利久・千吉和恵子編	明治書院	滝沢貞夫編	風間書房	神作光・長谷川哲夫	風間書房	神作光・長谷川哲夫	風間書房	神作光・長谷川哲夫	明治書院	滝沢貞夫編	笠間書院	其会編	其会編	笠間書院	東京堂	窪田空穂	八木書店	臨川書店	横井金男	汲古書院	新井栄蔵編	渡部泰明編
平 1	平 11	昭 58	平 12	平 10	平 6	昭 57	平 10	平 9	昭 51	昭 49	平 1	平 2	平 7											

続古今集総索引	1冊	大学堂書店	昭59
続古今和歌集全註釈	1冊	滝沢貞夫編 明治書院	
続拾遺集総索引	1冊	木船重昭編 大学堂書店	平6
続後撰集総索引	1冊	滝沢貞夫編 明治書院	昭60
吉田兼右筆十三代集新後撰和歌集	1冊	滝沢貞夫編 明治書院	昭61
玉葉集総索引	1冊	久保田淳編 笠間書院	平8
吉田兼右筆十三代集玉葉和歌集	1冊	久保田淳編 明治書院	昭63
太山寺本玉葉和歌集	2冊	笠間書院	平7
玉葉和歌集全注釈	4冊	浜口博章解題 汲古書院	平5
続千載集総索引	1冊	岩佐美代子 笠間書院	平8
仏教大学付属図書館蔵続千載和歌集	1冊	滝沢貞夫 明治書院	平2
続後拾遺集総索引	1冊	國枝利久・千原孝子編 和泉書院 滝沢貞夫 明治書院	平12
		滝沢貞夫 明治書院	平3

吉田兼右筆十三代集続後拾遺和歌集	1冊	久保田淳編 笠間書院	平11
京都府立総合資料館蔵風雅和歌集	1冊	園枝利久・千吉和恵子編 和泉書院	平12
風雅和歌集	1冊	次田香澄・岩佐美代子校注 三弥井書店	昭49
新千載集総索引	1冊	滝沢貞夫編	平5
新拾遺集総索引	1冊	明治書院	平11
新統拾遺集総索引	1冊	滝沢貞夫編	平13
新統古今集総索引	1冊	明治書院	平14
夫木和歌抄	7冊	宮内庁書陵部編	昭59
夫木和歌抄初二句索引	1冊	明治書院	昭59
国宝西本願寺三十六人集	1冊	永青文庫叢刊	昭60
西本願寺三十六人集集成	1冊	汲古書院	昭19
西本願寺本二十六人家集本文と五句末逆引き索引	1冊	飯島春敬・久曾神昇 越後屋書房	昭57
御所本二十六人集本文・索引・研究	1冊	久曾神昇 風間書房	昭59
		岨 博司編	昭59
		笠間書院	平12
		島田良三・千艘秋男編	平12

御薙三十六人集	三十六人集		40冊	笠間書院	昭45
中世歌壇史の研究 <small>南北朝期</small>	新訂新版		1冊	久曾神昇 塙書房	昭35
中世歌壇史の研究 <small>室町前期</small>	新訂新版		1冊	井上宗雄	昭62
中世歌壇史の研究 <small>室町後期</small>	新訂新版		1冊	明治書院	昭62
中世初期歌人の研究			1冊	井上宗雄	昭59
藤原俊成論考			1冊	明治書院	昭62
藤原俊成の研究			1冊	井上宗雄	昭59
西行全集			2冊	田渕句美子	平13
西行全集			1冊	笠間書院	平5
山家集の校本と研究			1冊	上條彰次	平5
藤原定家全歌集全句索引	本文編		2冊	新典社	平5
索引編			2冊	松野洋一	昭48
訳注藤原定家全歌集			2冊	笠間書院	昭48
			1冊	伊藤美久 <small>曾神昇編</small>	昭56
			1冊	ひたく書房	昭56
			1冊	久保田淳編	平8
			1冊	日本古典文学会	平8
			1冊	寺沢行忠	平5
			1冊	笠間叢書	平5
			2冊	赤羽淑編	昭48
			2冊	笠間書院	昭48
			2冊	久保田淳	昭60



藤原定家全歌集	1冊	河出書房新社	昭49
名月記	3冊	国書刊行会	昭45
訓詁名月記	6冊	今川文雄	昭52
名月記人名索引	1冊	河出書房新社	昭60
藤原定家名月記の研究	1冊	今川文雄	昭60
藤原定家の歌風	1冊	河出書房新社	昭8
藤原定家研究	1冊	辻彦三郎	昭8
寂蓮法師全歌集とその研究	1冊	吉川弘文館	昭50
寂蓮の研究	1冊	赤羽淑	昭60
顕昭・寂蓮	1冊	桜楓社	昭13
史伝後鳥羽院	1冊	佐藤恒雄	昭13
無名抄全講	1冊	風間書房	昭50
無名抄全解	1冊	半田公平	昭8
		笠間書院	
		半田公平	
		勉誠社	
		久曾神昇	
		三省堂	
		目崎徳衛	
		吉川弘文館	
		築瀬一雄	
		加藤中道館	
		高橋和彦	

兼好法師全歌集総索引	1冊	和泉書院 稲田利徳・稲田清子編	昭58
藤原為家全歌集	1冊	和泉書院 佐藤恒雄編	平14
和歌四天王の研究	1冊	風間書房 稲田利徳	平11
建礼門院右京大夫集校本及び総索引	1冊	笠間書院 井狩正司編	昭44
建礼門院右京大夫集評解	1冊	笠間書院 村井順	昭63
守覚親王全歌注釈	1冊	有精堂 小田剛	平13
式子内親王全歌注釈	1冊	和泉書院 小田剛	平13
俊成卿女全歌索引	1冊	和泉書院 森本元子	昭52
光厳院御集全釈	1冊	武蔵野書院 岩佐美代子	平12
京極派歌人の研究	1冊	風間書房 岩佐美代子	昭59
訳注為兼卿和歌抄	1冊	笠間書院 土岐善麿	昭38
今川了俊の研究	1冊	初音書房 荒木尚	昭52
		笠間書院	

歌人正徹研究序説	1冊	白井忠功	平6
一条兼良全歌集本文と各句索引	1冊	勉誠社	
一条兼良藤河の記全釈	1冊	武井和人編	昭58
一条兼良の書誌的研究	1冊	笠間書院	
三条西実隆と古典学新訂改版	1冊	外村展子	昭58
連歌総目録	1冊	風間書房	
連歌貴重文献集成記念論集連歌研究の展開	1冊	武井和人	平12
連歌と中世文芸	1冊	おうふう	
連歌論の研究	1冊	官川葉子	平10
連歌の新研究論考編	1冊	風間書房	
連歌の新研究索引編	1冊	連歌総目録編纂会	平9
連歌語彙の研究	1冊	明治書院	
連歌論集	2冊	金子金治郎編	昭60
		勉誠社	
		其刊行会編	昭52
		角川書店	
		金子金治郎	昭59
		桜楓社	
		勢田勝郭	平4
		桜楓社	
		勢田勝郭	平5
		桜楓社	
		山内洋一郎	平7
		和泉書院	
		八木書店	昭48
		天理図書館善本叢書	

新撰菟玖波集 <small>夷隆本</small>	1冊	角川書店	昭45
新撰菟玖波集 <small>夷隆本</small>	1冊	八木書店	昭50
新撰菟玖波集全積1	1冊	三弥井書店	平11
新撰菟玖波集全積2	1冊	三弥井書店	平12
新撰菟玖波集全積3	1冊	三弥井書店	平13
宗祇連歌集	1冊	伊地知鉄男編	昭63
宗祇	1冊	早稲田大学出版部	
宗祇名作百韻注釈	1冊	伊地知鉄男	平8
連歌師宗祇の実像	1冊	汲古書院	昭60
近世和歌撰集集成 <small>地下篇</small>	1冊	金子金治郎	平11
近世和歌撰集集成 <small>地上篇上</small>	1冊	桜楓社	昭60
近世和歌史論	1冊	上野洋三編	昭62
近世の和歌と国学	1冊	明治書院	平4
近世歌学集成 <small>上中</small>	2冊	山本嘉将	昭54
近世歌学集成 <small>下 索引篇</small>	1冊	パルトス社	平9
		伊藤正雄	
		皇學館大学出版部	
		近世和歌研究会	
		明治書院	
		近世和歌研究会	
		明治書院	
		近世和歌研究会	
		伊地知鉄男	
		早稲田大学出版部	
		伊地知鉄男編	
		三弥井書店	
		三弥井書店	
		三弥井書店	
		八木書店	
		角川書店	
		横山重・金子金治郎校訂	

近世古今伝授史の研究地下篇

明治書院  
日下幸男  
新典社

平 10

# 上代文学

古代地名大辞典

2 冊

角川文化振興財団編

平 11

角川書店

古代史籍集

天理図書館善本叢書

1 冊

八木書店

昭 47

古代史籍続集

天理図書館善本叢書

1 冊

八木書店

昭 50

古代典籍文書論考

1 冊

虎尾俊哉

昭 57

日本の古典籍と古代史

1 冊

吉川弘文館

昭 59

正倉院文書と木簡の研究

1 冊

吉川弘文館

平 10

古代文書論 正倉院文書と木簡・漆紙文書

1 冊

東野治之

平 11

正倉院古文書影印集成

第一期

8 冊

石上英一他編  
東京大学出版会

昭 63

正倉院古文書影印集成

第二期

6 冊

宮内庁正倉院事務所編  
八木書店

平 7

正倉院古文書目録

1 冊

奈良帝院博物館編  
文献出版

昭 59

祝詞全評釈 延喜式祝詞 中臣寿詞

1冊

青木紀元  
奈良帝院博物館文書院

平 12

延喜式祝詞講義 中臣寿詞講義

4冊

鈴木重胤  
国書刊行会

昭 53

聖徳太子信仰の成立

1冊

田中嗣人  
吉川弘文館

昭 58

増補六国史復刻

1冊

佐伯有義編  
名著普及会

昭 57

古京遺文注釈

1冊

上代文献を読む会  
桜楓社

平 1

続日本紀考証

1冊

村尾元融  
国書刊行会

昭 46

日本後紀

天理図書館全本叢書

1冊

八木書店

昭 53

懐風藻新註

1冊

林 古溪  
パルトス社

平 8

## 中古文学

翻刻平安文学研究資料稿

30冊

広島平安文学研究会

古代文学論叢

15冊

紫式部学会編  
武蔵野書院

平安朝文学事典

1冊

岡一男編  
東京堂出版

平 3

時代別日本文学史事典中古編

1冊

有精堂

平 7

平安朝文学史	1冊	久松潜一他監修	昭40
王朝文学史	1冊	明治書院	
日本文学史 中古編	1冊	秋山 虔編 東京大学出版会	昭59
講座平安文学論究 十	1冊	阿部秋夫 塙選書	昭41
講座平安文学論究 十一	1冊	平安文学論究会編	平6
講座平安文学論究 十三	1冊	風間書房	平8
平安京の風土と文学	1冊	平安文学論究会編	平10
古典文学研究の基礎と方法	1冊	風間書房	
平安時代の文学と生活	1冊	池田亀鑑	昭43
平安時代の作家と作品	1冊	至文堂	
論考平安王朝の文学 一条朝の前と後	1冊	池田亀鑑	昭56
中古文学の形成と展開 王朝文学前後	1冊	至文堂	
中古文学の形成と展開 中古から中世へ	1冊	石川 徹編 武蔵野書院	平4
		稲賀敬二編	平10
		新典社	
		稲賀敬二・増田欣編	平7
		和泉書院	
		稲賀敬二・増田欣編	平7
		和泉書院	
		稲賀敬二・増田欣編	平7
		和泉書院	

王朝文学の研究	1冊	今井源衛	平7
平安朝文学の史的考察	1冊	パルトス社	
王朝文学 資料と論考	1冊	萩谷 朴	昭44
平安朝文学の史的研究	1冊	白帝社	
平安時代の歴史と文学	2冊	橋本不美男	平4
平安時代の文学と生活	3冊	笠間書院	
平安時代史事典	3冊	山中 裕	昭49
平安京提要	1冊	吉川弘文館	昭56
撰関時代史の研究	1冊	山中 裕他編	平6
王朝の明暗	1冊	至文堂	平6
平安時代世俗画の研究	1冊	古代学協会他編	平6
平安時代の年中行事	1冊	角川書店	平6
平安朝漢文学総合索引	1冊	古代学協会他編	昭40
		角川書店	
		吉川弘文館	
		吉川弘文館	
		角田文衛	平4
		東京堂出版	
		秋山光和	昭39
		吉川弘文館	
		山中 裕	平6
		埴選書	
		其研究会編	昭62





平安時代補任及び女人綜覧	人物索引	1冊	笠間書院	平8
平安人名辞典	長保二年	1冊	本多伊平編 笠間書院	平5
平安朝日記と逸文の研究		1冊	榎野広造編 高科書店	平12
平安朝官人と記録の研究		1冊	木本好信 おうふう	平12
日記文学概説		1冊	木本好信 おうふう	平12
撰関時代と古記録		1冊	玉井幸助 国書刊行会	昭57
物語和歌総覧	本文編 索引編	2冊	山中裕編 吉川弘文館	平2
宇津保物語	本文と索引	3冊	久曾神昇他編 風間書房	昭49
落窪物語総索引		1冊	宇津保物語研究会編 笠間書院	昭48
伊勢物語総索引		1冊	松尾聡他編 明治書院	昭42
真名本伊勢物語	本文と索引	1冊	大野晋他編 明治書院	昭47
鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊		8冊	高橋忠彦他編 新典社 片桐洋一編 八木書店	平12 昭63

伊勢物語古注釈の研究	増訂版	1冊	大津有一	昭	61
大和物語語彙索引		1冊	八木書店 塚原鉄雄他編	昭	45
大和物語評釈上		1冊	笠間書院	平	11
大和物語評釈下		1冊	今井源衛 笠間書院	平	12
大和物語古註釈大成		1冊	今井源衛	昭	54
校本大和物語とその研究		1冊	笠間書院 日本図書	昭	45
平中物語 本文と索引		1冊	阿部俊子 三省堂	昭	44
源氏物語大成 普及版		14冊	山田 巖他 洛文社	昭	59
源氏物語事典		2冊	池田亀鑑 中央公論社	昭	35
源氏物語古註釈叢刊 既刊		7冊	池田亀鑑編 東京堂		
源氏物語資料影印集成		12冊	中野幸一編 武蔵野書院	平	1
紫明抄 河海抄		1冊	中野幸一編 早稲田大学出版部	昭	43
河海抄 伝兼良筆本 天理図書館善本叢書		2冊	玉上琢弥編 角川書店	昭	60
花鳥余情源氏和秘抄源氏物語之内不審条々他		1冊	八木書店 中野幸一編	昭	53

源氏物語古注釈書 尋流抄	1冊	武蔵野書院	平	12
源氏釈	1冊	笠間書院	平	12
仙源抄	1冊	波谷栄一編 おうふう	平	10
弄花抄 付源氏物語聞書	1冊	岩坪 健編 おうふう	平	10
一葉抄	1冊	伊井春樹編 桜楓社	平	5
休聞抄	1冊	井爪康之編 桜楓社	昭	59
内閣文庫本 細流抄	1冊	井爪康之編 おうふう	平	7
明星抄 雨夜談抄 種玉編次抄	1冊	伊井春樹編 おうふう	平	5
孟津抄	3冊	中野幸一編 武蔵野書院	昭	55
万水一路	5冊	野村精一編 おうふう	平	5
岷江入楚 一〜五	5冊	伊井春樹編 桜楓社	昭	63
岷江入楚 桐壺〜花散里	1冊	中田武司編 おうふう	昭	55
		中野幸一編 武蔵野書院	昭	59

岷江入楚 須磨く常夏	1冊	中野幸一編	昭61
岷江入楚 篝火く雲隠	1冊	武蔵野書院	平9
岷江入楚 匂兵部卿官く夢浮橋	1冊	中野幸一編	平12
増注源氏物語湖月抄	3冊	武蔵野書院	平12
源氏物語外篇 山路の露 本文と総索引	1冊	有川武彦校訂	昭54
講座源氏物語の世界	9冊	名著普及会	昭54
源氏物語講座	9冊	山内洋一郎編	平8
源氏物語講座	9冊	笠間書院	平8
源氏物語講座	9冊	有斐閣	昭55
源氏物語講座	9冊	有精堂	昭55
論集源氏物語とその後	10冊	勉誠社	平3
研究講座源氏物語の視界	5冊	王朝物語研究会編	平2
論叢源氏物語1	1冊	新典社	平6
論叢源氏物語2	1冊	王朝物語研究会編	平11
論叢源氏物語3	1冊	新典社	平12
論叢源氏物語4	1冊	王朝物語研究会編	平13
論叢源氏物語5	1冊	新典社	平14

源氏物語の探求	16冊	源氏物語探求会編 風間書房	昭51
源氏物語と平安文学	4冊	早稲田大学中文学研究会編	昭63
源氏物語 増補国語国文学研究史大成	2冊	早稲田大学出版部 阿部秋夫他編	昭52
源氏物語 I	1冊	三省堂 日本文学研究資料叢書	平1
源氏物語 III	1冊	有精堂 日本文学研究資料叢書	平1
源氏物語 IV	1冊	有精堂 日本文学研究資料叢書	平3
源氏物語の主題上	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平10
源氏物語の主題下	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平11
源氏物語の人物論	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平12
源氏物語の思想	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平13
源氏物語と物語論・物語史	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平13
源氏物語における伝承の型と話型	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平13
源氏物語の話型と漢詩文	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平12

源氏物語の自然と風土	1冊	風間書房	平14
源氏物語の行事と風俗	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平14
源氏物語と王朝文化	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平12
源氏物語の本文	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平12
源氏物語享受史	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平12
源氏物語と紫式部	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平13
源氏物語の表現と構造	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平13
源氏物語の人物と構造	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平13
源氏物語・枕草子 研究と資料	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平13
源氏物語と女流日記 研究と資料	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平13
源氏物語とその影響 研究と資料	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平13
源氏物語及び以後の物語 研究と資料	1冊	源氏物語研究集成 風間書房	平13

源氏物語と和歌	研究と資料	1冊	紫式部学会編	昭49
源氏物語と和歌	研究と資料II	1冊	武蔵野書院	昭57
源氏物語と歌物語	研究と資料	1冊	紫式部学会編	昭59
源氏物語と日記文学	研究と資料	1冊	武蔵野書院	昭4
源氏物語と源氏以前	研究と資料	1冊	紫式部学会編	平6
源氏物語とその前後	研究と資料	1冊	武蔵野書院	平9
源氏物語の背景	研究と資料	1冊	紫式部学会編	平13
伊勢と源氏	物語本文の享受	1冊	武蔵野書院	平12
『源氏物語』の異本を読む		1冊	国文学研究資料館編	平13
源氏物語の世界		1冊	臨川書店	平5
源氏物語の物語論		1冊	秋山 虔	平5
源氏物語の本文		1冊	東京大学出版会	昭60
源氏物語研究序説		1冊	阿部秋夫	昭61
			岩波書店	平3
			阿部秋夫	
			岩波書店	
			阿部秋夫	
			岩波書店	
			阿部秋夫	
			岩波書店	
			阿部秋夫	
			岩波書店	
			阿部秋夫	
			岩波書店	
			阿部秋夫	
			岩波書店	



源氏物語の研究	源氏物語の文獻学的研究序説	源氏物語論集	源氏物語論攷その他	源氏物語の基底と創造	源氏物語の原点	源氏物語前後	源氏物語の研究 成立と伝流 補訂版	源氏物語の研究 物語流通機構論	源氏物語の内と外	源氏物語の思念	源氏物語の研究 改訂版					
1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊					
東京大学出版会	阿部秋夫編 東京大学出版会	池田利夫	笠間叢書 石田譲二	桜楓社	石田譲二	笠間書院	伊藤 博 武蔵野書院	伊藤 博 明治書院	明治書院	稲賀敬二 和泉書院	稲賀敬二 笠間書院	稲賀敬二 笠間書院	稲賀敬二 笠間書院	風間書房	今井源衛 今井源衛	今井源衛 未来社
平 5	昭 63	昭 46	平 1	平 6	昭 55	昭 55	昭 58	平 5	昭 62	昭 62	昭 56					

物語文学構造論	1冊	今井久代	平13
源氏物語の本文と享受	1冊	風間書房	昭61
源氏物語「本文と享受」の方法	1冊	岩下光雄	昭4
源氏物語「本文と享受」の研究	1冊	和泉書院	平4
源氏物語の思惟と表現	1冊	岩下光雄	平10
源氏物語の方法	1冊	和泉書院	平9
源氏物語正篇の研究	1冊	上坂信男編	平9
源氏物語続篇の研究	1冊	新典社	平9
増訂源氏物語の基礎的研究	1冊	上坂信男・湯本なぎさ	平9
源氏物語の研究 創作過程の探求	1冊	明現社	昭50
源氏物語表現史 喩と王権の位相	1冊	大朝雄二	昭50
源氏物語の研究	1冊	桜楓社	平3
源氏物語の研究 続	1冊	大朝雄二	平3
		桜楓社	
		岡一男	昭41
		東京堂出版	昭41
		小山敦子	昭50
		武蔵野書院	昭50
		川添房江	平10
		翰林書房	平10
		木船重昭	昭44
		大学堂書店	昭44
		木船重昭	昭44
		木船重昭	昭44

源氏物語研究	明石一族をめぐって	1冊	大学堂書店	平7
源氏物語の史的空間	金順姫	1冊	三弥井書店	平7
源氏物語批評	後藤祥子	1冊	東京大学出版会	昭61
源氏物語の歌ことば表現	小嶋菜穂子	1冊	有精堂	平7
源氏物語を軸とした王朝文学世界の研究	小町谷照彦	1冊	東京大学出版会	平5
源氏物語成立研究	小山利彦	1冊	桜楓社	昭57
源氏物語構成論	斎藤正昭	1冊	笠間書院	平13
新補新攷源氏物語研究史	坂本共展	1冊	笠間叢書	平7
源氏物語の主題と構造	重松信弘	1冊	重松信弘	昭56
源氏物語論集	風間書房	1冊	風間書房	昭56
源氏物語の論理	重松信弘	1冊	風間書房	昭59
源氏物語研究	篠原昭二	1冊	東京大学出版会	平4
	島津久基・山岸徳平・沼田龜鑑		有精堂	昭52

源氏物語の風景と和歌	1冊	清水婦久子	平9
源氏物語論	1冊	和泉書院	
源氏物語の思考	1冊	清水好子	昭58
		瑯選書	
源氏物語の主題と構想	1冊	高木和子	平14
		風間書房	
「源氏物語」の創作過程	1冊	高橋和夫	昭55
		桜楓社	
源氏物語 歴史と虚構	1冊	高橋和夫	平4
		桜楓社文書院	
源氏物語 引用の研究	1冊	田中隆昭	平5
		勉誠社	
源氏物語の創造 増訂版	1冊	田中隆昭	平11
		勉誠出版	
源氏物語論考	1冊	野村精一	昭50
		桜楓社	
源氏物語 両義の糸	1冊	浜橋頭一	平9
		笠間叢書	
源氏物語のテキスト生成論	1冊	原岡文子	平3
		有精堂	
源氏物語の主題	1冊	土方洋一	平12
		笠間書院	
源氏物語の準拠と話型	1冊	日向一雅	昭58
		桜楓社	
		日向一雅	平11

源氏物語の形成	1冊	至文堂	昭47
源氏物語論	1冊	深沢三千男 桜楓社	昭47
源氏物語の研究	1冊	藤井貞和 岩波書店	平12
源氏物語主題論争	1冊	藤村 潔 桜楓社	昭55
源氏物語の想像力	1冊	藤村潔・大朝雄二 笠間叢書	平1
源氏物語の人ことば文化	1冊	藤本勝義 笠間叢書	平6
源氏物語と貴族社会	1冊	藤本勝義 新典社	平11
源氏物語の生活世界	1冊	増田繁夫 吉川弘文館	平14
源氏物語の言説	1冊	松井健児 翰林書房	平12
源氏物語の〈語り〉と〈言説〉	1冊	三谷邦明 翰林書房	平14
源氏物語 語りと表現	1冊	三谷邦明 有精堂	平6
源氏物語 感覚の論理	1冊	三谷邦明・東原伸明 有精堂	平3
		三田村雅子 有精堂	平8

源氏物語の伝承と創造	1冊	三苦浩輔	平7
源氏物語の表現と人物造型	1冊	桜楓社	
源氏物語の方法	1冊	森一郎	平12
源氏物語考論	1冊	和泉書院	
源氏物語生成論	1冊	森一郎	昭44
源氏物語の考究	1冊	桜楓社	
源氏物語の史的研究	1冊	森一郎	昭62
源氏物語攷	1冊	笠間書院	
〈みやび〉異説 『源氏物語』という文化	1冊	森一郎	昭61
源氏物語論	1冊	世界思想社	
源氏物語の本文批判	1冊	森岡常夫	昭58
源氏物語の視覚	1冊	風間書房	
源氏物語主題論	1冊	山中裕	昭61
		思文閣出版	
		山本利達	平9
		塙書房	平7
		吉井美弥子編	
		森話社	平9
		吉岡曠	
		笠間書院	昭47
		吉岡曠	
		笠間叢書	平6
		吉海直人	
		翰林書房	平4
		鷺山茂雄	
			昭60

夢の浮橋 「源氏物語」の詩学	1冊	埴選書 ハルオ シラネ	平4
源氏物語の仏教思想	1冊	中央公論社 岩瀬法雲	昭47
源氏物語の宗教意識の根底	1冊	笠間叢書 斎藤暁子	昭62
源氏物語の仏教	1冊	桜楓社 丸山キヨ子	昭60
源氏物語と天台浄土教	1冊	創文社 三角洋一	平8
源氏物語と白楽天	1冊	若草書房 中西進	平9
源氏物語の語義の研究	1冊	岩波書店 山崎良幸	昭53
「あはれ」と「もののあはれ」の研究	1冊	風間書房 山崎良幸	昭61
源氏物語形容詞類語彙の研究	1冊	風間書房 進藤義治	昭53
源氏物語を中心としたうつくし・おもしろし致	1冊	笠間叢書 松尾聰	昭51
源氏物語の影響史	1冊	笠間叢書 島内景二	平12
源氏物語受容史論考 正統	2冊	笠間書院 寺本直彦 風間書房	昭59

源氏物語論考	古注釈・受容	1冊	寺本直彦	平1
『源氏物語』とその受容		1冊	風間書房	
源氏物語受容論序説		1冊	寺本直彦編	昭59
源氏物語の源泉受容の方法		1冊	右文書院	
源氏物語作中人物論		1冊	伊藤鉄也	平2
源氏物語作中人物論集		1冊	桜楓社	
源氏物語女性考		1冊	藤河家利昭	平7
源氏物語有職の研究		1冊	勉誠社	
風俗上よりみたる源氏物語描写時代の研究		1冊	森一郎	昭54
源氏物語と平安京		1冊	笠間叢書	
源氏物語の地理		1冊	森一郎編	平5
源氏物語の薫り		1冊	勉誠社	
源氏物語絵巻詞書総索引		1冊	関みさを	昭45
			八木書店	
			石村貞吉	昭39
			風間書房	
			伊藤慎吾	昭43
			風間書房	
			玉上琢弥	平6
			桜楓社	
			魯文衛・加賀重文編	
			思文閣出版	平11
			尾崎左永子	昭61
			求龍堂	
			田島毓堂編	平6



改訂増補紫式部日記用語索引	復刻	1冊	汲古書院	平11
紫式部日記語彙用例総索引		1冊	佐伯梅友監修 牧野出版	平9
紫式部日記全注釈		2冊	今西祐一郎他編 勉誠社	平60
紫式部日記古注集成		1冊	萩谷 朴 角川書店	平3
枕草子大事典		1冊	前田惟義編 桜楓社	平13
枕草子 本文及び総索引		1冊	枕草子研究会編 勉誠出版	平6
校本枕草子		5冊	榊原邦彦編 和泉書院	昭28
新校本枕草子		1冊	田中重太郎 古典文庫	平3
三卷本枕草子本文集成		1冊	根来 司編 笠間叢書	平11
堺本枕草子本文集成		2冊	杉山重行編 笠間書院	昭63
堺本枕草子評釈		1冊	林和比古 私家版	平2
枕草子全注釈		5冊	速水博司 有朋堂	昭47
			田中重太郎 角川書店	

枕草子解環	5冊	萩谷 朴	昭56
本朝文粹注釈	2冊	同朋舎	昭57
大鏡新考	3冊	柿村重松 保坂弘司	昭49
土佐日記本文及語彙索引	1冊	学燈社	昭56
土佐日記全注釈	1冊	小久保崇明他編	昭56
土佐日記 訳注と評論	1冊	笠間書院	昭42
土佐日記古註大成	1冊	萩谷 朴 角川書店	昭61
改訂新版かげろふ日記総索引	2冊	今井卓爾 早稲田大学出版部	昭54
蜻蛉日記解釈大成	9冊	日本図書センター 佐伯梅友他編	昭56
蜻蛉日記校本・書入諸本の研究	1冊	風間書房	昭58
更級日記総索引	1冊	上村悦子 明治書院	昭38
更級日記全評釈	1冊	上村悦子 古典文庫	昭61
全釈更級日記	1冊	東 節夫他編 武蔵野書院	平 8
		小谷野純一 風間書房	平 1
		鈴木知太郎他 笠間書院	

更級日記 訳注と評論		1冊	今井卓爾	昭61
更科日記評解	改訂版	1冊	早稲田大学出版部 玉井幸助 有精堂	平1
和泉式部日記総索引		1冊	東節夫他編	昭55
和泉式部全集・研究		4冊	武蔵野書院 吉田幸一編	昭34
和泉式部研究		1冊	古典文庫 清水文雄	昭62
和泉式部日記論攷		1冊	笠間書院 森田兼吉	昭52
栄花物語本文と索引		3冊	笠間書院 高知大学国語史研究 会編 武蔵野書院	平5
栄花物語語句索引		1冊	松村博司編	昭61
栄花物語全註釈		9冊	名古屋大学出版会 松村博司	昭44
栄花物語古註釈大成 大鏡全評釈		1冊 2冊	角川書店 日本図書センター	昭54 昭54
今鏡 本文及び総索引		1冊	保坂弘司 学燈社	昭54 昭54
日本霊異記漢字総索引		1冊	榊原邦彦他編 笠間書院 藤井俊博編 笠間書院	平11 昭59

三宝絵詞自立語索引	1冊	中央大学国語研究会	昭60
三宝絵詞付属語索引	1冊	編 笠間書院 中央大学国語研究会	昭61
今昔物語集文節索引	28冊	編 笠間書院 馬淵和夫監修	昭51
今昔物語集読解 1	1冊	笠間書院	平2
今昔物語集読解 2	1冊	松尾 拾 笠間書院	平6
今昔物語集読解 3	1冊	松尾 拾 笠間書院	平8
今昔物語集読解 4	1冊	松尾 拾 笠間書院	平9
今昔物語集読解 5	1冊	松尾 拾 笠間書院	平10
今昔物語集読解 6	1冊	松尾 拾 笠間書院	平11
打聞集の研究と総索引	2冊	東辻保和 清文堂出版	昭56
打聞集 研究と本文	1冊	其読む会 笠間書院	昭46

# 中世文学

校本『中外抄』・『富家語』とその研究	1冊	宮田裕行編 勉誠社	昭57
古本説話集総索引	1冊	山内洋一郎編 風間書房	昭56
古本系江談抄注解 補訂版	1冊	江談抄研究会編	平5
類聚本系江談抄注解	1冊	武蔵野書院	昭58
古事談	2冊	武蔵野書院	昭56
続古事談注解	1冊	小林保治校注 現代思潮社	昭13
宇治拾遺物語総索引	1冊	神戸説話研究会編 和泉書院	昭62
宇治大納言物語 伊達本	2冊	増田繁夫他編 清文堂出版	昭60
十訓抄 本文と索引	1冊	吉田幸一編 古典文庫	昭57
校本十訓抄	1冊	泉基博編 笠間書院	平8
古今著聞集総索引	1冊	泉基博編 右文書院 有賀加寿子編 笠間書院	平14

宝物集

対校水鏡

増鏡総索引

神皇正統記注解

職原抄講義

1冊

3冊

1冊

3冊

2冊

山田昭全他編

おうふう

小久保崇明他編

私家版

門屋和雄編

明治書院

御橋惠言

続群書類従完成会

大久保初雄

明善堂

平7

昭63

昭53

平13

明27

# 漢学

国訳漢文大成

続国訳漢文大成

続国訳漢文大成

中国古典文学大系

新訂 中国古典選

新訳漢文大系

漢詩大系

漢詩大観

中国詩文選

道教と宗教文化

正・続

文学部

経子史部

88冊

24冊

24冊

60冊

21冊

59冊

24冊

5冊

23冊

1冊

東洋文化協会

東洋文化協会

東洋文化協会

平凡社

朝日新聞社

明治書院

集英社

佐久 節編

鳳出版

筑摩書房

秋月観曉編

昭30

昭31

昭31

昭42

昭40

昭50

昭50

昭49

昭48

昭62

# 日本史

国史大事典	17冊	吉川弘文館	昭54
大日本資料	既刊 354冊	東京大学史料編纂所	
大日本古文書	既刊 202冊	東京大学出版会	
史料綜覧	17冊	東京大学史料編纂所	昭52
大日本古記録	既刊 100冊	東京大学出版会	昭27
増補史料大成	正編 48冊	岩波書店	昭40
増補史料大成	続編 50冊	史料大成刊行会	昭40
続史料大成	22冊	史料大成刊行会	昭42
歴代殘闕日記	35冊	竹内理三等編	昭42
史料拾遺	4冊	臨川書店	昭44
		臨川書店	
		統史料大成刊行会	
		臨川書店	
		黒川春村編	
		臨川書店	
		古代学協会編	
		宮内庁書陵部蔵	

鎌倉遺文	平安遺文	寧樂遺文	翰苑 大宰府天滿宮伝來史書	大宰府大宰府天滿宮史料 中世編 続共	東寺觀智院金剛藏聖教目錄 <small>京都府古文書等緊急調査報告</small>	元興寺編年史料	寧樂遺文	古事類苑	日本思想大系	新訂増補国史大系	日本史料集覽	改訂史籍集覽	付総目解題 書目索引	33冊	臨川書店	平9
50冊	15冊	3冊	1冊	16冊	20冊	3冊	3冊	51冊	67冊	66冊	20冊	総目録共	20冊	近藤瓶城編	昭26	
東京堂出版	竹内理三編	東京堂	竹内理三編	九州文化綜合研究所	同府教育委員會	府立総合資料館編	吉川弘文館	岩城隆利編	東京堂出版	竹内理三編	吉川弘文館	神宮司庁蔵版	岩波書店	吉川弘文館	黒坂勝美編	昭26
昭46	昭54	昭40	昭52	昭32	昭52	昭38	昭42	昭44	昭57	昭26	昭59	昭59	昭26	昭59	昭26	昭59
東京堂出版	竹内理三編	東京堂	竹内理三編	九州文化綜合研究所	同府教育委員會	府立総合資料館編	吉川弘文館	岩城隆利編	東京堂出版	竹内理三編	吉川弘文館	神宮司庁蔵版	岩波書店	吉川弘文館	黒坂勝美編	昭26
昭46	昭54	昭40	昭52	昭32	昭52	昭38	昭42	昭44	昭57	昭26	昭59	昭59	昭26	昭59	昭26	昭59



南北朝遺文	13冊	瀨野精一郎他編	昭55
日本歴史大事典	12冊	東京堂出版	
普及新版		同編集委員会編	昭60
岩波講座 日本歴史	26冊	河出書房新社	昭50
日本史大事典	7冊	岩波書店	昭7
角川日本史辞典 蔵書版	1冊	平凡社	
系図纂要	18冊	高柳光寿、竹内理三編	
姓氏家系辞書	1冊	角川書店	昭48
姓氏家系大事典	2冊	名著出版	昭43
姓氏家系大事典	3冊	太田亮	昭9
日本古代氏族人名辞典	1冊	人物往来社	
新訂版 大日本人名辞書	5冊	太田亮	昭49
藤氏家伝 <small>鎌足・真慈・武智麻呂伝</small> 註釈と研究	1冊	同刊行会	
新撰姓氏録考証 附索引	2冊	同刊行会	昭12
増補六国史	12冊	沖森卓也・佐藤信等	平11
六国史索引	4冊	吉川弘文館	昭44
		栗田寛	
		臨川書店	
		佐伯有義校訂標注	昭15
		朝日新聞社	
		同編集部編	昭49 51

# 東洋史

延喜天曆時代の研究  
院生時代史論集

1冊 1冊

吉川弘文館  
古代学協会編  
吉川弘文館  
榎道雄  
続群書類従完成会

昭44  
平5

古代朝鮮と日本

1冊

西谷正編  
名著出版

平2

古代朝鮮文化と日本

1冊

齋藤忠  
雄山閣

平9

朝鮮古史の研究

1冊

今西龍  
国書刊行会

昭45

三国遺事考証

5冊

三品彰英撰  
塙書房

平7

百濟史研究

1冊

今西龍  
国書刊行会

昭63

# 地方誌

角川日本地名大事典  
増補 大日本地名辞書  
新装版

51冊  
8冊

角川書店  
吉田東伍  
富山房

昭53  
平4  
平2

# 古典復刻

日本国誌資料双書	12冊	太田亮	平4
京都大事典	1冊	臨川書店	昭59
新修京都叢書	23冊	淡交社	昭59
訓読雍州府志	1冊	野間光辰編	平5
		臨川書店	9
		墨川道祐編、芥美彦訓読	
		臨川書店	
西本願寺本三十六人家集	1函	植松安解説	昭9
荏柄天神縁起	3卷	三十六人家集刊行会	昭10
法性寺殿御記	1卷	尊経閣叢刊	平1
		宮内庁書陵部編	
		八木書店	
琵琶譜	1卷	宮内庁書陵部編	平2
		八木書店	
江談抄	1卷	尊経閣叢刊	昭13
秘府略	1冊	山田孝雄解説	昭4
		古典保存会	
河内本 源氏物語	桐箱入	徳川黎明会	昭42
国宝源氏物語絵巻	解説付	講談社	昭5
兼好自撰家集	1帖	尊経閣叢刊	昭5
		高田兼好自筆草稿本解説付	

為兼為相等書狀並案  
伏見宮本 文机談

伏見宮内藏 宮内庁書陵部編並解題  
伝世尊寺行俊筆  
宮内庁書陵部編並解題 釈文

1 卷  
2 卷

宮内庁書陵部  
宮内庁書陵部

昭 昭  
46 63

## 和 本

鎌倉期古鈔本薰集類抄 (上巻抄集本)

1 冊

武田科学振興財団杏  
雨書屋

西園寺文庫本薰集類抄

1 冊

立命館大学図書館西  
園寺文庫

神宮文庫本薰集類抄

1 冊

神宮文庫  
名古屋市立鶴舞中央

河村文庫本薰集類抄

1 冊

図書館河村文庫  
関西大学図書館岩崎

岩崎美隆文庫本薰集類抄

1 冊

美隆文庫  
武田科学振興財団杏

杏雨書屋蔵江戸期写本薰集類抄

1 冊

武田科学振興財団杏  
雨書屋

群書類従正編本

一帙 2 冊

武田科学振興財団杏  
雨書屋

秦箏相承血脉

1 卷

上野音楽学園

以上